

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 1 月 2 4 日) (火 曜 日)

開 会	8
開 議	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	8
日程第 2 会期の決定	8
日程第 3 諸般の報告	8
日程第 4 行政報告	8
宮路市長報告	8
日程第 5 議案第 6 4 号 日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について	9
宮路市長提案理由説明	9
黒田澄子さん	9
横枕社会教育課長	9
黒田澄子さん	9
横枕社会教育課長	1 0
日程第 6 議案第 6 5 号 日置市施設整備基金条例の一部改正について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
橋口総務企画部長兼総務課長	1 0
池満 渉君	1 1
上財政管財課長	1 1
池満 渉君	1 1
上財政管財課長	1 1
日程第 7 議案第 6 6 号 日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
橋口総務企画部長兼総務課長	1 2
日程第 8 議案第 6 7 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 3
日程第 9 議案第 6 8 号 日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3

橋口総務企画部長兼総務課長	1 3
日程第 1 0 議案第 6 9 号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について	1 5
日程第 1 1 議案第 7 0 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 5
日程第 1 2 議案第 7 1 号 日置市一般住宅条例の一部改正について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 7
日程第 1 3 議案第 7 2 号 日置市立学校設置条例の一部改正について	1 8
宮路市長提案理由説明	1 8
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 8
日程第 1 4 議案第 7 3 号 日置市火災予防条例の一部改正について	1 8
宮路市長提案理由説明	1 8
柿内消防本部消防長	1 9
日程第 1 5 議案第 7 4 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号）	2 0
日程第 1 6 議案第 7 5 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	2 0
日程第 1 7 議案第 7 6 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 1 8 議案第 7 7 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 0
日程第 1 9 議案第 7 8 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	2 0
日程第 2 0 議案第 7 9 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 2 1 議案第 8 0 号 令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	2 0
日程第 2 2 議案第 8 1 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 0
宮路市長提案理由説明	2 0
休 憩	2 2
日程第 2 3 陳情第 7 号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書	2 2
日程第 2 4 所管事務調査結果報告について	2 3
散 会	2 3

第 2 号（1 1 月 2 7 日）（金曜日）

開 議	2 7
日程第 1 議案第 8 2 号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	2 7

日程第2 議案第83号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	27
宮路市長提案理由説明	27
橋口総務企画部長兼総務課長	27
山口初美さん	28
散 会	29

第3号（12月7日）（月曜日）

開 議	34
日程第1 一般質問	34
池満 渉君	34
宮路市長	34
池満 渉君	35
濱崎地域づくり課長	35
池満 渉君	36
宮路市長	36
池満 渉君	36
宮路市長	36
池満 渉君	36
濱崎地域づくり課長	37
池満 渉君	37
濱崎地域づくり課長	37
池満 渉君	37
濱崎地域づくり課長	37
池満 渉君	37
濱崎地域づくり課長	37
池満 渉君	37
濱崎地域づくり課長	38
池満 渉君	38
濱崎地域づくり課長	38
池満 渉君	38
濱崎地域づくり課長	39

濱崎地域づくり課長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 7
奥教育長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 9
坂口洋之君	4 9
有村福祉課長	4 9
坂口洋之君	4 9
有村福祉課長	4 9
坂口洋之君	4 9
有村福祉課長	4 9
坂口洋之君	4 9
渦尾学校教育課長	5 0
坂口洋之君	5 0
渦尾学校教育課長	5 0
坂口洋之君	5 1
有村福祉課長	5 1
坂口洋之君	5 1
有村福祉課長	5 1
坂口洋之君	5 1
宮路市長	5 2
坂口洋之君	5 2
有村福祉課長	5 2
坂口洋之君	5 2
有村福祉課長	5 2
坂口洋之君	5 2
有村福祉課長	5 3
坂口洋之君	5 3
有村福祉課長	5 3
坂口洋之君	5 3
有村福祉課長	5 3

坂口洋之君	5 3
宮路市長	5 4
坂口洋之君	5 4
橋口総務企画部長兼総務課長	5 4
坂口洋之君	5 4
橋口総務企画部長兼総務課長	5 4
坂口洋之君	5 4
橋口総務企画部長兼総務課長	5 5
坂口洋之君	5 5
橋口総務企画部長兼総務課長	5 5
坂口洋之君	5 5
宮路市長	5 5
坂口洋之君	5 5
橋口総務企画部長兼総務課長	5 5
坂口洋之君	5 5
橋口総務企画部長兼総務課長	5 5
休 憩	5 6
橋口総務企画部長兼総務課長	5 6
留盛浩一郎君	5 6
宮路市長	5 6
奥教育長	5 7
留盛浩一郎君	5 7
上財政管財課長	5 7
留盛浩一郎君	5 8
濱崎地域づくり課長	5 8
留盛浩一郎君	5 8
上財政管財課長	5 8
留盛浩一郎君	5 8
上財政管財課長	5 8
留盛浩一郎君	5 8
上財政管財課長	5 9
留盛浩一郎君	5 9

梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	5 9
留盛浩一郎君	5 9
奥教育長	6 0
留盛浩一郎君	6 0
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 0
留盛浩一郎君	6 0
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 0
留盛浩一郎君	6 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 1
留盛浩一郎君	6 1
奥教育長	6 2
留盛浩一郎君	6 2
上財政管財課長	6 2
留盛浩一郎君	6 2
宮路市長	6 2
留盛浩一郎君	6 2
上財政管財課長	6 2
留盛浩一郎君	6 3
上財政管財課長	6 3
留盛浩一郎君	6 3
上財政管財課長	6 3
留盛浩一郎君	6 3
上財政管財課長	6 3
留盛浩一郎君	6 3
宮路市長	6 3
留盛浩一郎君	6 4
上財政管財課長	6 4
留盛浩一郎君	6 4
宮路市長	6 4
奥教育長	6 4
橋口正人君	6 5
宮路市長	6 5

	橋口正人君	6 6
	山下健康保険課長	6 6
	橋口正人君	6 6
	山下健康保険課長	6 6
	橋口正人君	6 6
	宮路市長	6 7
	橋口正人君	6 7
	宮路市長	6 7
休	憩	6 7
	橋口正人君	6 7
	久木崎商工観光課長	6 7
	橋口正人君	6 7
	久木崎商工観光課長	6 7
	橋口正人君	6 7
	新川上下水道課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
休	憩	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 8
	久木崎商工観光課長	6 8
	橋口正人君	6 9
	久木崎商工観光課長	6 9

橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	6 9
橋口正人君	6 9
久木崎商工観光課長	7 0
橋口正人君	7 0
久木崎商工観光課長	7 0
橋口正人君	7 0
新川上下水道課長	7 0
橋口正人君	7 0
宮路市長	7 0
散 会	7 0

第4号（12月8日）（火曜日）

開 議	7 4
日程第1 一般質問	7 4
山口政夫君	7 4
宮路市長	7 4
山口政夫君	7 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 5
山口政夫君	7 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 5
山口政夫君	7 5

瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 5
山口政夫君	7 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 6
山口政夫君	7 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 6
山口政夫君	7 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 6
山口政夫君	7 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
山口政夫君	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
山口政夫君	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
山口政夫君	7 7
柿内消防本部消防長	7 8
山口政夫君	7 8
宮路市長	7 8
黒田澄子さん	7 8
宮路市長	7 9
奥教育長	8 0
黒田澄子さん	8 0
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
奥教育長	8 1
黒田澄子さん	8 1
奥教育長	8 1
黒田澄子さん	8 2
奥教育長	8 2
黒田澄子さん	8 2
奥教育長	8 2

黒田澄子さん	8 2
奥教育長	8 2
黒田澄子さん	8 2
山下健康保険課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
山下健康保険課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
内山企画課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
内山企画課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
黒田澄子さん	8 4
上財政管財課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
上財政管財課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
山下健康保険課長	8 5
休 憩	8 5
黒田澄子さん	8 5
山下健康保険課長	8 5
黒田澄子さん	8 6
山下健康保険課長	8 6
黒田澄子さん	8 6
山下健康保険課長	8 6
黒田澄子さん	8 7
山下健康保険課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
山下健康保険課長	8 7
黒田澄子さん	8 7

有村福祉課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
有村福祉課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
有村福祉課長	8 7
山口初美さん	8 8
宮路市長	9 0
奥教育長	9 0
山口初美さん	9 1
宮路市長	9 1
山口初美さん	9 1
宮路市長	9 2
山口初美さん	9 2
宮路市長	9 2
山口初美さん	9 2
宮路市長	9 2
山口初美さん	9 2
奥教育長	9 2
山口初美さん	9 3
山下健康保険課長	9 3
山口初美さん	9 3
橋口総務企画部長兼総務課長	9 3
山口初美さん	9 3
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 3
山口初美さん	9 4
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 4
山口初美さん	9 4
宮路市長	9 4
是枝みゆきさん	9 4
休 憩	9 5
宮路市長	9 5
奥教育長	9 5

是枝みゆきさん	9 6
渦尾学校教育課長	9 6
是枝みゆきさん	9 6
渦尾学校教育課長	9 7
是枝みゆきさん	9 7
渦尾学校教育課長	9 7
是枝みゆきさん	9 7
渦尾学校教育課長	9 7
是枝みゆきさん	9 8
渦尾学校教育課長	9 8
是枝みゆきさん	9 8
渦尾学校教育課長	9 8
是枝みゆきさん	9 8
渦尾学校教育課長	9 9
是枝みゆきさん	9 9
有村福祉課長	9 9
是枝みゆきさん	9 9
有村福祉課長	1 0 0
是枝みゆきさん	1 0 0
有村福祉課長	1 0 0
是枝みゆきさん	1 0 0
有村福祉課長	1 0 0
是枝みゆきさん	1 0 0
有村福祉課長	1 0 0
是枝みゆきさん	1 0 1
有村福祉課長	1 0 1
是枝みゆきさん	1 0 1
有村福祉課長	1 0 1
是枝みゆきさん	1 0 1
山下健康保険課長	1 0 1
是枝みゆきさん	1 0 1
山下健康保険課長	1 0 2

是枝みゆきさん	102
山下健康保険課長	102
是枝みゆきさん	102
宮路市長	102
散会	102

第5号（12月9日）（水曜日）

開議	106
日程第1 一般質問	106
佐多申至君	106
宮路市長	106
奥教育長	107
佐多申至君	107
横枕社会教育課長	108
佐多申至君	108
横枕社会教育課長	108
佐多申至君	108
横枕社会教育課長	108
佐多申至君	108
横枕社会教育課長	108
佐多申至君	108
横枕社会教育課長	108
佐多申至君	108
上財政管財課長	109
佐多申至君	109
宮路市長	110
佐多申至君	110
宮路市長	110
佐多申至君	110
有村福祉課長	110
佐多申至君	110
上財政管財課長	111

	佐多申至君	1 1 1
	山下健康保険課長	1 1 1
	佐多申至君	1 1 1
	上財政管財課長	1 1 1
	佐多申至君	1 1 1
	宮路市長	1 1 1
	佐多申至君	1 1 1
	山下健康保険課長	1 1 1
	佐多申至君	1 1 2
	上財政管財課長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 2
	上財政管財課長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 2
	上財政管財課長	1 1 2
	佐多申至君	1 1 3
	上財政管財課長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 3
	有村福祉課長	1 1 3
	佐多申至君	1 1 4
	有村福祉課長	1 1 4
	佐多申至君	1 1 4
	有村福祉課長	1 1 4
	佐多申至君	1 1 4
	濱崎地域づくり課長	1 1 4
	佐多申至君	1 1 4
	濱崎地域づくり課長	1 1 5
	佐多申至君	1 1 5
	宮路市長	1 1 5
	田畑純二君	1 1 5
休	憩	1 1 6
	宮路市長	1 1 6
休	憩	1 1 7

田畑純二君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
田畑純二君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
久木崎商工観光課長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
久木崎商工観光課長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
田畑純二君	1 2 0
久木崎商工観光課長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
久木崎商工観光課長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
久木崎商工観光課長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
久木崎商工観光課長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
久木崎商工観光課長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
宮路市長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
内山企画課長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
有村福祉課長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
宮路市長	1 2 2

田畑純二君	1 2 2
有村福祉課長	1 2 2
日程第2 議案第74号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第11号)	1 2 2
西菌総務企画常任委員長報告	1 2 2
佐多文教厚生常任委員長報告	1 2 4
黒田産業建設常任委員長報告	1 2 6
日程第3 議案第75号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	1 2 8
日程第4 議案第78号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	1 2 8
日程第5 議案第79号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	1 2 8
佐多文教厚生常任委員長報告	1 2 9
日程第6 議案第76号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	1 3 1
日程第7 議案第77号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	1 3 1
西菌総務企画常任委員長報告	1 3 1
日程第8 議案第80号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	1 3 3
日程第9 議案第81号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)	1 3 3
黒田産業建設常任委員長報告	1 3 3
日程第10 議案第84号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	1 3 4
宮路市長提案理由説明	1 3 4
橋口総務企画部長兼総務課長	1 3 4
日程第11 議案第85号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第12号)	1 3 5
宮路市長提案理由説明	1 3 5
散 会	1 3 6

第6号(12月21日)(月曜日)

開 議	1 4 0
日程第1 議案第64号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について	1 4 0
佐多文教厚生常任委員長報告	1 4 0
日程第2 議案第72号 日置市立学校設置条例の一部改正について	1 4 2
佐多文教厚生常任委員長報告	1 4 2
日程第3 議案第85号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第12号)	1 4 3

西園総務企画常任委員長報告	143
佐多文教厚生常任委員長報告	144
樹産業建設常任副委員長報告	146
日程第4 陳情第7号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書	147
佐多文教厚生常任委員長報告	147
山口初美さん	149
下御領昭博君	149
日程第5 議案第86号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第13号)	150
宮路市長提案理由説明	150
日程第6 閉会中の継続審査申し出について	151
日程第7 閉会中の継続調査申し出について	151
日程第8 議員派遣の件について	151
日程第9 所管事務調査結果報告について	151
閉 会	151
宮路市長	152

令和2年第4回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月24日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
11月25日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
11月26日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生
11月27日	金	本 会 議	追加条例改正
11月28日	土	休 会	
11月29日	日	休 会	
11月30日	月	休 会	
12月 1日	火	委 員 会	議会運営委員会
12月 2日	水	休 会	
12月 3日	木	休 会	
12月 4日	金	休 会	
12月 5日	土	休 会	
12月 6日	日	休 会	
12月 7日	月	本 会 議	一般質問
12月 8日	火	本 会 議	一般質問
12月 9日	水	本 会 議	一般質問（一般質問終了後補正予算表決、追加補正上程）
12月10日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月11日	金	休 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	委 員 会	議会運営委員会
12月15日	火	休 会	
12月16日	水	休 会	
12月17日	木	休 会	
12月18日	金	休 会	
12月19日	土	休 会	
12月20日	日	休 会	

12月21日	月	本 会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決
--------	---	-------	-------------------

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第64号	日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
議案第65号	日置市施設整備基金条例の一部改正について
議案第66号	日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案第67号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第68号	日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
議案第69号	日置市子ども医療費助成条例の一部改正について
議案第70号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第71号	日置市一般住宅条例の一部改正について
議案第72号	日置市立学校設置条例の一部改正について
議案第73号	日置市火災予防条例の一部改正について
議案第74号	令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）
議案第75号	令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第76号	令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
議案第78号	令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第79号	令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第80号	令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第81号	令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第82号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第83号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第84号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
議案第85号	令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）
議案第86号	令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）

陳情第7号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書

第 1 号 (1 1 月 2 4 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	議案第64号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
日程第 6	議案第65号 日置市施設整備基金条例の一部改正について
日程第 7	議案第66号 日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第67号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第68号 日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
日程第10	議案第69号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について
日程第11	議案第70号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12	議案第71号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第13	議案第72号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第14	議案第73号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第15	議案第74号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）
日程第16	議案第75号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第76号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第77号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第78号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第79号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第80号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第81号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	陳情第 7号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書
日程第24	所管事務調査結果報告について

本会議（11月24日）（火曜）

出席議員 21名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
16番	門松慶一君	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	大園貴文君
20番	田畑純二君	21番	池満渉君
22番	漆島政人君		

欠席議員 1名

15番 西蘭典子さん

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから、令和2年第4回日置市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、西菌典子さん、門松慶一君指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの28日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの28日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。令和2年7月分から令和2年9月分までの例月現

金出納検査結果報告及び10月5日から11月9日まで実施されました定例監査の報告がありましたので、その写しを配付いたします。

以上で報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月16日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

8月30日に、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、日置市総合防災訓練を東市来総合運動公園周辺で実施いたしました。東市来地域の各自治会など5団体約250名の参加の下、地震や津波、崖崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互の連携を保ち、情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導などの災害応急対策などが迅速かつ適切に行われるよう防災体制の確立を図ることと、併せて市民の防災意識の高揚を図りました。

次に、9月17日に、美山地区住民の長い願いであった美山地区県道バイパスが開通され、記念式典が美山地区公民館で開催されました。

次に、10月3日、工事関係者など約40人が出席し、日置市吹上人工芝サッカー場落成式を行いました。

次に、10月9日に、官民一体となって防犯への意識の高揚を図るため、全国地域安全運動出発式を行いました。

このほか主要な行政報告につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお

願いたします。

○議長（漆島政人君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 議案第64号日置市B&G
東市来海洋センター、日置
市東市来庭球場及び日置市
東市来相撲場に係る指定管
理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第64号日置市B&G東市
来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日
置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定に
ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第64号は、日置市B&G東市来海洋
センター、日置市東市来庭球場及び日置市東
市来相撲場に係る指定管理者の指定について
であります。

日置市B&G東市来海洋センター、日置市
東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定
管理者を指定したいので、地方自治法第
244条の2第6項の規定により提案するも
のであります。ご審議をよろしく願いた
します。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質
疑はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

議案の第64号について質疑をさせていただきます。

まず、この施設の大規模改修は、今後、当
局としては想定をされておられるのかお尋ね
をいたします。

2点目に、想定されるとしたら、内容はど
のような部分の改修になるのかお尋ねをいた
します。

3点目に、公共施設等管理計画が今年度末
までに策定されるというふうに聞いておりま
すが、それを目前にしての5年間の指定管理
とすることについて、そもそも5年間の指定
管理の施設ではあるんですけども、指定管
理者候補者選定委員の中から、この会議の中
で意見等は出なかったのか。この3点につい
てお尋ねをいたします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

まず、施設大規模改修の今後の想定でござ
いませけれども、B&G海洋センターは昭和
60年に建設され、35年経過しております。
大規模改修については、B&G財団の補助事
業を活用し、平成24年度に外壁工事、平成
28年度にプール改修、温泉用タンク改修を
実施しております。今後においても、経年劣
化による機械等の改修・交換は必要と考
えております。

次に、想定されております内容でございま
す。現在、プール施設の整備計画を策定中
ですが、プールのろ過装置が老朽化してい
るので、緊急性はございませんが、交換等
を必要と考えております。

次に、公共施設等管理計画についての意見
でございますけれども、選定委員会の中
では、公共施設等管理計画に伴う意見は
ございませんでした。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

この公共施設等の管理計画が今年度末とい
うことで、できればもっと早くできたらよ
かったのかなという感想を持っております
が、この指定管理が、5年間の指定管理
を抱えているわけでしたので、それはもう
当局の考え方なんでしょうが。早めに、
やはり作っておくべきだったんだろうか
というふうにも考えています。

このプールの装置の改修ということが、今
後、急ぎではないけれどもという話ではご
ざ

いましたが、おおよそこういったものを改修するとしたときには、金額的にはどれくらいかかるというふうな想定を、まずされているのか。そういったこともあるので、できれば早めにこの公共施設の管理計画ができています、その中からどうにかしないとということもあったのかなと思います。それが1点と、せんだって、ちょっと議運のときに、「大規模改修に至るものとして、状態はあまりよくないけれども利用者が多い、そういったところは大規模改修をしていくべきなのかな」というようなことを言っておられましたけれども。そういった指定管理に関わるものの中にそういったものがあったとしても、今後もこの方式で管理が——今後のものは、もう計画ができた後に考えていかななくてはならないと思いますが、その点を加味しても、やはり5年間の指定管理について何ら意見がなかったということであったということですが、担当課としてもそれが妥当だったというふうにお考えなのかについてだけ、お尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

B & Gにつきましては、公共施設等総合管理計画の中の基本方針の中で、引き続き民間サービスと提携を行い、管理施設の効率化、いわゆるコスト削減やサービスの向上をつなげますところで基本方針を出しておりますので、今回5年間の指定管理をするということになっております。

すみません。金額につきましては、約1,700万円程度を考えております。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第6 議案第65号日置市施設整備基金条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第6、議案第65号日置市施設整備基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、日置市施設整備基金条例の一部改正についてであります。

基金の使途の範囲を拡大するため所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第65号日置市施設整備基金条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、基金の使途の範囲を拡大するための改正が主な内容でございます。

それでは、別紙をお開きください。

第1条は、基金を使用できる範囲を拡大するもので、市の施設整備に市が加入する一部事務組合の施設整備を加え、基金を活用できるようにするものでございます。

第2条、第4条、第6条及び第7条は、条文整理によるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

また、今後の基金の活用計画といたしましては、南薩地区新クリーンセンターの施設整備の財源として活用していきたいと考えてお

ります。

以上が議案第65号についての補足説明となります。ご審議をよろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○21番（池満 渉君）

通告をしております。当局の説明を受けてからというふうに思いました。3点ほど質疑をさせていただきます。

ただいま、南薩のクリーンセンターなどの施設整備にもということがありましたけれども、これらのほかに、今はありませんが、本市が加入する、いわゆる一部事務組合といったものがほかにどのようなものがありますか。

それから、第1条の中に、もちろんこの施設整備基金は施設の整備、大規模の整備をする場合というふうになっております。今回の場合も、一部事務組合の施設の整備に要する経費の財源というふうになっておりますけれども、よもや事務組合の運営あるいは運用の費用までに、幾らかこれがいくというようなことはないでしょうか。そこはしっかりと確約がいただければと思いますが、そこ辺についてはどうでしょうか。

そして、同じように、それぞれの一部事務組合に加盟をする自治体等全ては、本市の今回のこの議案等と同じような措置を取っておられるのかということをお伺いをいたします。全てがこのような、例えば基金があれば条例の改正をするとか何とかということ、対応をしているのかということ。この3つをお伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご質問のありました、クリーンセンターのほかの加入する組合、どのようなものかということで、一部事務組合につきましては6組合ございます。南薩地区衛生管理組

合、それと、いちき串木野市・日置市衛生処理組合、非常勤公務災害、それと議会の公務災害等、あと、後期高齢者広域連合、それと消防補償組合といった6つでございます。

2点目の、運営に持っていくつもりがあるのかというようなことございましたけれども、今回につきましては施設整備の財源だけで、運営の費用には取崩しは行わないというふうに考えております。

3点目の、組合に加入する自治体も同様の措置を取っているのかということございましたけれども、これにつきましては、本市については施設整備の基金があるので、これを財源に少しでもしていきたいというところでございますが、他市において、施設整備の基金を持っていない自治体もございまして、地方債に頼るところもあるようでございますが、どこの自治体も今、財源をどうしていくのかということで検討中でございます。

以上でございます。

○21番（池満 渉君）

それでは、この6つの一部組合については、今後、似たような施設の改修といったようなものがあって、いわゆる負担金というような感じでしょうか。今、それぞれが構成自治体が基金等を持たないかもしれないし、その場合には負担金という形で出すという感じですが、本市の場合は、それらについてこの基金を活用すると、やるという考え方でいいのでしょうか。

それで、これは今言った6つの組合についても、今後そのようなことがあれば、この基金も活用をしていくという理解でよろしいんですか。そのことを確認しておきたいと思っております。

○財政管財課長（上 秀人君）

施設整備基金を取り崩しまして、負担金として支出をしていこうとするものでございます。

それと、ほかの組合員について、直近の改修のとかそういった大規模な修繕を考えているかと、計画しているかということを確認したところ、今のところ、大規模な修繕、ハードに負担金を要望するような計画は今のところないというようなことで、いただいているような状況でございます。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号日置市施設整備基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第7 議案第66号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免

除に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第66号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

議案第66号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年9月16日に公布されました「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」において、同省令の題名が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第2条第2項におきまして、改正前の題名であります「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第

25条の地方公共団体等を定める省令」を引用していることから、同省令の題名を、改正後の「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改めるものでございます。

条ずれが生じた理由といたしましては、地域未来投資促進法の第15条に、中小企業であった承認地域経済牽引事業者の特例が追加されたために、1条ずつ条ずれが生じたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第66号についての補足説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第8 議案第67号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

△日程第9 議案第68号日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第8、議案第67号日置市国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第9、議案第68号日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第68号は、日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第67号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

第23条第1号の改正は、7割軽減の対象となる所得の基準について、基礎控除額相当分、現行33万円を43万円に引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を引いた数に、10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。

また、中ほどのやや下のほうの右側に、同条第2号及び第3号中との改正がありますが、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について改正するものでございます。

また、下から7行目の附則第6条の改正は、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定するもので、軽減判定所得基準の見直しに併せた規定の整備になります。

附則としまして、第1条で、この条例は令和3年1月1日から施行する施行期日を、第2条で、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税において適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による適用区分を定めております。

続きまして、議案第68号日置市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回の改正は、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われた中で、「特例基準割合」の用語自体も見直されたことに伴い、条例附則第3項中の「特例基準割合」の部分を「延滞金特例基準割合」に改正するものであります。

附則として、第1項で、令和3年1月1日から施行する施行期日を、第2項で、この条

例の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとする経過措置を定めております。

以上が議案第67号及び68号についての補足説明となります。ご審議をよろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから議案第67号及び議案第68号の2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号及び議案第68号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号及び議案第68号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第67号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第10 議案第69号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について

△日程第11 議案第70号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第10、議案第69号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について及び日程第11、議案第70号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第69号は、日置市子ども医療費助成条例の一部改正についてであります。

病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす制度の対象を、住民税非課税世帯に属する18歳までの子どもに拡充し、及び医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、条例の一部を改

正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第70号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

それでは、議案第69号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

日置市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。第2条第1項において、医療費助成の対象となる子どもの範囲を広げるため、15歳から18歳に改めています。

同条第2項で、病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす住民税非課税世帯の対象が拡充され、助成の対象となる「15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」にあっては、市町村住民税非課税世帯に属する者に限る。」を加えています。

また、助成の対象が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡充されるので、同項ただし書「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」を削っています。同様に、第4条第2項中の限定する規定を削っています。

次に、法律の一部施行により、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認につきまして、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることに

伴い、第6条の2及び第7条第2項中において、「被保険者証及び資格者証」に係る規定を、「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、資格者証」に改めています。

附則になります。第1項といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、電子資格確認等を規定する第6条の2及び第7条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行することとしています。

第2項に、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとする経過措置を設け、第3項で、新条例第6条の規定による資格者証の交付及び当該交付に係る手続、この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとしております。

引き続きになりますが、議案第70号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。子ども・子育て支援法において、地域型保育事業を広域利用する場合の、事業所所在地市町村以外の市町村の長による確認を不要とする改正が行われ、第2条第23号中、特定地域型保育事業の意義を定めるため引用しています「第43条第3項」が「第43条第2項」へ繰り上げられたもので、改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから議案第69号及び議案第70号の2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号及び議案第70号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号及び議案第70号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市子ども医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

70号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第71号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第12、議案第71号日置市一般住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第71号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

高山一般住宅、美山一般住宅及び八幡一般住宅を廃止するため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第71号日置市一般住宅条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正の対象となっております高山一般住宅と美山一般住宅の2戸の住宅につきましては、校長住宅として昭和51年に建設され、高山一般住宅は廃校に伴い、美山一般住宅は校長住宅の新築により、平成4年から一般住宅として貸付けを行ってまいりました。なお、建設から44年経過いたしております。

一方、八幡一般住宅は、土地、建物ともに平成10年10月に、旧日吉町が個人の方から取得し、その後、一般住宅として活用され23年が経過、現在に至っております。

今回、高山一般住宅と八幡一般住宅は、入居者からの譲渡要望、また、美山一般住宅は、隣接の住民からの譲渡要望があったことを踏まえ、令和元年12月に策定されました「日置市一般住宅の譲渡・廃止に関する指針」に基づき、当該条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第71号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号日置市一般住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第13、議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第72号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

日置市立日吉小学校附属幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び日置市立学校設置条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

それでは、議案第72号日置市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯について申し上げます。今回の日吉小学校附属幼稚園の廃止にあつては、平成29年9月までに4回の日置市立幼稚園運営検討委員会を開催し、運営検討委員会より今後の日置市立幼稚園についての提言書を受理しております。

その提言書の中に、日置小学校附属幼稚園の休園・廃園についての提言をいただいております。この提言書を基に、「日置市立公立幼稚園の在り方に関する基本方針（案）」を策定し、幼稚園保護者に対し説明会を実施後、同年10月、教育委員会定例会でこの基本方針案について審議を行い、日置小学校附属幼稚園の休園等方針について可決いたしております。

ます。パブリックコメントを実施後、平成30年1月の教育委員会定例会において、この基本方針を可決しております。

平成31年度、令和2年度の入園希望者が15人未満であり、2年連続の休園措置期間となったことから、令和2年8月の教育委員会定例会において、日吉小学校附属幼稚園の廃止につきまして日置市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第4項の規定に基づきまして、廃止の議決をされております。

次に、条例改正の内容につきまして説明を申し上げます。別紙を御覧ください。

別表区分、幼稚園の部中、日置市立日吉小学校附属幼稚園の項を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第73号日置市火災予防条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第14、議案第73号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○消防本部消防長（柿内和浩君）

それでは、議案第73号日置市火災予防条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年8月27日付総務省令第77号により、消防法施行令第5条及び第5条の2の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、日置市火災予防条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開きください。

主な改正点につきましては、日置市火災予防条例第11条の2に係る電気自動車等に充電する急速充電設備の全出力の上限が、50kWから200kWに拡大され、これに伴い、急速充電設備の設置位置に関し、屋外に設ける場合、建物から3m以上の距離を保つこと、構造については、充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクタ等の落下防止や、ケーブルを冷却するために用いる液体の流量等を自動的に検知する構造とすること、また、管理について、温度の異常を自動的に検知し、異常な高温または低温に検知した場合は、自動的に停止させるなどの細目の改正となります。

また、第44条の火を使用する設備等の設置の届出の第10号に、全出力50kW以下のものを除く急速充電設備の設置の届出義務を規定したものであります。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているもの、この条例による改正後の日置市火災予防条例第11条の2第1項に規定する、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるとしています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

- △日程第 1 5 議案第 7 4 号令和 2 年度
日置市一般会計補正予算
(第 1 1 号)
- △日程第 1 6 議案第 7 5 号令和 2 年度
日置市国民健康保険特別
会計補正予算 (第 4 号)
- △日程第 1 7 議案第 7 6 号令和 2 年度
日置市国民宿舎事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- △日程第 1 8 議案第 7 7 号令和 2 年度
日置市健康交流館事業特
別会計補正予算 (第 3 号)
- △日程第 1 9 議案第 7 8 号令和 2 年度
日置市介護保険特別会計
補正予算 (第 3 号)
- △日程第 2 0 議案第 7 9 号令和 2 年度
日置市後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 2 号)
- △日程第 2 1 議案第 8 0 号令和 2 年度
日置市水道事業会計補正
予算 (第 4 号)
- △日程第 2 2 議案第 8 1 号令和 2 年度
日置市下水道事業会計補
正予算 (第 2 号)

○議長 (漆島政人君)

日程第 1 5、議案第 7 4 号令和 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 1 号) から日程第 2 2、議案第 8 1 号令和 2 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) までの 8 件を一括議題といたします。

8 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長 (宮路高光君)

議案第 7 4 号は、令和 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 1 号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 億 3, 7 8 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 9 億 5 7 8 万 8, 0 0 0 円とするもので

あります。

今回の補正予算の概要は、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費の扶助費増額、ふるさと納税の寄附金の増額に伴う、まちづくり応援基金積立金の増額などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、国庫支出金の国庫負担金で、民生費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金の増額、衛生費国庫補助金で浄化槽設置整備事業費国庫補助金の増額などにより 6, 9 1 3 万 9, 0 0 0 円を増額計上いたしました。

県支出金では、県補助金の農林水産業費県補助金で、農業次世代人材投資事業費県補助金や農地集積協力金事業費県補助金の増額などにより 3, 1 3 3 万 2, 0 0 0 円を増額計上いたしました。

寄附金では、企業版ふるさと納税並びに一般寄附金及び指定寄附金を合わせて 1 0 億 3 5 0 万円増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額などにより 8 億 1, 5 0 7 万 8, 0 0 0 円を増額計上いたしました。

諸収入では、商工雑入で、江口浜海浜公園施設利用料の減額などにより 5 8 万円を減額計上いたしました。

市債では、情報化促進事業債及び消防施設整備事業債の減額により、8, 1 0 0 万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、手当異動等に伴う人件費の減額により 9 万 1, 0 0 0 円を減額計上いたしました。

総務費では、賦課徴収費で過誤納返戻金の増額、地域情報化推進事業費の減額などにより 7, 8 0 8 万 3, 0 0 0 円を減額計上いたし

ました。

民生費では、障害児通所給付費や保育所等整備事業費の扶助費の増額などにより2億7,776万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業費の補助金や後期高齢者医療費の負担金の増額などにより1,877万9,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、焼酎用こうじ米に対する補助金や農業次世代人材投資事業費の補助金の増額などにより2,074万7,000円を増額計上いたしました。

商工費では、寄附金の増額によるふるさと納税推進事業費の増額、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う、繰出金の増額などにより16億6,317万6,000円を増額計上いたしました。

土木費では、公営住宅建設事業費の減額などにより250万4,000円を減額計上いたしました。

消防費では、消防団車庫建築工事の執行額確定に伴う減額などにより1,358万4,000円を減額計上いたしました。

教育費では、中学校維持補修費や給食センター管理運営費の増額や伊集院総合運動公園管理運営費の減額などにより1,654万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、現年単独公共土木施設災害復旧費及び現年単独体育施設災害復旧費の増額により668万1,000円を増額計上いたしました。

公債費では、借入実績により3,849万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第75号は、令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1億1,165万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億779万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費の負担金の支払い見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第76号は、令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,372万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,340万円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、管理費で、賄材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第77号は、令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,466万4,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、管理費で、賄材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第78号は、令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,236万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金では、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の事業内示に伴う増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、一般管理費で介護報酬改定等に伴うシステム改修費用の増額や地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、通所型サービス利用見込み者の減に伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第79号は、令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,468万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、繰入金で、一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、一般管理費で高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修費用の増額などを計上いたしました。

次に、議案第80号は、令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについては、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

次に、議案第81号は、令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについては、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしま

した。

以上8件、ご審議をよろしく願いいたします。（発言する者あり）

議案76号で、「1,732万2,000円を減額」というのを「1,372万」と言ったということでございますので、訂正してください。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号は、各常任委員会に分割付託いたします。

次に、議案第75号から議案第81号までの7件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号、議案第78号、議案第79号の3件は文教厚生常任委員会に、議案第76号、議案第77号の2件は総務企画常任委員会に、議案第80号、議案第81号の2件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第23 陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第23、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第24 所管事務調査結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第24、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。総務企画常任委員会の所管事務調査結果報告は、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果報告は市長へ送付することに決定しました。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月7日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時12分散会

第 2 号 (1 1 月 2 7 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第82号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 2 議案第83号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

本会議（11月27日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君	財政管財課長	上秀人君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第82号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第2 議案83号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第82号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第2、議案第83号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第82号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、常勤の職員の期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第83号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

市の常勤の職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第82号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、日置市常勤職員の期末手当の支給割合を引き下げするための改正であります。

それでは、別紙をお開きください。

第1条で、本年度支給基準日以降の支給率をそれぞれ0.05月分引き下げるもので、一般職員の支給率を100分の130から100分の125に、管理職の支給率を100分の110から100分の105に改めるものであります。

第2条で、令和3年4月1日以降の常勤職員の期末手当の支給率について定めており、一般職員の支給率を100分の125から100分の127.5に、管理職の支給率を100分の105から100分の107.5に改めるものであります。

附則として、第1条は、公布の日から施行し、第2条及び附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する施行期日を定めております。

第2項及び第3項は、会計年任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となりますが、一般職員に準じた支給率の読替規定となっております。

しかし、本市の会計年度任用職員に対する期末手当の支給率については、再任用職員と同じ支給率を採用し、規則で定めているため、会計年度任用職員に対する支給率の変更はございません。

続いて、議案第83号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の改正は、日置市常勤職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、日置市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き下げのための改正であります。

それでは、別紙をお開きください。

第1条では、日置市長、副市長、教育長に係る期末手当の支給率を100分の170から100分の165に改めるものであり、また第2条では、令和3年4月1日以降の支給率を100分の165から100分の167.5に改めるものであります。

第3条では、日置市議会議員に係る期末手当の支給率を100分の170から100分の165に改めるものであり、第4条では、令和3年4月1日以降の支給率を100分の165から100分の167.5に改めるものであります。

附則として、第1条及び第3条の施行日は、公布の日からとし、第2条及び第4条の施行日を令和3年4月1日からとするものであります。

以上が議案第82号及び議案第83号に係る補足説明となります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第82号及び議案第83号の2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第82号及び議案第83号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号及び議案第83号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第82号について討論を行います。討論ありませんか。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第82号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

人事院勧告の内容に準じて常勤の職員の期末手当の支給割合を引き下げるための条例の一部改正ですが、平均で1万6,000円、最大で2万7,234円、最小で7,530円の引下げであると伺っております。

公務員の期末手当の減額により、民間はより厳しい引下げやボーナスカットなどが予想されます。地域経済への影響も予測されると思います。景気のさらなる悪化を招くことも予想されますので、私はこの条例改正には賛成できません。

簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について、可決することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したが

って、議案第82号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第83号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前10時09分散会

第 3 号 (1 2 月 7 日)

本会議（12月7日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、21番、池満渉君の質問を許可します。

〔21番池満 渉君登壇〕

○21番（池満 渉君）

改めておはようございます。

3項目の質問をいたします。

まず、湯之元駅のバリアフリー化整備計画について、平成29年に整備をされました東市来駅と同じ時期に概略の設計はできていると思いますが、現在の取組状況をお示ください。

駅の新設ではなく、既存駅の利便性向上は、日置市合併後の総仕上げと理解をいたします。今後の整備計画などをお伺いをいたします。

次に、人のつながりの希薄化を実感しておりますが、頻発する災害対応など、今こそ逆にその重要性が叫ばれております。地域は、自分たちでつくるという市民の参加意識の高揚に、現在どう取り組まれているのでしょうか。

自治会は、住民同士のつながりで成り立つ最も身近な組織であります。しかし、個人情報保護法の改正などで活動の不自由さを訴える声も耳にいたします。行政の重要なパートナーである自治会活動に対する応援体制をどう構築していかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

今期も残すところあと半年となりました。市長は、この4年間をどう総括しておられるのか、併せて来年の市長選に向けての進退を

お伺いをいたします。誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のJR湯之元駅のバリアフリー化整備計画についてご質問でございます。

その1でございます。湯之元駅のバリアフリー化につきましては、東市来駅に併せて、平成26年にJR九州から計画協議書による承認を受けており、概算設計における事業費総額1億6,700万円ほどを想定しております。

現在、各関係課におきまして、湯之元地区の区画整理事業の進捗に併せ、どのように実施計画を立てるのか、財源確保をいかに行うか、随時協議を今しているところでございます。

2番目でございます。

これまで、東市来・湯之元駅のバリアフリー化については、JRや運輸局と協議を重ねており、JRの要望書等の提出を踏まえ、平成29年度東市来駅はバリアフリー化が実現しております。湯之元駅についても、これまで区画整理事業の進捗や財源確保などのもろもろの課題を踏まえ、具体的な実施時期を設定できずにはおりましたが、現在、合併特例債を活用いたしまして、令和6年または令和7年度に実施することで調整を行っているところでございます。

2番目の、希薄化する近隣住民のつながりについてというご質問、その1でございます。

日置市まちづくり指針により、住民や団体が連携、協力し、地域課題を解決する共生・協働の地域づくりを進めております。

取組内容につきましては、各地域で実施するソフト事業において、健康づくり事業や見守り活動事業等があり、これらの事業を実施するに当たり、話し合い活動を重ねたところで、地域住民のつながりや地域づくりの意欲を盛

り上げ、地域を自分たちの手でよくしていくといった自治の力を育てることにもつながっていると考えております。

2番目でございます。

個人情報保護法の改正や行政嘱託員の廃止等を踏まえ、市が自治会活動を推進する上での協力体制については、自治会加入促進マニュアルを作成し、本年度、自治会長へ配布したところでございます。また、転入者には、自治会加入促進のリーフレットを配布し、主な自治会活動を紹介しております。

今後においても、自治会長連絡協議会と連携し、課題の共有を図りながら研修会の実施等、支援していきたいと考えております。

3番目の次期市長選ということでございまして、特に、この4年間は第2次総合計画の前期計画ということで、特に、安心、安全に向け、また災害からそれぞれ市民を守る、そういう施策を主にしてまいりました。それに併せまして、来年の市長選にどうするかという進退伺でございますけど、今まで長いこと市民の皆様方の負託をいただきましたけど、来年5月の次期市長選におきましては、出馬を辞退いたします。新しい人が出てきて、また新しい日置市をつくっていただきたい、そう願うばかりでございます。

以上で終わります。

○21番（池満 渉君）

まず、バリアフリー化の問題であります。答弁のように、やっぱり財源の問題が一番だろうと思います。私は、これまで様々な事業に対して財源のことを申し上げてまいりましたので、ご承知のように、JRと国の補助制度は、1日3,000人以上の利用が条件というふうになっておりますので、湯之元駅は700人ほどしかありません。したがって、非常に難しいという気がいたします。また、東市来駅はそのことが対応できませんでしたので、インバウンド関連の補助も申請してい

ただいたところであります。

ただ、この補助要件の中で、ご承知のように3,000人に満たなくても、高齢者や障がい者、そのような方々が多く利用をして地域の拠点の駅となっていれば、この補助要件に必ずしも当てはめないというようなこともありますけれども、そういったような観点から、これまでの様々な補助、あるいは様々な制度についての努力、協議はどうだったんでしょうか。

あわせて、この跨線橋、いわゆる橋、陸橋が非常に腐食をしております。当然、現地の確認はされていると思いますけれども、この老朽化による危険性についてはどのような認識をお持ちか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

これまで、JR、それから運輸局に対しまして、要望書や計画協議書の提出などによりまして、JRからは湯之元駅も含めて承認を受けているというところでございます。JRや運輸局とは連絡を現在取り合っておりまして、市の方向性も含めて最近のバリアフリー化の状況や情報収集は行っているというところでございます。

国との協議の中でも、バリアフリー化やインバウンド関連の予算については、年々厳しくなっているという状況は確認をしております。先ほど議員からありましたように、700人では優先順位が上位になりにくいという状況も伺っております。今後におきましては、活用できる補助金等を含めまして、様々な方向から検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

跨線橋の老朽化の問題です。

跨線橋の老朽化につきましては、昭和51年3月に建設をしております。その後、平成10年11月に塗装工事を行っているということでございます。建設後約45年経過

しているということから、階段の蹴上部分、そこに穴が空いている状況もあるということから、老朽化は進んでいるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○21番（池満 渉君）

私も非常に現状はよく理解をいたします。行政の側の財源を含めて厳しいということもよく分かります。答弁の中で、都市計画事業などとの絡み、あるいはそういったようなこととの整合性も考えながら、今、検討しているということでありました。

昨日、今日、そして今でも実際不便を感じている人がいるわけでありまして。令和6年から7年に、現在のところでは計画をという答弁でありましたけれども、東市来の次は湯之元だというふうに待ち望んだ市民の声に一年でも早い整備を望みますが、市長、どうでしょうか。できたらその他の事業の関係性やら含めて、少し前送りするとか何とかというそういったことも考えて、今後一年でも早く実現をしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、東市来につきましては、それ単独の中で整備をさせていただきました。湯之元駅については、区画整理という大きな事業がございまして、駅広場を含めて、今それぞれの配置を含めて協議をしております。それに合わせていかなければ整合性のないバリアフリー化ができるというふうに思っておりますので、区画整理と並行して進めていくべきであるというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

一日でも早い完成を切望いたします。

この2問目のところでございますけれども、人と人とのつながりが薄くなった、私非常に感じております。これは社会全体の潮流でありますから、私たちの一つの自治会の中で、

議会の中で議論することはもしかしたらなじまないかもしれません。しかし、それでも市長に最初にお伺いをいたします。

この人と人とのつながりが本当薄くなったよねと感じるんですが、市長はそのことをどのようにお感じになりますか、お聞かせをいただきたい。

○市長（宮路高光君）

特に今年、コロナ禍にありまして、地域のいろんな行事がもう中止してきました。そのように感じますと、大変、人と人とのつながりというのが希薄になっているのも事実でございます。ですけど、基本的に、私ども日置市におきましては、いろんな伝統的な行事もいっぱい残っておりますので、そういうものを中心として、やはり人と人とのつながりをしていくべきでありますし、また、今、自治会の中におきまして、そのことを十分検討している時期であろうかというふうに思っておりますので、今後、希薄化にならないような手法を私ども行政も、また自治会もやっていくべきであるというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

この人と人とのつながりの濃淡、いわゆる濃いのか薄いのかというのは、基本的には誰がどこにいて、どんな人なのかという、やっぱりこの情報だろうというふうに思います。私は、このたび何人かの自治会長から、自治会への住民の異動情報が、これまでのようにもらえなくなったと。活動に不便を感じる場合があるというふうに聞きました。人びとのつながり、助け合いと個人情報の保護、このことは、一見、相反することです。

まず、お伺いをいたしますけれども、この自治会長さん方の話、その経緯、理由を説明をいただきたい。これまで、どのような情報を提供していたのか、そして、今回どのように変わったのか、その変わった理由もお示しをいただきたい。

それから、行政の側から見た自治会及び自治会長というのは、どのような位置づけになるのか、位置づけとお思いなのかお示しをいただきたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

平成29年度の個人情報保護法の一部改正によりまして、自治会も情報管理の徹底が必要というふうになってきております。

また、令和2年4月1日より地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、特別職の非常勤職員——非常勤公務員です——の要件が厳格化をされまして、これまで本市で運用していました行政嘱託員は、非常勤の特別職の公務員という位置づけになっておりましたけれども、この適用から除外されたということでございます。そういったことから、行政嘱託員制度を廃止せざるを得ないということになりました。

これまで、この立場で日置市のほうが行政嘱託員さんに対しまして、全住民の情報を提供しておりましたけれども、現在はできなくなったということで、市役所の窓口のほうで異動情報の提供については転入者等から同意取得を行いまして、同意した世帯の異動情報のみ自治会へ提供しているということでございます。

また、自治会は任意団体ではございますが、市といたしましては施策を円滑に推進するため、自治会との協働が必要不可欠であるというふうに認識しております。また、自治会長は自治会運営をつかさどる立場であることから、自治会と市との協働を推進する上で非常に重要な役割を担っていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○21番（池満 渉君）

異動情報を提供していた、そして現在もまた可能な限りの情報を提供しているということですが、この異動情報の中身、種類をお示

しをいただきたい。例えば、住所、氏名、性別とか何とかというそこ辺の項目をお示しただけませんか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

市役所の窓口のほうで同意を取っております。この同意に基づきまして情報を提供しておるのは、住所、氏名、性別、それから転入等の年月日、それから転入・転出・転居等の異動情報の内容、そういったものを提供しているということでございます。

○21番（池満 渉君）

このいわゆる個人情報には、生年月日は含まれないのでしょうか。以前は含まれていたような気がいたしますが、今は含まれないのですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

以前は含んでおりましたけれども、現在は含んでおりません。

○21番（池満 渉君）

もう一回確認をいたしますが、この変わった情報の提供、提供情報については、氏名、住所、性別こういったものも含まれなくなったということでは理解してよろしいですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在情報を提供しているのは、住所、氏名、性別、転出・転入・転居等の異動の内容、それから、実際に異動した日、そういったことを同意をいただいた世帯に対しては自治会長さんに対して周知をしているということでございます。

○21番（池満 渉君）

了解をいたしました。

先ほどありましたように、個人情報保護法の改正で、いわゆる小規模の事業者、それから任意の団体にも適用をされた、情報の徹底、管理の徹底とあらゆる場面での本人への同意を取るということが改正をされたわけですが、自治会も当然そうですが、例えば、転入者なりが窓口で説明を受けるときに、窓

口のほうから自治会長への指定した情報の開示、いわゆる転入者が了解をした、いいですよと、生年月日もいいですよと、全てうちはいいですよということをもし開示を了解すれば、それはこれまでと同じように開示を、そのことを情報として自治会長に提供というのは、これは可能じゃないんですか、どうですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

市で同意をいただくのは、自治会活動や自治会への加入、それから自治会の名簿の作成等を目的としたものではございません。例えば、生年月日等につきましては、自治会活動で必要であるというふうに認識をしております。より詳細な情報等につきましては、それぞれの自治会でご本人さんに確認をし、同意を得る必要があります。当然、同意を得た場合は、これまでと変わらない取扱いができるものというふうに考えております。

○21番（池満 渉君）

あくまでも本人が了解をした場合の話でありますから、それは当然です。自治会長に提供した情報というのは、当然、今度は自治会長の責任で管理を徹底していくということになりますよね。そして、自治会長がその情報を何かに自治会内で使う場合には、本人にもう一回了解を取って、このような形で使わせてくださいという了解を取らないといけない。ここ辺が基準で、ここ辺が曖昧になると、どうもなかなか大変だろうという気がいたします。

しかし、私は何か今回の自治会長の方々が不便を感じるというふうに声があったのは、もちろん法の改正はありますけれども、どうもいわゆる市の段階で何かリスクを、もうなるだけリスクを避けようという気がしてならないんです。その結果、自治会長さんのほうで活動に不自由を感じるというような構図になったんじゃないかという気がいたします。

もちろん、行政側も最大のリスク管理をして、避けなければいけませんからそうですけれども、なるだけ、ここはやっぱりどうがいかということの対応を考えていただきたいと思います。

そこで、今回の対応策として、異動情報あるいは必要な個人情報が必要であれば、自治会長が必要で役所からもらったのがちょっと足りないなという場合には、住民基本台帳の閲覧もできますというような話もあったやに聞きましたけれども、これは事実ですか。また、そのことは可能ですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

個人情報とは、生存する個人に関する情報でありまして、氏名や生年月日等によりまして特定の個人を識別することができるものというふうになっております。住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法によりまして、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものについて認めているということでございます。

○21番（池満 渉君）

ご承知のように、この住民基本台帳法、これは今ありましたけれども、これまでは行政事務の効率化と、そこに居住する住民であることを公が証明する制度でもありました。当然、誰でも閲覧ができましたし、私たちは以前、住民基本台帳から選挙人名簿の写しというのも入手できておりました。それぐらい、このまちにはこういった人たちが住んでいますよということを証明をした、誰でも見れるというものだったはずであります。しかし、この個人情報保護の観点に重きを置くと、住民基本台帳法も改正をされました。当然、誰でも見てはいけませんよということですが、今ありましたように、公益性が高いと判断される場合、その他、市長が公益上必要と認める場合、そして行政事務に関わる場合、当然、行

政嘱託員を解かれましたので、行政事務に関わる分というのは除きましょう。

この公益性が高いと判断される場合、あるいは市長が公益上必要と認める場合という場合は、これはどのような自治会の行事、あるいは自治会の用務、そして自治会長の行動になるのでしょうか。例えば、どんな活動がこの公益性が高いということに当てはめられ、考えられて閲覧が可能ですよというふうにお考えでしょうか。例えば、その行事の例を挙げていただきたいと思いますが。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会からの現在の閲覧申請の実績ということでは、敬老会や自主防災組織の活動などが主なものというふうになっております。敬老会などの地域行事や環境美化活動、地域の安心、安全につながる活動などが主なものというふうに考えられますけれども、そのほか、地域の様々な活動や取組については、申請内容をその都度、内容を精査いたしまして判断する必要があるというふうに考えております。

○21番（池満 渉君）

私は、自治会は、先ほども申し上げましたけれども、任意の団体ではあるけれども、日置市という行政が成り立つ上で毛細血管の役割を担っていると思います。切っても切れない、行政も自治会の皆さんに、自治会長に依存もしたり、お願いをしたりするところもあるでしょう。だから、普通に任意団体とか何とかということでは、やっぱり見方はないだろうと。それぐらい重要だろうと思います。

法の改正もありますけれども、もちろん公務員は法を守り、それに沿って仕事をするのが当然であります。やっぱり取扱いや解釈など、非常に悩ましいところだろうと思います。

職員を代表する総務企画部長に聞きます。

今回のことも含めて、情報の保護と管理、その在り方、それは日常の職員の業務の中で

も戸惑いがあるんじゃないかという気がいたしますが、どうでしょうか。正直にその感想をお聞かせください。決して、法を破ってということではなくて、感想で結構でございますので、お聞かせください。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

行政運営個人情報取扱いについて、苦慮している部分は多いにあるというふうに感じております。ご承知のとおり、個人情報保護法は個人の権利、利益を保護することを目的としておりまして、本人の同意がある場合を除き取得した個人情報は、利用目的の範囲内で利用または提供をしてはならないとなっております。したがって、日頃、行政運営を行う中で、この点に最新の注意を払いながら業務を遂行していかなければならないという公務上の使命は常にございます。

また、私たち以外にも公務とは関係なく、一般の方や団体、事業所の方であっても個人的に知り得た個人情報の取扱いは同じでございます。行政情報として個人情報を共有できる立場の職務と、そうでない立場の職務もあり、情報を共有したくてもできないジレンマもございますけれども、言えることは、私どもは行政運営を行う上で、法に抵触することのないように市民の皆様方にもご理解をいただきながら、今後も個人情報の取扱いについては慎重に行う必要があるというふうに感じていところでございます。

○21番（池満 渉君）

新潟県の中越沖地震の際に、地元の柏崎市が個人情報保護法を理由に、要援護者の名簿を地元自治会や消防にあらかじめ提供していなかったことがありました。犠牲になった死亡者のうち、そのうちの4人について、あらかじめ知らせておけば対応ができたんじゃないか、もしかしたら助けられたんじゃないかといった話が後々ありました。恐らく、民生委員はそのことを知っていたけれども、自治

会長は知らなかったというようなことだろうと思います。法の運用、そこ辺が非常にどうしたらいいかというのが難しいところでもあります。

要援護者は、要配慮個人情報でもありまして、その運用は大変厳しいです。取扱いは難しいと思います。専門である職員さえもやっぱり少し戸惑いがあるというふうに、今、部長のほうからもありましたけれども、私は、やっぱりその法に縛られてしまうと、日常のつながりが本当に薄れていって、いざといったときにどうすんだというようなこともあると思います。

自治会長が1年交代のところもございます。また、自治会それぞれの戸数や行事、いろんなことで事情も違います。ぜひとも法の遵守は、当然何回も言いますけど分かりますが、その中で、丁寧で継続的な取扱いの説明を心がけていただきたい。そして、どんな方法でやればいいのかということを中心に、今がベストということじゃなくて考えて、自治会にも、そして行政も両者が成り立つような方法をぜひ研究を続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

個人情報保護法の全面施行によりまして、自治会も適用されているということでございます。そのルールに沿った取扱いが、現在求められているということです。市といたしましても、異動情報の提供は、リスク管理も含めまして自治会長連絡協議会と一緒にあって、これまで慎重に協議をしてきたというところがございます。

その中で、自治会加入促進マニュアルを作成いたしまして、自治会加入の進め方や自治会での個人情報の取扱い規定案を示すなど、個人情報保護法にのっとりた形で、分かりやすく説明はしているというところがございます。

また、自治会長研修会で、今年度より個人情報保護研修会も開催しております。今後もこの研修会等を活用いたしまして、自治会連絡協議会と連携をしながら課題解決に図っていきたいというふうに考えております。

○21番（池満 渉君）

ぜひ、先ほども言いましたけれども、自治会長会それぞれいろんな意見もあるでしょう。そういった方々の意見も聴きながら、行政側の方法だけを押し付けるということじゃなくて、そのことはじゃあこんなふうにしましょうかということを中心にぜひしっかりと考えていただきたいと、これは切望いたします。

自治会がなければ、行政もなかなか仕事が進まない。もしストライキを起こされたらどうしようもない。もちろん法に沿って、面倒だけどやらなければならないけれども、そこを何とか考えましょうやというところは、ぜひ心情的にも自治会側の意向を酌んでいただきたいと思います。

今回の国勢調査でも回答率が下がっております。世間の人々のつながりが薄れてきていることと、これは実感しております。恐らく、皆さんの中でもそうだよなということを思っておられるだろうと思います。そのことに様々な懸念を感じているのは、本当に私だけではない。もちろん、スマホや様々なもので便利さがその裏側にもあるのかもしれませんが、それだけではないような気がいたします。一考を期待をするところでありませう。

さて、市長の答弁をお伺いをいたしました。この後、同僚議員の質問にもあります学校のプール、この共用問題、そして砂丘荘とゆーふるのこれからということで、総務企画委員会からの報告が以前ありました。最後の仕上げをして、次にバトンタッチをしてほしいと市長ぜひ、財政もあるいは市のいろんなこともちゃんと片づけをして、そして次の人にバ

トタッチをしてほしいと、私たちも協力しますということも私は申し上げたいところでもあります。

ましてや、コロナ禍の今、市長の長い経験と力量を生かして、この日置市を何とか救ってほしいという期待も持っておりました。出ないというお話をお伺いをいたしました、あと残された半年もありませんが、残された任期、そのことについてどう最後を仕上げをされていくのか、市長の思いをお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

残された任期があと半年足らずでございます。このコロナの時期におきまして、いろいろな課題も山積しているのも事実でございます。残された期間、一生懸命全力を尽くしていただき、少しでも市民の幸福のためになっていくような形をやっていきたくと、さように考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、19番、大園貴文君の質問を許可します。

〔19番大園貴文君登壇〕

○19番（大園貴文君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告してありますコミュニティバスの事業の見直しについて、市長に質問いたします。

これまで、市が運営する公共交通事業の改善に、市民の声から政策を提案してまいりましたが、市長の答弁は、公共交通会議等で検討することでした。ある程度は改善されたところもありますが、他市の同様の事業と比較して、利用者にとっての利便性や周知度が果たして十分図られているのかと考えます。

国内の社会情勢は、超高齢化の進展が社会問題となっています。高齢者による事故が多発している状況から、運転免許証の返納が今求められています。しかし、実際のところ、高齢の対象者にとっては、病院や買い物など

日々の生活に欠かせない移動手段としての車をなくすことは、かなりの生活不安から返納することに対して理解はするものの、現状では無理してでも乗らなければ困るとの声も、過疎地域に行けば行くほど聞こえてまいります。

そのような状況から、本市のコミュニティバス導入の基本方針にあります、日置市民をはじめ高齢者及び障がい者及び児童生徒等、特に交通の配慮が必要な方に対して、交通手段を確保し、公共の福祉の増進を図るとともに、交流人口並びに地場産業振興に資することを目的として、コミュニティバスを導入することとなっています。

私は、市民の声から利用に関する周知を、誰もが分かりやすく利用しやすい改善をとの願いに耳を傾け、安心して暮らせる公共交通事業の改善を図るべきだと考えます。

以上のことから、さきに通告してあります質問事項として、コミュニティバス事業について、市長に質問いたします。

質問の要旨4項目として、一つ、一段と進む高齢化の中で、現行のコミュニティバス運行に関する利用者の利便性は図られたものになっているのか。

2つ目に、課題があれば公共交通会議でどのように協議され、改善されているのか。

3つ目、市民の声は低床の小型バスで乗降がしやすく、フリー乗降区間の設置を求めているが、どうか。

4つ目、福祉のまちを目指す中で、市で低床の小型バスを購入し、地域の実情を一番知るタクシー会社に委託運行させ、地域の見守りを兼ねた乗合タクシーとコミュニティバスでフリー乗降区間を設置し、有効な運行に事業の見直しが必要と考えます。

以上、申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目のコミュニティバスの事業の見直しについて、その1でございます。

高齢化の進展に伴い、現在、地域の身近な移動手段を、利便性確保を念頭に見直しを続けており、コミュニティバスと乗合タクシーによる公共交通体制を整備しているところでございます。

なお、バス利用者の利便性向上にも最大限努力することとし、可能な場所でのフリー乗降も随時対応しているところでございます。

2 番目でございます。

本市の公共交通施策については、平成29年度に策定いたしました日置市地域公共交通網形成計画に基づき実施しております。地域公共交通会議は、例年3回程度開催し、実績による現状分析と今後の施策について協議し、本計画における内容の課題についても、随時協議し対応しております。

大きな改善点については、緊急性などを考慮した上で、令和3年度での次期計画策定時に議論することと考えております。

3 番目でございます。

現在、日置市内を走るコミュニティバスについては、バリアフリー化された低床バスでの運行は基本的に行っておりません。低床バスになりますと、おおむね平坦な道路での走行に限られることから、道路勾配の多い過疎地域での導入は実施していない現状でございます。また、小型の低床バスでも同様であると伺っております。

フリー乗降区間の設置については、現在、東市来地域と吹上地域の一部に導入しております。区間の設置のためには、運輸局の許可が必要で、事故の危険性を十分考慮する必要があります。今後におきましても、市民の意見を踏まえ、状況を確認しながら対応していきたいというふうに思っております。

4 番目でございます。

市が低床バスを購入し、コミュニティバスの運行事業者を変更するということは、運輸局の許可を始めから取り直す必要があります。これを実現するためには、運行事業者の労力は非常に大きなものとなりますので、現実的な選択肢ではないと今のところ考えております。

以上でございます。

○19番（大園貴文君）

今、市長のほうから答弁いただきました。

これまで、公共交通については検討を日置市まちづくりアンケート調査や、そしてまた平成30年4月から一部区間で自由乗降区間を設定され、そして今度、新しく令和2年8月1日からこういう公共交通マップ総合時刻表というものが作成されました。こういった部分では、非常に前向きに一步一步進められているのかと考えます。

その中で、市民の声を少しお届けしたいと思っております。

バス停から自宅までの道のりはつえを持ち、買い物袋を持ち、遠く雨の中、日は使えないことから、年金ぐらしで生活も大変だけどタクシーに頼るしかない。また、乳母車でバス停まで行くが、乗降口が高く乗りづらい。そして、コミュニティバスの運転手さんからは、乗降時に手を貸してもらえない。乗合タクシーだと身近で丁寧に私たちをサポートしてくれてありがたい、安心する。

このような声があります。このような声もやはり公共交通会議の中で意見として出されて、どのような対応をされているのかお聞きしたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

ただいまご意見いただきました。こういったご意見につきましては、公共交通会議の中で、市民の代表といたしまして自治会長さん、それから高齢者クラブ、身体障がい者協会、そういった代表の方々も出席して検討してい

ただいております。そういった市民の声も、会議の中で協議をして反映することができるところは反映してきたところでございます。

フリー乗降区間の設定についても、そういった形で現在のところやっているというところでございます。

○19番（大園貴文君）

いろいろ改善されてこられて、この3年間ぐらいの間の利用実績というものは上がっていると考えますが、どのような状況でしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

残念ながら、上がっていると言い切れない部分もございます。地域によって差があるという実情でございます。ここ数年間でいいますと、例えば、伊集院地域、コミュニティバスでいいますと横ばいと言っていいかと思えます。それ以外の地域に関しましては減少傾向であるというふうに考えております。

また、乗合タクシー、これにつきましては、直近でいいますと東市来のほうに乗合タクシーの導入をいたしました。乗合タクシーの導入とコミュニティバスの利用、それを合わせれば、東市来地域は増えているという現状もございます。伊集院地域は乗合タクシーは増えている。吹上は、やや減少気味、日吉についても同様でございます。

そういったことで、地域によって差はございますが、全体を通していいますと、基本的にはあまり増えてはいないという実情があるかというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

日置市都市計画マスタープランの中で、アンケートの中では、子ども、高齢者、障がい者に優しいまちをイメージしてアンケートが取られております。

やはり、今、私が市民の声を outsizing いただきましたけれども、可能な限りこういった声に対応できるようにしていくことが重要か

など考えます。その点についてどうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

日置市地域公共交通網形成計画、これにつきましては、5か年で実施しているということでございます。令和3年度までの計画になっておりまして、次期計画は、来年度また策定を新たにするという事になっているということでございます。

先ほど申し上げましたこういった公共交通会議等を通して、市民の代表等もいらっしゃいますので、そういった声もぜひ反映をしていきたいというふうに考えておりますが、一つの手法といたしまして、この計画を策定するときには、市民に対してのアンケート調査もいたします。また、それから各種団体、それと事業所、こういったところの一部におきましては、ヒアリング等も実施していきたいというふうに考えております。これはあくまでも、令和3年度計画策定時にやっていきたいと思っておりますけれども、緊急性を含めて公共交通会議でも検討していく必要があるというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

フリー乗降区間について設置をされて、この新しいパンフレットのほうには、吹上と東市来のほうは掲示をされております。日吉町と伊集院のほうには設定がされております。その理由が何かあるのでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

基本的には市民の声を極力入れてきたというところはございますが、やっぱりまずは、基幹の道路である国道、県道、そういったところはフリー乗降の区間というのはなかなか設定が難しいという現状がございます。

それから、交通事情によります。非常に車が多いところ、それから路線が狭いところ、こういったところはやっぱり危険度も高いです。その部分については、現在のところ

フリー乗降区間を設定できていないというところもあります。ただ、まだ今のこの状況が全て網羅しているという状況ではないというふうに考えておりますので、ぜひ意見をお伺いしながら、新たなフリー乗降区間の設定ができるのかどうか、そこら辺も協議をしていきたいというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

どの地域でも高齢化は進んでいくわけであって、アンケートのほうで調査をしっかりとさせていただいて、やはり伊集院の中でも中心部はいいかもしれませんけれども、先般の市の広報の中に、伊集院北地区高齢者買い物支援という記事が載っていました。独り暮らしだから便利、ここで会って話すのも楽しみ、こうやって来ていただく方法もあるかもしれませんけれども、やはり商店街のことや地域のことを考えると、人が動くことによって経済が動いていく、そして活気が出てくるかと考えます。コロナの時期に、非常に商店街のほうも落ち込んでいます。そういった対応がしっかりできるような方策を今後の計画の中に入れていただければいいかと考えますが、その点についてお聞きします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

確かに、地域性もあるとは思いますがけれども、例えば、一つの地区で小売店があったりすると、やっぱりそこを使っていたきたいという思いもあろうかと思えます。地区公民館を通しまして、ソフト事業を活用してタクシー事業者にお願いをしたり、それから、民間の事業所が買い物支援という形でその地区を訪れたりということは、その地区の中でしっかり協議がなされて、必要だということについてはその事業を実施しているということでございます。

現在のこの状況がいいのか悪いのか、また新たに広めていく必要があるのかというところも踏まえまして、各地区公民館の中でも協

議をしていく必要があるというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

この質問の中で、低床バスの中で私の表現が悪いのかもしれませんが、この低床バスについては12人から15人ぐらいの小型のバスで、福祉事業者がよく使っているワンステップバスの導入ということで皆さんもご理解いただきたいと思えます。決して、だからそのバスが山間部に行ったから乗り降りができないとかいったことではないかと思えますので、その部分について表記をもう少し丁寧に書けばよかったのかと考えております。

それでは、フリー乗降区間について、このようなパンフレットも出たわけなんですけれども、一般の方々にはどういった周知をされているのか、そして周知が徹底されているのかお聞きします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

周知が徹底されている、完全に徹底されているというふうにはまだ考えておりません。例えば、自治会であったり地区公民館であったり、それぞれの団体等を通して周知はしているつもりではございますが、まだまだその区間があるということを知らない方も多いというふうに認識をしております。

先ほど、議員のほうから出していただきました地域公共交通マップ、これにはフリー乗降区間を色分けをして出してあります。現在、このマップにつきましては、ホームページのほうに全て現在掲示をしているということでございます。

そういった自助努力はしておりますけれども、もっと市民に分かりやすい形で周知ができないのかというところは、今後も検討していく必要があるかというふうに思っております。

○19番（大園貴文君）

議長に了承を得て写真を見ていただきたいと思います。これが、南さつま市の小型バスで、低床になっております。南さつまの金峰付近も全域を網羅しているんですけども、非常に小型で止まりやすい。そして目につく、気がつく、そうすると、安心して乗れるんです。先ほどありましたように、このアンケート調査でも分かりやすいということが、安心して乗れるということが大事なのかなと。

そして、路面には市道にフリー乗降区間という表記がされております。こういったことが書いてあると、その地域の方々は手を挙げたら、今、日置市もやっています。やっているけれども、なかなかその場所が理解できない。この場所はどうかのかなという不安を持たせるのではなくて、しっかりとバス停の時刻表とかああいっただとところ、停留所等にも何らかの日置市としての対応をしたり、そういったことが必要かと考えます。その点についてお聞きします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今後、コミュニティバスの路線見直しなども検討をすることが推測をされております。そういった中で、現在のところでは南さつまの路面の表示、そういったことが可能なのかどうかというと、現状では少し難しいというふうには考えております。

バス車内での掲示、それから、公共交通マップの総合時刻表の設置場所の周知、こういったことから、地域住民にも分かりやすい周知の仕方について検討し、実施してまいりたいというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

ぜひ日置市の乗降区間の設置や表記、また分かりやすいコミュニティバスの在り方を今後、計画の中で検討していくべきだと考えます。そのように説明もされましたので、そこは了承をいたしました。

それから、伊集院の市街地区間について、

フリー乗降区間がないんですけれども、何か対応策を考えていらっしゃるでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

そういった声もあるということは認識はしております。繰り返しになりますけれども、フリー乗降区間の設定につきましては、市民の声も聴きながら設定ができるのかどうか、協議をしていきたいというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

バスが大きいがゆえに思うように止められないということで、私は小型のバスを提案しているわけなんですけれども、その中で、先般、宮崎市内に低速電動バスグリーンスローというのが載っておりました。これにつきましては、小さな道でも入って行って止められるということが書いてあって、非常に商店街も活気づいているということでありました。

やはり、こういったところもぜひ研究していただいて、伊集院市街地でも市街の中も移動が可能な政策を出していただければいいかと思っておりますが、どうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議員がおっしゃるミニバスのようなところ。通勤という言い方もあるようなんですけれども、そういったミニバス、ジャンボタクシーとか送迎用の車両、そういったところで活用をしているというふうに認識をしております。

市でそういったバスを購入してバス事業者へ委託をする。こういった運用については、制度上は可能だというふうに考えております。ただし、車両管理であったり乗車可能な人数、それから財政面、そういった様々な課題も同時にあるというふうに考えておりますので、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

これにつきましても、次期計画策定時ににおいて、こういった運用も含めて議論していきたい

たいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（大園貴文君）

先ほど課長のほうから市で購入することは不可能ではないという答弁もいただきました。フリーの乗降区間について、山間部で勾配が急であるから非常に難しいということでありましたけれども、そういった課題も踏み越えて、どういう形がいいのか、今後の計画の中で入れていくべきだと考えますがどうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

おっしゃるとおり、多角的に多方面からいろんな検討が必要だろうというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

隣の南さつま市でもこのようなきめ細かい人の移送といますか、交通体系を取っております。そういったところも見ながら、日置市に合ったやり方を検討していくべきだと考えます。また、日置市独自のわかりやすい小型バスになっていることによって、利用者さんも安心して利用が増えていくのではないかと考えます。

また、乗降区間に、フリー乗降の部分についても既定のバス停からもう一步踏み込んで、日吉町、それから、今ない伊集院の中心部以外のところ、また、中心部のところ、そういったことも総合的な公共交通体系を見直しを検討していくべきだと考えます。どうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

国のほうから次期計画の骨子的なところ、詳細なところ、まだ現時点で届いていない部分もございます。先ほど答弁いたしましたように、現在、実際の日置市内にあるいろんな資源を活用して、多方面のそういった車両、そういったのを活用も検討していく必要があるというふうに考えております。

○19番（大園貴文君）

あわせて、地域内を走るコミュニティバスを私はこれまで言ってきました。4町をまたぐ交通についても検討を図りながら、市のバスであれば移動も可能になっていくのか。その辺も合わせてすることによって、このまちづくりアンケート調査の中で、まちづくりに参加したい子どもたちの意見や、また、地域の高齢者の方々の意見も反映されていくのかと思います。

最後にそのお答えを聞いて、私の一般質問を終わります。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

総合的に検討していく必要があるというふうに考えておまして、積極的に導入できる部分は導入していきたいというふうに考えます。

○議長（漆島政人君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

市民の命と暮らしを守る立場で、63回目となります一般質問を3点質問したいと思います。

1つ目です。医療的ケア児の支援策について、3項目伺います。

10月に県が医療的ケア児とその家族の生活実態調査の報告書が出されました。本市も対象者の現状について把握する必要があるのではないかと考えます。本市の考えを伺います。

2つ目です。県の報告書の中で、本市の医

療機関、保育所、学校での受け入れの状況はどうであったのか伺います。

3つ目です。対象者の家族の負担軽減に向けて、県と連携して調査・研究し、支援策を検討すべきと考えますが、本市の考えを伺います。

2つ目です。ひきこもりと若者支援について、3項目お伺いします。

来年4月より改正社会福祉法が改正され、ひきこもり支援についてより重層的な支援が盛り込まれております。制度改正に向けて本市の考えを伺います。

2つ目です。不登校の増加、その後ひきこもり、若者の長期未就労等で悩む若い世代が増加しております。当事者、家族のための本市独自の若者支援の相談窓口が設置できないか伺います。

3つ目です。子ども・若者設置協議会のある岡山県津山市では、各相談機能を明記した子ども若者支援機関リストを作成されております。本市も検討できないか伺います。

3つ目です。市職員の心の健康づくりについて、3項目お伺いします。

パワハラ・セクハラ等の相談案件と対策の状況はどうか伺います。

2つ目です。総務課に健康福祉支援専門員が配置されましたが、その目的と職員の相談しやすい環境を今後どう作るのか伺います。

3つ目です。産業建設課・建設課・農地整備課は、これまでも指摘しておりますが、災害等で業務の負担が年間を通して続いています。一部に職員の疲弊につながっていると私は感じております。改善すべきではないかと思えます。

以上、3点お聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の医療的ケア児の支援策について。

その1でございます。生活実態調査は医療的ケアを必要とする児童とその家族の地域生活を支える仕組みの検討を目的に、昨年10月に設置されました鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会が行いました。

県といたしまして、医療、福祉、教育、保育、保健等の連携に取り組むよう始めたところでございますので、その動向として、日置市障がい児福祉計画に沿って対応してまいりたいと考えております。

2番目でございます。今回の調査では、県が把握している医療的ケア児242人を対象に実施され、本市から4世帯が回答しておりますが、個別の回答内容を明らかにされておられません。また、施設への調査は行われていないため受け入れ状況は不明ですが、全体として医療機関や放課後等デイサービスの利用が高い結果となっております。今後、県と連携をしながら、関係機関と情報を共有して把握に努めてまいります。

3番目でございます。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要な情報やサービス等を総合的に調整してご家族とつなぐ医療的ケア児コーディネーターを養成しつつ、当該児童やその家族の多角的な支援に向けて、県や関係機関と協議を深めてまいります。

2番目のひきこもりと若者支援について。

その1でございます。国を挙げて、地域共生社会の実現に向けて、複雑化、多様化するニーズに対応する具体的な方針が重層的支援であると認識しております。それぞれの支援策やサービスも法改正などに伴い拡充しつつありますが、制度や所管の壁で複合的課題の解決ができにくい現状もあります。

地域福祉の一層の推進のため、断らない包括的な相談支援体制の構築について協議してまいります。

2番目でございます。不登校の解消や学校復帰に向けての子ども支援センターを窓口、

児童生徒や保護者の相談に応じてまいります。
また、当事者の困り感を引き出すことも相談への入り口の1つと考えますので、包括的支援体制の中で伴走型による家族への寄り添い方から取り組みをする必要があると感じております。

3番目でございます。本市でも、本年度から市民向けの伴走型支援者養成講座を、また、昨年度に引き続き、県やいちき串木野市と共催で家庭相互支援事業に取り組み始めたところでございます。

ご紹介いただきました津山市の協議会の状況や支援機関リストを参考に、市社会福祉協議会と情報を共有しながら、相談支援に関する社会資源の活用について検討してまいります。

3番目の市職員の心の健康づくり。

その1でございます。セクハラ、パワハラ等の相談については、現在のところないと理解しております。また、ハラスメント研修を毎年度実施し、ハラスメントのない職場づくりに努めております。

2番目でございます。健康福祉支援専門員の役割は、職員の健康管理と人材育成、各相談対応職員への支援と連携強化のための体制づくり等でございます。部課長会議や衛生委員会を通じて職員の周知を行っており、今後とも相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。災害復旧時は多くの職員が時間外勤務や休日勤務を行い、早期復旧に取り組んでおります。本年度も年度途中に増員するなど対応をしているところでございますが、今後も必要に応じて職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

医療的ケア児の学校での状況についてお答え

をいたします。

県の報告書によりますと、日置市内の7歳から15歳までの小中学校学齢期の児童生徒で、医療的ケア児として回答されているのは2人です。教育委員会としては、その詳細については把握をしておりません。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目のご答弁をいただいたところでございます。

医療的ケア児、人工呼吸器や胃ろう等を使用するなどの医療的ケア児が近年増加しております。2005年、20歳以下が約1万人で、現在、1万8,000人と、少子化が進む中で医療的ケア児が増加しております。その要因は、諸説ありますが、出産時、これまで亡くなっていた病弱な乳児が医療の発展で生存率が上がっていることも考えられます。

本県におきましては、20歳以下の医療的ケアの必要な子どもが242人おり、本市においても、先ほど4名の回答があったとのことご答弁でありました。

今回、この分野につきましては初めてであり、また、県内地方自治体においても、対象者が必ずしも多いわけではなく、質問そのものが少ない状況であります。そういった中で、今回の質問を通しまして、行政、議会もともに考えていただければと思います。

まず市長にお伺いします。今回、私は医療的ケア、ひきこもり、そして、若者支援、大きく3つの質問をしております。

1つは、相談体制の充実であります。

今年の3月議会におきまして、同僚議員からも質問がありましたが、福祉の社会的ニーズに対応した断らない包括的な相談支援体制の構築というものが、先ほどご答弁ありましたけれども、今後、市として相談しやすい相談窓口、人員や体制を含めてどういった考えを持っていらっしゃるのか伺います。

○市長（宮路高光君）

断らない相談の背景には、複合化するニーズとワンストップ対応が上げられます。国が提唱する地域共生社会への実現に向けて、縦割りでは解決しない課題への専門的な対応として、その仕組みが不可欠だと思っております。

現在策定中の第2次日置市総合計画後期計画へのその概念を記載し、ご審議をいただいております。また、市民福祉部においてもあり方について検討をしております。

○17番（坂口洋之君）

次に、再質問いたします。

令和2年度鹿児島県医療児ケア支援連絡協議会が設置されておまして、本市の課長が県内の地方自治体で唯一委員として参加されております。10月13日に開催されましたこの協議会の目的と委員として参加されるに当たりまして、本市の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会は、県の障がい福祉課が所管をいたしておまして、先ほど市長が申されました医療、福祉、教育、保育、保健等の関係者、20人で構成をされておまして、7人おります福祉関係者の1人として参加をさせていただいております。

協議会は、日常生活を営むために医療を必要としている児童の地域での生活を支援することが目的となっておりますので、本市でも当該児童の多方面からの支援について協議会と情報を共有しながら取り組んでいく必要性を再認識いたしているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

医療的ケア児につきましては、本県においては242名ということをお聞きしておりますけれども、本市におきましては、就学段階で2名の方が回答があり、そして、未就学

児の方が2名いらっしゃるということもお聞きいたしますけれども、本市としての、この4名の方々の現状の把握はどうなっているのかお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

医療的ケア児というもののカテゴリそのものがまだ明確には定まっておきませんので、現在、母子保健事業や小中学校等、それから、障がい児サービスの給付といったところで、ケア児の方々が受けている各種サービスなどを担当している部署で、それぞれの情報で把握をしているという状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

医療的ケア児につきましても、鹿児島県も昨年度あたりから具体的な調査をされまして、そして、報告書を作成されております。まだ地方自治体レベルではなかなか把握がされづらいという、そういった状況もあります。

そういった中で、課長も委員会に参加されておりますけれども、具体的に医療的ケア児の当事者や家族の方がどういった点に不自由さを感じていると思われるのか、その現状把握について伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど議員が申されました県の生活実態調査の全体的なご報告になりますが、その回答につきましては、地域別にも分析は現在のところまだ県のほうもなされておきませんので、全体的なお話になりますが、利用できるサービスや施設が限定的であるということをはじめといたしまして、看護体制の不備で学校や保育所を利用できないといったようなこと、それから、行政手続きがさまざまご面倒をかけているということ、さらには、親の就労といったようなところも課題として上げられているというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

私も実際、医療的ケア児の保護者の方と、ちょっと市外の方とお話をしたんですけれど

も、やはり医療的ケア児の方も病院等にそのままずっと入院されている方もいらっしゃいますし、また、支援学校などに親の方が毎日連れていくケースもありますし、重度の方はほぼ在宅ということで、支援学校の先生が週に1回訪問指導をされているという、そういったさまざまなケースがあります。当然、個人情報がありますので、なかなか県も市も把握が難しい点もありますけれども、そこら辺のことについても、今後、十分な形で把握していただければと思っています。

次に、学校の受け入れについて、教育長に再度伺いたいと思います。

先ほどご答弁の中で、就学段階では2名の方がいるんですけれども、市としては把握はされていないという、そういったご回答をいただいておりますけれども、県内の状況を調べてみますと101人の子どもさんが就学されまして、特別支援学校の修学対象者の方が全体の86%で87人、残りが小学校で10人、中学校で3人、高校が1人でありま。鹿児島市の市立病院の院内学校に行かれています子どもさんもおりますけれども、全体的な細かい把握はしづらい状況であります。

本市においては、現在、医療的ケア児の子どもさんはゼロということなんですけれども、医療的な支援の必要な児童生徒の状況というのはどうなのか、そこら辺についての市の考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

現在、市内の公立小中学校に在籍し、在宅で人工呼吸器を使用したり、胃ろうなどによって栄養摂取をしたりする常時医療的なケアが必要な児童生徒はおりません。

ただし、市内の学校に通学している児童生徒の中には、血糖値を安定させるためにインスリン注射をしたり、また、排せつにおいて教職員の声かけ、配慮等が必要な児童生徒が在籍しています。そのほか、食物アレルギー

や内臓疾患など緊急時の対応が必要な児童生徒も在籍しております。

今後も保護者と十分連携を取りながら、健康管理について万全な対応が取れるように、また、児童生徒が安心して学校に通学できるように努力をしていきたいと思っています。

○17番（坂口洋之君）

課長から本市内の医療的支援の必要な児童生徒の状況についてもご答弁いただきました。今後とも児童生徒が安心して学べる環境づくりについても、しっかりとした形で作っていただきたいと思います。

あわせて、医療的ケア児につきましては、本市においては現在誰もいらっしゃらないということなんですけれども、全国に見て、医療的ケア児の方が地元の学校で学ばせたいというそういった保護者の願いの中で、通常の学校で、場合によっては親御さんがついたりとか、場所によっては看護師さんがついたりとか、そういった形でともに学びたいという、そういったこともされているような小中学校もございます。

そういった中で、例えば本市で医療的ケア児の支援の必要な子どもさんが、地元の学校で学ばせたいというそういった保護者の願いがあった場合、本市の受け入れについての本市の考え方を伺いたいと思います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

ここ数年、医療的ケアについて受け入れの相談、要望等は来ておりません。

もし、今後、受け入れの相談等がありましたら、その子どもさんがどういった医療的ケアが必要なのか、また、学校生活を送る上で問題はないのか、通学をすることになった場合、どのような支援、配慮が必要になるのか、そういったことを保護者から丁寧に聞き取っていききたいと思っています。

あわせて、その当該児童の主治医、また、特別支援教育の専門家等にいろいろとご相談

をさせていただきながら、小中学校への就学が適切なかどうか、そういったところを総合的に判断をしていきたいと思っています。

○17番（坂口洋之君）

再度、医療的ケア児の支援について質問をいたします。

先ほどご答弁の中でも医療的ケア児等のコーディネーターを養成しつつ、当該児童やその家族の多角的な支援に向けて、県と関係機関と連携したいというご答弁がありました。

そういった中で、医療的ケア児の総合的な支援をするコーディネーターの役割は非常に大きいと思います。現時点での本市の資格所有者の状況と本市としての役割はどういったものが必要なのか。対象者の家族の方は、この医療的ケア児のコーディネーターについて認知されているのか、その状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

医療的ケア児のコーディネーターにつきましては、ケア児やその家族が必要なサービスの調整やつなぎを行うというのが大きな役割でございます。医療や看護分野での相談支援や介護等の実務経験を5年以上持っている方が専門研修を受講することによって認定されるという規定になっております。

日置市では、本年度から県のコーディネーター研修を保健師が1人と相談支援専門員1人が現在受講中でありまして、認定され次第、対象世帯のほうへ啓発を図ってまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

本市のおきましては、保健師が1名、訪問支援員の方が1名ということで、2名の方が現在受講されているという、そういったご答弁をいただきました。

そういった中で、この医療的ケア児の実態調査の報告書の中に、行政についてさまざまな意見がまとめられております。

1つは、重心医療費の申請は自治体の窓口に行かなければならない、手続きの簡素化についての要望がありました。また、医療的ケア児が利用できる施設や制度等をまとめてほしい。対象者が少ないということで、なかなか情報が少ないということがあります。また、市町村でサービス内容、タクシー利用チケット、訪問、入浴等に違いがあると。特に15歳から20歳になると、小児科から成人科に移行するが、医療機関の情報が少ないという等、さまざまな形でまとめております。

先ほど今後の障がい者福祉計画に医療ケア児についても具体的な支援を盛り込むというご答弁がありますが、今後、具体的にどのような形で計画に盛り込んでいきたいのか、そこら辺についての市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご指摘をいただいたことにつきましては、調査におきまして、県内のケア児のご家族から寄せられたものをまとめられたものがございますけれども、それを見ますと幅広に対応をしていく必要があるというふうを考えておりますので、今後の支援策につきましては、県と十分連携を図りながら検討をしてみたいと考えております。

なお、現在策定中でございます第2期障がい児福祉計画の案におきましても、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置というところで欄を設置を記載しておりまして、策定委員会において、今後、深くご審議をいただきたいというふうを考えております。

○17番（坂口洋之君）

今後、計画作成に当たりましては、関係機関と十分調査をしながら進めたいというご答弁をいただきました。

この質問を最後に市長にお伺いしたいと思います。私は今回医療的ケア児につきましては初めてしましたし、県内の自治体でも、ほ

ば質問が、現時点では、県議会レベルではあったんですけども、市町村レベルではありませんでした。

最後に市長に、この医療的ケア児の支援について、市長自身のお考えをお聞きいたしまして、次の質問に移ります。

○市長（宮路高光君）

児童の障がいや家庭環境にとらわれず、地域に暮らす1人としての多様な支援が受けられるよう、また、ご家族の社会参加や就労という側面を含めて、市として総合的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

次の2、ひきこもりの質問について再度伺いたいと思います。

11月22日と11月29日にわたりまして、NHKスペシャルで、ドラマとドキュメンタリーでありまして、皆さん方も実際に見られた方もいらっしゃるかもしれません。

そういった中で、本市におきましては、これまで日置事件以降、本市において、ひきこもりの全国家族会の共同代表であります、この分野の専門でありますジャーナリストの池上正樹さんの講演と民生委員等の啓発、また、県と連携したひきこもりの家族を対象とした集まり等が実施されております。これまでのひきこもり支援の啓発支援等、どう評価されているのか伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

事件の衝撃も非常に大きいものがございましたけれども、同時に全国的にひきこもりに対する誤った情報発信もあったのではないかと、今回の取り組みの出発点だったというふうに考えております。さまざまな取り組みを議員がご指摘をいただいたように行っておりますけれども、まだまだ断片的で体系的な事業になり得ていないというふうに感じております。

今後、伴走的支援という概念をもとに、ひきこもりを含む重層的な支援の啓発を進めていく必要があると考えております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりにつきましては、私も身近なところにひきこもりの家族もおりますし、また、皆さんの周りにもひきこもり状態の方もいらっしゃるかもしれません。なかなか、このひきこもりにつきましては、まず相談に結びつけるのに3年はかかると言われております。そういった中で、これまで民生委員や介護保険課の介護保険認定委員からの情報提供等はなかったのか伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

市役所の中にひきこもり専用の相談窓口というものが設置されておられませんので、件数自体につきまして把握はできておりませんが、それぞれ精神疾患によるもののほか、生活困窮のご相談をされた民生委員さんの情報ですとか、介護保険認定調査委員さん等の訪問の際に当事者の同居も確認をされたというようなケースがあり、その世帯に応じたそれぞれの相談支援を個々に行っているという状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

NHKの報道等においても対象者が100万人以上といわれておりますけれども、実際、相談までまずたどり着いた方は15%にも満たないと。7割以上の方が悩みを抱えているんだけれども、多くの方がそのままになっているという、そういった実情でありますので、なかなか息の長い取り組みが望まれるのかと思っております。

そういった中で、先ほど申したとおり、改正社会福祉法が来年4月から改正されまして、ひきこもり支援の制度改正を行っております。

ひきこもり、地域づくりに向けた支援について、断らない相談支援や参加支援を強化していくために、他職種、他機関が協働してい

くプラットフォームの創設、各関係団体との支援の構築が示されております。実施に当たっても、実施自治体の判断であくまでも努力義務であります。本市においても、創設に向けて努力すべきと考えておりますけれども、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

断らない相談体制の構築に向けましては、これまでそれぞれの法律に沿って個別に設置をされてきました相談支援センターや相談室などの有機的な連携が不可欠だというふうに認識しております。議員がご指摘されましたように、他職種、他機関が連携、協働できるためのプラットフォームを担う仕組みをどのように作っていくのかということが当面の大きな課題だと考えております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりにつきましては、全国の先進的な事例を見ておりますと、やはり本市におきましては福祉課を中心にひきこもり支援は担われておりますけれども、他自治体では、社会福祉協議会の役割が非常に大きいと思います。例えば岡山県の総社市の事例や秋田県藤里町の事例を見ても、社会福祉協議会が担い、専門の職員が異動なく継続的に支援し、相談から自立支援まで一体的に取り組める形の本市の社会福祉協議会がこのことを担うことが私は望ましいと考えておりますけれども、そこら辺についての本市の考え方を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

先進地におきましては、社会福祉協議会に所属をされている社会福祉士が個別に対応をしていた案件をきっかけに、社協として事業化をしていきまして、それがやがて市の仕組みに組み込まれていったというふうに認識しております。

本市の社会福祉協議会の職員も私も福祉課の職員と一緒に研修を受けに行っていた

いたり、情報収集をしたりしているところがございます。

県のひきこもり地域センターや2月に発足をいたしましたかごしま8050ネットワーク等のノウハウを得ながら、今後、社会福祉協議会との連携について協議を深めてまいりたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

各関係団体ととりあえずは連携をしながら進めていただけたらと思います。

次に、若者支援について再度伺いたいと思います。

日置市は、子ども支援相談センターの役割が非常に大きいです。18歳以下の不登校、いじめ、発達障がい、虐待と、相談件数と重大案件が増加しております。相談が18歳を超えても継続するケースもございます。また、若い世代の就労、人間関係、経済的な悩み、若い世代の自殺の増加等、さまざまな状況を考えてみますと、私は子ども支援センターに併設する形で、例えば職員を配置しまして、若者支援の窓口を何とか広げられないか、そこら辺について提案したいと思っておりますけれども、その考え方について市長に伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

これからの将来の日置市を支える若者の悩みに細やかに対応するという事は大切なことだと考えておりますけれども、市としてどこまで個々の相談に応じていくのかということが課題になってくると考えます。

かごしま子ども・若者総合相談センターと関係機関のご協力を得ながら、先ほどお答えをいたしました断らない相談体制へ組み込むことについて研究をしてまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

この質問、最後になります。

岡山県津山市の取り組みということで、市

長、教育長に、この津山市の子ども・若者支援機関リストということで、いろんな相談について、どこに相談していいかわからないというそういった市民の声がございます。そういった子ども、若者のさまざまな悩みについて各関係機関と連携しながら、電話番号や相談内容等を細かく掲載しております。

そういった中でも、本市としても今後こういった形で、子ども、若者に特化した形の相談支援機関リストなどを整備していく考えが必要ではないかと思っておりますけれども、その点について市長にお伺いいたしまして、ここについての質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

提出していただきました津山市におきます支援関係、見させていただきました。

本市におきましても、現在、相談関係は多くありませんが、県の相談センター、ホームページに連携先が多数掲載されておりますので、これらの情報をお知らせすることを始めさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

岡山県全体が特に若者支援について非常に力を入れております。鹿児島県のホームページ等を見ても、各課関係、個別には書いてあるんですけども、具体的にどういった悩みを抱えて、どこに相談をしていいかわかりづらいというのが、私も調べた中の感想ですので、今後とも他県の状況などしっかり調べていただければと思っております。

最後に、パワハラ、セクハラについて再度お伺いいたします。

パワハラ、セクハラにつきましては、状況は、個人情報ですのでなかなか言いづらいと思っておりますけれども、現時点ではないということなんですけれども、2020年度にもいろんな形の研修会等をされてきておりますけれども、市職員のパワハラ、セクハラの具体的な

取り組みと職員からの聞き取りや把握についての本市の考え方を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

ハラスメントの把握につきましては、基本的に本人からの申し出となります。

ハラスメント対策につきましては、職員研修を基本的な取り組みとしております。

これまで行ってきたハラスメント研修は、講義形式の集合研修であったため、今年度につきましても、コロナ対策のために実施できておりません。しかし、研修形式ではない、集合研修ではない形でのハラスメント研修を現在検討している状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

パワハラ、セクハラの実態把握は個人の自己申告の制度なのか、無記名等で各課ごとに申請するような方法なのか。パワハラ、セクハラは個人情報もあり、申請しにくいと考えておりますけれども、案件があった場合の解決策をどのような形でしていくのか、本市の考え方を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

先ほど申しましたけども、実態把握は個人の自己申告ということで、直接相談をしていただく形になるかというふうに考えております。

解決策につきましては、本人や相手方への聞き取りを含めたハラスメント調査を実施することになっており、職場環境の回復やメンタルケア、また、相手方への注意、状況によっては処分も検討するなど、再発防止に取り組んでまいります。

○17番（坂口洋之君）

どうしても個人情報が特定されて、しづらと思いますけれども、例えば無記名で全くまっさらな状態でパワハラ、セクハラの状況というのをちょっとアンケートでできないものなのか。そこら辺の考え方をちょっと伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

できないことではないんですが、全職員に對しまして、毎年度、自己申告表というものを出していただきます。その中で、いろいろな所見も書く欄がございますので、もし、そのような実態を本人が受けているということであれば、そちらのほうに記載をしていただくことも可能かというふうにも考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、健康福祉支援専門員について再度伺います。

行政側は、市民のさまざまな相談、苦情が寄せられる場所で、メンタル面の強さが求められております。健康福祉支援専門員は退職されて、再任用という形で配置されております。原則4年と理解しておりますけれども、この健康福祉支援専門員は継続的に配置されていく考えなのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

現在、健康福祉支援専門員につきましては、本人の職務の継続希望も踏まえた上で、これまでどおり相談業務等を担ってもらう予定でございます。そのあとにつきましては、本市のケース状況を踏まえた上で検討してまいりたいというふうに思います。

○17番（坂口洋之君）

市職員の産業建設課、建設課、土木課の業務負担について再度伺いたいと思います。

今なお、やっぱり建設課、産業建設課、夜遅くまで電気がついております。10時を超えて電気がついておりますけれども、市長にちょっとお聞きしますけれども、市長としての現状認識をどう考えているのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に今年も大変災害の多い年でございました。特に增高申請とかいろんな問題がある中において、特に農地整備課のところにおいて

は、仕事が大変多くなっているのも実態であるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

定時以降の職員の在庁時間と残業代の状況について再度伺います。

在庁時間と残業代が支給される時間外労働についての、まず本市の考え方を伺います。

令和元年度の各課の時間外労働については、予算額に対してかなり執行残があったと思いますけれども、時間外労働についての職員の申請と適正な支給だったのか伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

時間外勤務につきましては、あくまでも管理課長のほうが命令という形で実施申請に基づいて命令を行うという形になっております。したがって、命令に基づく業務については、適正な基準に基づいて実施されているというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

では、5月から10月までの6カ月間の建設課、農地整備課の月ごとの定時以降のタイムカードでの在庁時間の最大は何時間だったのか。また、5月から10月までの建設課、農地整備課の月ごとの最大の時間外労働の状況をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

建設課最大で100時間を超える時間外と、在庁時間となっているところもございます。

その部分につきましては、70時間を超えるような業務時間があった場合には、担当課長のほうで本人の聞き取り、もしくは健康状態の観察を行いながら、適宜状況等を把握するとともに、その改善策についてもどのように取り組むかというものを、毎回、調書として出していただく形をとっておりますので、その部分では各課のほうでの周知、もしくは職員の健康管理のほうも行っているという

状況でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、先ほどの坂口議員の答弁でちょっと修正の申出がありましたので。総務企画部長。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

先ほど坂口議員の最後の質問で、在庁時間の調書の提出につきまして、70時間を超えた場合と申し上げましたが、正しくは60時間を超えた場合の在庁時間の報告書を出すということになっております。修正いたします。

○議長（漆島政人君）

次に、10番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔10番留盛浩一郎君登壇〕

○10番（留盛浩一郎君）

私は、さきに通告しておりました2つの事項につきまして、質問をいたします。

まず、1問目の第2次日置市総合計画及び公共施設等総合管理計画についてであります。

1つ目は、昨年度、本年度当初予算で、公共施設活用計画検討及び個別施設計画策定業務、また、小中学校施設の長寿命化計画策定業務委託料が計上されています。これは、どのような内容で役割分担し、体制はどうなっているのかをお伺いいたします。

2つ目は、第2次総合計画の小中学校再編計画は、現在どのような状況かをお伺いいたします。

3つ目は、学校施設の中にはプールがありますが、その使用と管理について各学校どのような状況かをお伺いいたします。

4つ目は、プールの再編の考えはないかお伺いをいたします。

5つ目は、管理計画の中で施設の管理に当たっては包括的民間委託などの民間ノウハウを活用する取組を推進するとありますが、公共施設の包括施設管理業務委託に取り組む考えはないかをお伺いいたします。

2問目は、財産に関する管理についてであります。

1つ目、物品の中には公用車が含まれますが、現在の台数と管理業務はどのように対応しておられるのかお伺いをいたします。

2つ目は、平成27年3月の一般質問で、公用車にドライブレコーダーの設置について質問をいたしましたが、その後の設置状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

3つ目は、公用車管理を民間業者に委託する考えはないかお伺いをいたします。

以上、8点について1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第2次日置市総合計画及び公共施設等総合管理計画について、その1でございます。

公共施設活用計画検討及び個別施設計画策定については、学校、公営住宅、上下水道会計を除く施設以外の、延べ床面積が200m²以上の非木造の施設が対象となっており、財政管財課で所管しております。

個別施設計画の策定後は、人口減少社会を見据え、施設の統廃合、機能集約等を行いながら、維持管理の適正化につなげてまいりたいと考えております。

2番目、3番目、4番目につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

その5でございます。包括施設管理業務委託については、施設所管担当部局を超えて、庁内で横断的に取り組む必要があることから、

職員の公共施設マネジメント研修を通じて、新たな視点での民間活用の検討を行い、包括施設管理業務委託及びPFI等も合わせて検証していく必要があると考えております。

2番目の財産に関する管理でございます。

その1でございます。現在、273台の公用車を所有しています。管理については、全体的に、事務等については財政管財課において実施しておりますが、車検等メンテナンスについては、所属する部署において、それぞれ管理をしております。

2番目でございます。平成27年3月に質問された救急車については、現在、所有している4台全てにドライブレコーダーを整備しております。救急車のほかに、本庁及び各支所に1台ずつ配置している防犯対策車4台についても整備しております。

3番目でございます。民間業者に管理を委託することになると、毎年一定の委託料が発生し、公用車管理に関する年間の負担が増加するということにもなります。

これらのことから、これまでと同様に、それぞれの所管部署で管理していくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、まず1番目の日置市総合計画及び公共施設等総合管理計画についてでございます。

その1番目でございますけれども、小学校、中学校施設長寿命化計画策定業務につきましては、前年度に実施をいたしました学校施設の現状把握、分析等に基づいて、中長期的な維持管理等に係る具体的な方策を検討しております。

今後、健全性の評価を行い、トータルコストの縮減及び更新費用の平準化を図ることで実現可能となる日置市学校施設長寿命化計画

として策定を行ってまいります。

2番目でございます。学校再編につきましては、平成30年度に日吉地域の小学校を再編し、さらに、令和3年4月には、義務教育学校、日吉学園を開校いたします。

その他の小中学校につきましては、現在のところ、教育委員会へ再編の要望書等は頂いておりませんが、保護者や地域住民の合意形成を前提に進めてまいります。

3番目でございます。プールについてでございますけれども、小中学校におきましては、学校指導要領に基づき、年間10時間程度のプールでの授業が計画されています。

水質管理等は、薬剤師の指導のもと、学校職員が行っております。

その他の施設管理全般は、教育委員会が計画的に実施をしております。

プール再編の件でございます。全ての小中学校にプールが設置されており、年次的に改修を行っております。

しかし、施設数も多く、改修はもとより、維持費についても多額の予算を必要としております。今後、学校以外のプールを含め有効活用について検討の余地はあると考えております。

それから、5番目のところでございますけれども、先ほど市長のご答弁にありましており、学校施設におきましても市と同様の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁をいただきました。

それでは、順を追って、詳細な質問をいたしたいと思います。

対象となったのは、幾つの施設で何棟だったのでしょうか。また、地域づくり課所管のプールと学校施設のプールが入っているのでしょうかお伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

個別施設計画につきましては、68施設107棟となっております。対象施設につきましては、先ほど市長のほうの答弁もございましたように、200m²以上の非木造ということで、そして地域づくり課所管のプールにつきましては、工作物であるということで対象にはなっていませんけれども、やはり将来を見据えると、施設の耐用年数とか修繕の範囲もやはり検討が必要なために、一体的なものであるというふうに捉えております。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま対象となっていないけれども、一体的なものとして捉えるという回答でございました。

そこで、地域づくり課所管のプール、これは防火水槽などとしての役割とお聞きしております。今後、どのように対応していかれるおつもりなのか、また、高山地区館のプールは、夏場、合宿等の交流人口増などで使用されておりますけれども、今後の対応はどのように計画されていかれるおつもりなのかをお伺いをいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在、プールがある地区公民館は、高山、皆田などの旧学校施設の建物で活用している場所、8か所でございます。

プールにつきましては、高山以外は防火水槽、それからソフト事業でのマスの養殖、そういったもので活用しているところでございます。

公共施設管理計画に伴う協議によりまして、地区館の集会施設部分以外の附帯施設につきましては、今後、大規模修繕工事は行わないという方向で、庁内関係部署により協議をしているということでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま大規模改修は行わないけれども、現状の活用方法を継続していくということで了解しましたけれども、これでよろしいんで

すね。了解いたしました。

公共施設において、日常的な利用者は全住民の1割程度以下、また稼働率は、年間ベースで3割以下というデータもあるようです。受益者の方々の負担の分担方法を詳細に分析し、公共施設の在り方等を根本から議論する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

公共施設の在り方につきましては、4町が合併して用途や目的、そういったものが重複する類似施設が多数ございますけれども、少子高齢化、あるいは人口減少社会に対応した施設の総量、それと受益と負担の適正化、今ご指摘ございましたように、利益を受けない人との負担の公平性、そういったものについて市民の方々にも理解していただきまして、公共施設のマネジメント、これを一緒に進めていかなければならないというふうに考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

そうですね、次の世代に、やはり安定してしっかりした財政基盤で引き継いでいくというのはとても大切なことだというふうに私も思っております。ぜひ、市民と一体となって進めていただければということをお願いいたします。

また、固定資産台帳、これを整備されていると思いますけれども、学校教育施設もこの財政管財課で整備されているのかをお聞きいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

固定資産台帳の整備につきましては、財政管財課のほうでデータを取りまとめておりまして、固定資産台帳システムの中で建物台帳等のデータ、これを管理しているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

全て財政管財課で整備されているというふ

うに理解をしました。

そこで、個別施設計画は言うまでもありません。実効性のある計画を策定し、計画をもとに財源確保を行い改修を進めていくことが重要かと思われま

す。しかしながら、統廃合を進めるに当たっては、総論賛成、各論反対という住民意識の大きな壁が立ちはだかるようにも思います。その中で、計画を市民に理解していただくためにどのように進められていかれるおつもりなのか。また、現在も十分努力をされているとは理解しておりますけれども、今以上に施設管理運営費の削減、使用料収入の増加、さらには余剰施設や土地の売却益を増やすための具体的な計画、今後どのように進めていかれるおつもりかをお伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

個別施設計画を現在策定中でございますけれども、その実行につきましては、今後、やはり社会保障費の支出の増加、あるいは人口減少社会で税収の減少、今後、ますます厳しい財政状況が予想されるわけでございますけれども、全ての施設を維持更新できないので市民と情報を共有いたしまして、一緒に進めていかなければならないというふうに考えております。

また、管理運営経費の縮減、これにつきましては、今後定める個別施設計画に基づきまして推進を行い、あと使用料の見直しにつきましては、行政改革大綱に基づいて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、施設や土地の売却の件でございますが、市有財産の利活用基本方針というのを令和元年度に策定しておりますけれども、それに基づきまして、施設の廃止後はすぐに解体ということではなくて現状有姿で譲渡を検討するとか、あるいはまた、民間の財産の活用ニーズ、そういったのも検証しながら、売却の機会を損失しないように進めてまいり

たいというふうに考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

今申されたことが、確実に市民と一体となって実行できるように努力されたいというふうに思います。

次に、小中学校施設の長寿命化計画、これは学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中・長期的な計画だと私は理解しております。

また、長寿命化改修は事業費が大きく、国庫補助等に頼らざるを得ないとも考えます。建物の老朽化は常に進行することから、これらを的確に把握し課題を解決するために、各課との横の連携は十分になされているとお考えなのかお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

長寿命化計画は、昨年度の現状把握、分析等に基づき策定を行いますが、委託先からの報告に基づき、本市の現状を取り入れ、実現可能な計画としております。外部委託について納得いくものであるかどうかということになりますと、今後、成果品が納品された際、教育委員会の要望が十分に反映されていることが判断基準になると思います。

また、各課との連携はということですが、長寿命化改修で全ての学校施設を対象とした場合、策定額も大きくなることから、対象とする施設を限定するなどしております。

また、施設の縮減を図り、施設の財産処分を計画的に行うなど、他課との連携を取りながら進めてまいります。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

これから十分各課との連携を取っていただいて詰めていただきたいと思うところです。これは、やはり地域の方は学校がなくなること

廃合は非常に厳しいと私も認識をしています。

しかし、少人数で複式学級になる場合の最大の犠牲者、これは十分な教育機会を奪われる児童生徒ではないかというふうに考えております。

先ほどの答弁の中で小中学校再編計画は、日吉地域は日吉学園として開校しますが、他の地域はまだのようであります。そうであるならば、この長寿命化計画と小中学校再編計画の整合性、今後の計画の在り方に支障はないのかお伺いをいたします。また、支障があるならば、この長寿命化計画と再編計画、これをどのように分析され、今後に生かす予定なのかをお伺いをいたします。

○教育長（奥 善一君）

お答えをいたします。

学校の再編計画につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、これは、子どもたちの教育環境の改善、これを主たる目的としております。

したがいまして、学校施設の長寿命化計画と直接的に関連を持たしたものではありません。ただ先ほど申し上げましたように、地域の方々の合意形成が図られて、子どもたちのよりよい教育環境をつくっていくための統合再編等がまとまりますと、そういう方向に進んでいくわけでございますので、その時点でそれを加味した計画の修正というものが当然必要になってこようかというふうに思っております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま長寿命化と再編計画はあまり関係がないという答弁でございましたけれども、であるならば、再編計画、これちょっとお伺いいたしますけれども、本年度、花田小学校と吹上中学校、このプールは水の不備で水泳の授業はなかったというふうにお聞きをしております。この内容はどういうことだったのか、

また、児童生徒、あるいは先生の反応はどうだったのかをお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

吹上地域の1つの小学校、1つの中学校のほうで授業ができなかったということですが、この2つの学校につきましては、井戸水を使用しております。その井戸水が本年度の授業の準備をする際に揚水管の破損があることが分かりまして、吹上中学校ではプールの授業を取りやめております。また、花田小学校では、ゆーぷる吹上の屋内プールを利用して授業を実施しております。

利用した児童からちょっと意見を聞いたところ、「バスの移動が楽しかった」、あるいは「学校にはない、大きなビート板等があり、楽しく授業ができた」というような感想がありました。

また、学校の先生からは、「プールの管理がないため、職員の負担軽減になった」。それと「天候に左右されることなくよかった」。あとは「時間的な制限がある」などの意見を聞いております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

施設管理全般は教育委員会が計画的に実施しているとの先ほどの答弁でありました。プール改修や補修費について、昨年度、永吉小学校724万円、和田小学校371万円、それぞれ予算が計上されております。私も少なからずいろいろ聞いておりますけれども、そのほかに昨年度、日置市の各小中学校での補修費等の要望はなかったのか。また、今年度、12月補正でもプール水、先ほどの小中学校、水泳授業できなかったということでしたけれども、この工事費が154万円ほど計上されております。そのほかに小中学校での要望等はなかったのかをお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北

浩一君)

今年度の当初予算を作成するに当たりまして、プールに関する要望については、市内小中学校から10件ほど要望が上がっております。プール以外の補修もそれぞれの学校から要望がありますが、危険度等を考慮し、優先順位により計画的な改修を行っているところでございます。

以上です。

○10番(留盛浩一郎君)

今の答弁で10件ほど、私の聞き違いじゃないですね、10件ほどの要望等があったということであります。

先ほどの個別計画、小中学校再編計画の中でこのプールの管理使用についてと、維持更新コストの試算、これを幾らまでの予算の範囲で、今後どのように計画し、いつまで実行されていられるおつもりなのか。また、維持更新ができなければ利用休止も考えておられるのかお伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(梅北浩一君)

補修費がどれほどの金額であればということなんですが、この補修費の額で改修を行うかどうかについてというのも、金額だけでは判断できないところがございます。他校の状況等も勘案しながら、判断基準の要因となってくると思われまます。

それと、いつまでかということになりますと、このプールにつきまして、子どもたちの安全を確保する上で、危険がないように使用できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○10番(留盛浩一郎君)

それでは、教育長にお伺いいたします。

先ほど年間10時間程度のプールの授業との答弁でした。また、プールの実質的な使用期間、これは、年間を通じて約1か月程度と

稼働率は非常に低い状況にあると思います。

文部科学省が2年ごとに行っている体育スポーツ施設現況調査によりますと、平成8年度に2万111校あった屋外プールを持つ小学校が、27年度に1万5,163校まで、4,948校減少しております。また、中学校も7,646校から5,657校に、1,989校減ったというふうな報告があります。

そこで、千葉県佐倉市へお聞きしました。

34校ある小中学校のうち、26年度までに2つの小学校でプールを廃止、水泳指導を民間スイミングスクールに移し、残り32校も新設予定の市営プールへの移行を検討しているとのことでした。

この中でお話されたことは、経費だけの問題ではありませんけれども、特に小学校では体育の専任教員がいないため、命にかかわる事故のおそれもある。また、水泳指導は教員の負担が大きいということもあり、スイミングスクールでは、インストラクターの協力で指導の充実に加え、教員の、先ほどありましたけれども、多忙感軽減にもつながっていると話されておられました。

また、アンケートでは、児童の98%が「水泳学習を楽しかった」と。さらに85%が「泳ぎがうまくなった」と答えております。教員からも、「インストラクターが多く、安全確保を十分に行うことができ」、肯定的な声が寄せられております。

また、徳島市では、中学校15校のうち、6校を公営プールでの授業に切り替え、松坂市では、スイミングスクールでモデルケースとして1校を、水泳授業をされているというお話でありました。

先ほど、花田小学校でも健康交流館のゆーぷるで水泳授業を行ったという答弁でありましたけれども、健康交流館、あるいはB&G海洋センターも、「事前に計画を立てれば夏に限らず、また天候に左右されないので、水

泳授業は対応できる」とのお話でもありました。

これを総合的に判断しますと、移動時間等課題はありますけれども、プール再編を検討され実施できるよう、早急に対応されたいと私は思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

今議員がおっしゃったように、市内には学校のプール以外にもプール施設、公的あるいは民間のほうでもございます。そのようなものを活用していくということも、十分検討の余地はあるというふうに先ほど申し上げたところでございますけれども、学校の水泳につきましては、教科の体育の授業のみではなくて放課後のプール強化練習、あるいは夏休み等のプール教室、こういったような活用も実際はあるわけでございます。そういったもの等の状況、それから、先ほど今議員も申されました移動の問題、そして当然移動が絡みますと、授業時数の絡みも出てまいりますので、その辺りを総合的にやはり今後、検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

いろいろ検討する課題はたくさん、多々あるかと思えますけれども、この学校再編と総合計画、こういうのを考慮していきますと、やはり将来を考えますと、早急に検討されたいというふうに私は申し述べておきます。

本年度当初予算で委託料、庁舎管理費として約3,590万円計上されております。この業務発注契約とはどのように行われているのかお伺いいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

庁舎管理の経費でございますけれども、本庁、支所で14の維持管理業務がございます。このうち10の業務につきましては3か年の長期継続契約をしているところでございます。

また、機械警備、あと浄化槽とか消防設備とか、こういった5つの業務につきましては市全体で一括入札を行っております。148件ですが。そういう形で業務の効率化に努めているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま一括入札をしているという答弁でありましたけれども、市長にお伺いをいたします。

公共施設の清掃、一括入札ということでありましたけれども、包括施設管理が全国的にも注目をされております。多くあるメリットの中でも長寿命化や職員による煩雑な入札、事務手続等が不要となり、業務負担軽減を含む行政コストの軽減等も多々あるようです。全国でも、先ほど述べましたように、多数の自治体が導入をされています。本市でも早急に検討してみてもとありますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

施設維持管理ということで、大事なことであるというふうに思っております。今は、それぞれ個別の部分が多ございますので、これ全体的なものとして検討していくべきであるというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

ぜひ、前向きに検討されたいというふうに申し添えておきます。

公用車台数と管理業務についてであります。前年度末271台、決算年度中に新規購入9台、売却5台、廃棄2台で、2台増の273台というふうになっております。この売却、あるいは廃棄について基準があるのでしょうか。また、最も古い車は何年たっているのでしょうかをお伺いいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

売却、廃棄につきましては、特に基準というものは設けておりませんが、更新等の目安、これについて、登録から20年、走

行距離20万kmというのを考えているところでございます。

あと、最も古い車でということでもございましたけれども、昭和62年登録で、現在33年経過しているものが最も古い車でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

基準はないということでありましたけれども、本年度も予算計上されております。これ新車台数ですけれども、何台計上されて、また、現在分かっている売却、廃棄の車は何台でしょうかお伺いいたします。

それと、これ何を基準に車両台数が今の台数適切であると判断されているのかも伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

本年度予算措置しております車両につきましては、8台を購入予定としております。廃棄につきましては、現在、例年五、六台ほど売却処分をしておりますけれども、今年度は、今のところ2台というような状況でございます。

基準につきましては、常時、現場とか外回りが必要で稼働率の高い部署にあっては、公用車をそれぞれの課に配置をしております。稼働率の低い部署、これにつきましては、財政管財課に共用の車両を6台設けておりますので、それを運用しているというような状況でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ということは、大体、やはり273台前後で推移しているのかと思います。

それで、消防車両や特殊車両、こういう車両を除く普通の一般車両の運転日報等がありますけれども、運転日報等でこの稼働率を分析し、適切な車両台数を判断しているシステム等があるようでございます。こういうのを使用されて、ぜひ今の台数が適正であるかという判断をされてはいかがでしょうかと思いますけれども、これいかがでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

公用車の管理につきましては経費の縮減というのをやはり目標に、保有台数も削減の方向で考えているような状況です。

今ご指摘ございましたように稼働率も分析しながら、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

続きまして、ドライブレコーダーについての答弁を頂きました。全国的に、皆さんもご承知のあおり運転等が社会現象になっております。救急車4台、そのほかの車にも4台設置してあるという答弁でありました。ほかの車には設置しないのでしょうか。また、新規購入車、今年も8台ありますけれども、それに設置するお考えはないのか伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

車両の事故に関して、昨年度も5件発生しているような状況でございます。今後、新規の購入に併せて、ドライブレコーダーの設置も検討してまいりたいと考えています。今あるついていない、ドライブレコーダーがついていない公用車の車両を全てとなりますと、一遍にはやはり予算的にも厳しい面がございますので、更新時に、順次整備してまいりたいというふうに考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

社会現象ですので、ぜひとも1台でも多く設置するように申し添えておきたいと思っております。

市長にお伺いをいたします。

このリース契約について、市長はどういうイメージ、感想をお持ちでしょうかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ購入を、まだリース契約、両方あるというふうに思っております。特に、リース契約につきましても、メンテナンス面で経

費がかかる部分があるというふうに思っておりますので、ケース・バイ・ケースといえますか、そういう中でリースにするか、購入するか、それぞれ検討させていただきたいと思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

リースにすると経費の負担が増加するという認識のようであります。

石川県の小松市、ここ公用車80台の管理業務をリース会社に委託されたということで問い合わせをしてみました。

小松市でも、今までは車検、タイヤ交換、修理などは、従来、各課の担当職員が市内業者に個別に発注していたそうです。また、各課が業者に出していた支払い伝票、伝票等は年間、計400枚以上あったようです。これをリース会社の集約により12枚程度に抑えられ、職員の労働時間は約1,000時間、人件費は年間280万円削減でき、これにより、今年度の公用車の維持管理費は、実質180万円の経費削減につながったようであります。タイヤ、車検などは地元の業者に発注しているということで、県内でも車両管理をリース会社に委託するという市町村が増えてきつつあるようです。本市でももう少し調査研究をされて、この公用車管理を民間委託にするお考えはないか、いま一度、お伺いたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

経費削減という観点を重視しながら、これまで市内の業者の方にいろんな形でお願いをしております。そういうリース会社に委託するというふうになりますと、市内業者とそのリース会社の関連性、ここもあるかと思しますので、今後、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

ぜひ調査研究をされて、消防車両、あるいは特殊車両を除くと約200台ぐらいあるか

と思います。ぜひ調査研究をされて、適切な、適正な台数に努められるようお願いをしたいと思います。

以上の質問から最後に、午前中の同僚議員の質問の中で、市長は、今限りとのご答弁でございました。市長、教育長はこれまでも十分リーダーシップを発揮されていると私は認識をしております。

しかしながら、近年、自治体において、縦割りの事業実施構造が人口減少、少子高齢化、また財政難というこの縮小の時代にあってはより効率性を高めるために、これまで以上にトップである、宮路市長、教育行政においては、奥教育長のリーダーシップを発揮することが最大の方法で必要不可欠と考えております。市長、教育長の見解をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今のご指摘のとおり、リーダーシップというのは大変大事なことであるというふうに思っております。こういう低迷する時代でございますので、今後におきましても、私のほうは先ほど答弁させていただいたように来年5月は出馬いたしませんので、新しい方の中において、まちづくり、また日置市民のために頑張っていただけるようというふうに願っております。

○教育長（奥 善一君）

教育行政におきましても、やはり学びの場として施設があるわけでございますので、安全、それから機能的である、その効果を最も高められる状況をつくり出していくという視点で私も精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君） 皆様、こんにちは。

本日、最後の一般質問となりました。今年初めに発症した新型コロナウイルスがいまだ終息をえない中で、政府の新型コロナ感染症対策部会は、感染が急速に拡大しているとの報告をしています。分科会の会長は、「今までどおりの対応では経済・雇用への影響が甚大になる。感染拡大の早期の鎮静化、人々の健康のために政府に英断を心からお願い申し上げます」と強調しています。今新型コロナウイルスの第3波になって感染が全年齢層に広がり、再び、高齢者で重症者が第1波、2波をしのぐ勢いで増えていると述べています。市民の皆様は、いまだに先の見通しが見えない中で、日置市も19人の感染者が発生いたしました。市民の皆さんも大変心配している新型コロナウイルスについて、今回、伺います。

まず1問目は、濃厚接触者とはどのような人を指すのか、詳しくお示してください。

2問目、現在、保健所、医師会との連携はどのように進めているのか、月に何回行っているのか伺います。

3問目、他の市町村では、いろんな自治体が新型コロナウイルス対策への輪を広げていますが、日置市はどのような対策を行おうとしているのか伺います。

次に、ゆーぷる吹上について伺います。

現在、総務委員会では、ゆーぷる吹上の存続についての陳情を審査されていますが、私は過去において、砂丘荘、ゆーぷる吹上、温泉給湯事業など、一般質問の中でいろいろ調査し、提案をしてきました。

今回は、ゆーぷる吹上のことについてお尋ねいたします。

浴場、脱衣場に冷水器が1台置かれておりますが、洗面台蛇口の前に「飲料ではありません」の貼り紙があります。飲用できない水とはどのような水をいうのか伺います。

これもちままして、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルス対策についてのその1でございます。

必要な感染予防策を取らずに手で触れること、また、対面で1m以内で15分以上の接触があった場合が考えられますが、ウイルスがうつる可能性がある期間やお互いの関係性、接触の程度などについて保健所が調査を行い、濃厚接触者に該当するかどうかを判断することになっております。

2番目でございます。インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えるため、8月に市医師会長に相談し、9月に市医師会と日置市とでの診療体制などについて協議を行いました。その後、10月には、市医師会、保健所、市の三者で協議を行い、インフルエンザと新型コロナウイルス両方の検体採取が可能な医療機関の確認を行ったところでございます。

3番目でございます。日置市において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活の支援を行うための事業を実施するなど、経済面に関する方策を講じております。

また、市内の医療機関に対しましても、検体採取の際に飛沫防止対策として使用する医療用ガウンやフェースシールド、ゴム手袋など無償提供をするよう準備を進めているところでございます。

2番目のゆーぷる吹上についてでございます。

ゆーぷる吹上の水質については、水質検査を行い、水質基準に適合しており、洗面台蛇口については、上水道と区別するため、そのような表示を行っているところでございます。

なお、この取水源の詳細については、現在調査を行っております。

以上です。

○11番（橋口正人君）

ただいま市長からの答弁を頂きました。

まずは、濃厚接触者とは、ウイルスがうつる可能性がある期間やお互いの関係性、接触の程度でいうと、子どもや家族、夫婦間を普通いいます。

10月20日の南日本新聞では、与論町内で55人のコロナ感染者が確認された。当時の新型コロナに感染した女性の体験談が載っていました。今も恐怖は消えないと自身の心身に及ぼした影響は、全身からの滝のような汗、病院からのスマートフォンへの着信音、「検査結果は陽性です。入院について考えてください」。頭の中を恐怖が駆け巡り、混乱したことを詳細に語っていた記事が載っていました。

本当にコロナは大変なウイルスです。そのコロナウイルスに自分の家族がかかったことを想定してみてください。これは誰もが起こり得ることとなっています。

垂水市では、一度に4検体が可能なPCR装置を導入し、発熱等の症状のある方に迅速なPCR検査が可能となる装置を購入いたしました。

霧島市は、PCR検査の費用を1人2万円負担しています。

南さつま市は、PCR検査に8割を助成しています。

枕崎市は、自費でされる方に、12月から1人1万円を助成しています。

始良市は、祝日の発熱患者の診療、検査体制を充実させるため、始良地区医師会に助成をするなど、保健所のない市、自治体がコロナウイルス対策への輪をどんどん広げていきますが、日置市は、コロナウイルス対策に対して、PCR検査の助成等を行わないのか伺います。

○健康保険課長（山下和彦君）

自由診療での検査に対する助成につきまし

ては、まず、自由診療で検体採取をしていただく医療機関との合意形成が必要となることや、感染者であっても検査のタイミングによっては陰性となる場合があり、陰性の結果だけが独り歩きするおそれがあることなどから、現段階での公費助成については慎重に考えたいと思っております。

○11番（橋口正人君）

10月には市医師会と保健所、市の三者で協議を行い、検体採取が可能な医療機関の確認を行ったということですが、私は、商工業者、市役所、大きな会社、学校等からコロナが発生すると、大打撃で立ち直るすべもないような危機感を感じています。これから、もし飲食店、市役所、会社、学校等がコロナに感染したと仮定して鹿児島市が取り組んだウォークスルー方式を用い、日置市は保健所、市医師会との連携による検体採取を、小鶴ドームや市の体育館、運動公園等で模擬体験のウォークスルー方式はできないのか伺います。

○健康保険課長（山下和彦君）

PCR検査は医療行為であり、ウォークスルー方式の検査を行う場合は、病院または診療所の開設に係る手続等が必要となります。公立病院を持たない日置市ではこうした手続ができないため、医師会の合意や保健所との協議が必要となります。そのことを踏まえて、10月に三者で協議を行った結果、現在のところは日置市内での開設は難しいという結果になりました。

○11番（橋口正人君）

現在では難しいと言われておりますけれども、連日、テレビ報道では、新型コロナウイルスの感染症の広がりや重症者の増加を見ると安心していただけません。今年なって取り組まれてきた各種助成金による施策も効果が薄れていく中で、日置市では医療機関に対して、医療ガウン、フェースシールド、ゴム手袋等

を無償提供する準備を進めていますが、市民が不安としているPCR検査も考えていただきたいと思います。

鹿児島市だけは県内唯一保健所を持っていますが、保健所のない自治体もPCR検査の機械を購入したり、PCR検査に助成をしたりして市民の安心安全に取り組んでいます。なぜ日置市はPCR検査等の助成をしないのか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

健康保険課長のほうもお話したとおり、医師会とのかかわりがございました。いろいろと三者でまず話をしていかなきゃなりませんけど、助成しないというわけではございません。基本的に、医師会との同意をした中において、この助成制度というのをやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（橋口正人君）

三者との同意がなかなか必要であると。さらなるコロナ対策としてPCR検査の助成以外においても、垂水市が導入されたような検査の機械を市が購入し、医師会と連携して検査を進めていくといったことは考えられないでしょうか。

鹿児島大学の隅田教授は、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの唾液による同時検査をできるキット及び検査機械を発明されました。時間は20分で結果が出るそうです。このような検査キットや機械を市が購入して医師会に活用していただくことも一つの方法だと思います。そういったこともコロナ対策という点で考えられないのか、再度、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、医師会との合意というのが大事でございます。それを聞くと、また今後、件数が多くなった中においてまた医師会といろいろと話をさせていただきますので、しなければ機械を買うからはいという

わけには、このやはりマンパワーといいますか、必要でございますので、十分、保健所、医師会とも今後協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（橋口正人君）

それでは、次に、ゆーぷる吹上についてお尋ねいたします。

できるだけ詳しくお答えください。水質基準に適合している水が、調査しないと分からないとの答弁はどういうことでしょうか。お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

水質基準については調査をしております、水道法上、問題ない水質だということを確認しております。

なお、詳細の調査については、どこの水を使って、どういった形態で取水をしているのかというのを、詳細に調査をさせていただいているところでございます。

○11番（橋口正人君）

そうであれば、市内公共施設の水は、全て分からない水で運営しているのでしょうか。お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

商工観光課所管につきましては、ゆーぷる吹上がこういう形態で運営をしておりますので、そういった調査は現在行っているところでございます。ほかの施設については、私どもの把握してないところは存じ上げていないところです。

○11番（橋口正人君）

ほかの施設は、どこの課が答えてくれますかね。伺います。

○上下水道課長（新川光郎君）

他の施設につきましては、水道法に基づいて、51項目の検査をいたしまして、水質基準を全て満たした水道となっております。

○11番（橋口正人君）

今、答弁いただきました。ゆーぷる吹上については、「飲料水ではない」と貼り紙までしているのが伺えます。これは、なぜ貼り紙をしているのか、再度もう一回伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほど市長からも答弁がございましたとおり、上水道と区別するために、そのような表示を行っているところです。

以上です。

○11番（橋口正人君）

この貼り紙は、当時、22年前から貼ってあったのか伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

私ども昨年度、所管を商工観光課へ経営を引き継いでおりますので、私どもが引き継いだ時点では、既に貼ってあったような状態でございます。

○11番（橋口正人君）

それでは、22年前に知ってる方がいらっしやったら、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時14分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長（久木崎勇君）

恐らく平成10年にオープンしてます。22年前と言われましたけれども、私が知り得る形では、その当時どうだったのか、私の

ほうでは分からないところです。また、その当時のことについても、現在、調査を今後進めていく必要があるれば、進めていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

○11番（橋口正人君）

今、経過の記録はずっとないのか。22年間、調査してない水を使っていることは、法的にどうなのか。おかしいと考えますが、こんなことが地方公共団体として普通であるのか、再度伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そこ辺りの法的な問題も含めて、現在、詳細に調査を進めさせていただいているところでございます。

○11番（橋口正人君）

22年間、調査もしないで使っていたということなんでしょうか。伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

調査がされなかったというところは事実だと思います。ただ、運用については、水質検査を適法にされて、今まで運用されてきたというふうに認識しているところでございます。

○11番（橋口正人君）

私は、管理職の市職員の数人から、かんがい用水を使っていると聞いていますが、かんがい用水の水は使っていないと理解してよろしいでしょうか。お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そのことにつきましても、詳細について、ただいま調査をさせていただいているところでございます。

○11番（橋口正人君）

私は、通告は11月20日に出しています。今日まで17日間、日にちがあつたわけですが、どこの、どのように調査をこの17日間でしたのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在、過去の経緯について、書類等の確認

等を行っておりまして、また、現場のほうでも、どのような形態になっているのか、現在調査をさせていただいているところです。

○11番（橋口正人君）

それでは、違う方面からですね。市が水道を引いたのは、いつからになりますか。お尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

平成28年の3月から供用開始をさせていただいているところです。

○11番（橋口正人君）

ただいま、28年に水道を引いたということは、それまでは水道はなかったということでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そのような状況でございます。

○11番（橋口正人君）

ゆーぶる吹上の食堂は、平成10年頃の建設当初からあったと思いますが、どの水を使っていたのかお尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

食堂につきましては、当初は井戸水を使用していたと伺っております。その井戸水が枯渇に近い状態になったようでございます。詳細については、そこも含めて調査中であります。

○11番（橋口正人君）

井戸水が、今、枯れたということでは言われましたけれども、それはいつ枯れたのか伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

明確には私どももまだ調査を終えていないんですけれども、開設して2年ぐらいで枯渇に近い状態になったということは伺っているところです。

○11番（橋口正人君）

2年で枯れたということは、その後、28年までの間は、どこの水を使って食堂のほうで営業をしていたのか伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほどから答弁をいたしておりますとおり、そこ辺りの詳細についても、ただいま調査をさせていただいて、明確にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○11番（橋口正人君）

私もこの件に関して、議員として責任を持って、議員を辞職するつもりで質問をしております。担当課も責任を持ってお答えください。私の調査において、ゆーぶる吹上は、かんがい用水を使用していると認識しています。担当課もかんがい用水を、責任を持って答弁をしてください、かんがい用水ではないのですね。

○商工観光課長（久木崎勇君）

そのことについて、当時の関係書類もまだ確認できておりませんし、現在、かんがい用水の管がどの位置から配管されて施設内に布設されているかも、現在不明確の部分があり、詳細な調査をし、明確にする必要があるというところでございます。

○11番（橋口正人君）

22年間、本当にこんだけいる中で知っている方もいないということではありますが、つい最近の話で、県から担当職員が呼ばれたと伺っていますが、内容はどのようなことだったのかお尋ねします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ゆーぶる吹上の水の使用が現在どうなっているかというところを協議をさせていただいております。その中で、県とも今後詳細な調査を行い、分かり次第報告をさせていただき、その調査結果が分かり次第、再度協議を進めていくというところで、県とは打合せを終えているところでございます。

○11番（橋口正人君）

ただいま、分かり次第、調査の分かり次第、また検討の話をする。調査はどれぐらいで

分かるのか、日にちが、日にちというか、分かる期間がありましたらお伝えください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

できるだけ早急に調査をし、明確にできるようにしたいというふうに考えております。

○11番（橋口正人君）

ただいま早急にとということでありましたが、今までも17日間という期間で調査もしてないわけですけど、早急にとというのは、いつ頃までの予定か、大体お知らせください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

私ども配管等の関係もございまして、どれぐらいの時間がかかるか、ちょっと私のほうではまだ分からないので、関係各課とも協力しながら、できるだけ早く調査を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（橋口正人君）

商工観光課では分からないということですが、それでは、水道課では分かるのでしょうか。お尋ねします。

○上下水道課長（新川光郎君）

上下水道課におきましては、平成28年2月に給水の申請が出て以降、3月から給水を開始しておりますが、それ以前のことについては不明でございます。

○11番（橋口正人君）

いろいろ質問しているわけですが、なかなかちゃんとした答弁が返ってこないようでございます。

最後に、市長に、この調査中の問題を今後どのように解決されていくのかお尋ねをして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、この取水源の詳細につきまして、今調査中でございますので、関係機関と十分調査した中において報告をさせていただきます。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。明日

8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時25分散会

△散 会

第 4 号 (1 2 月 8 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（7番、12番、14番、3番）
-------	---------------------

本会議（12月8日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

改めまして、おはようございます。

本日、一般質問2日目となりました。通告に従い、2問7項目の質問をいたします。

1問目、防災に関する質問。

1項目、鹿児島県消防学校施設は、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編第3章原子力災害事前対策第14節で、代替オフサイトセンターとあり、施設の整備・維持・管理を行うとあるが、さきの議会で、日置市指定避難所として活用できないか等の質問があったが、鹿児島県消防学校と協議を行ったのか。また、回答はあったのか伺います。

2項目め、届出避難所制度を導入したが、現在の申込み状況及び活用状況はどうか伺います。

3項目め、新しいハザードマップはいつまでに市民へ届き、ホームページ上のハザードマップ地区別地図はいつまでに更新できるのか伺います。

4項目め、ハザードマップ浸水想定区域は、おおむね30年に1回程度起きる大雨、1時間雨量56mmが想定される水域を表示されているが、市役所・消防署付近は、雨量70から100mm程度の大雨が降ったときの浸水域はどこまでと想定されているのか伺います。

2問目、消防に関する質問をいたします。

1項目、3か所の消防施設は築何年経過しているか伺います。

2項目、日置市消防本部消防署は伊集院町中心街に位置し、ハザードマップでは、浸水箇所ではないが近くまで浸水が想定されていることから、緊急水害発生時の消防設備の配置については、雨量等に応じた対応を講じているのか伺います。

3項目め、以上のことから、消防本部・消防署施設の移築等について検討協議すべきではないかと考えるが、市長の考えを伺い、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の防災問題について、その1番目でございます。

消防学校に指定避難所としての活用を確認したところ、災害時に広域からの応援隊を受け入れる拠点施設として利用する計画があることから、消防学校を日置市の指定避難所にするのは難しいとの見解がありました。

2番目でございます。

現在23自治会から26施設の申請があり、20自治会、22施設を登録したところでございます。7月初めの大雨のときに1か所、9月の台風第15号のときに3か所の開設報告を受けたところでございます。

3番目でございます。

現在、ハザードマップに必要な情報収集に努めているところであり、本年度中にホームページで公開できるように進めています。

4番目でございます。

水防法に基づく神之川水系の計画規模降雨は、基準地点である荒瀬橋の流域面積を考慮し、時間雨量56mmと表記されていますが、その氾濫解析における時間雨量の最大値は78.8mmとなり、市役所及び消防署は浸水しない想定となっております。

2番目の消防施設について、その1でござ

います。

消防本部、東市来支所内の北分遣所、南分遣所、いずれも昭和57年建築で38年の経過になっております。

2番目でございます。

消防の心臓部分である通信指令室は2階に設置してあります。豪雨時には、県の河川砂防情報システムの水位情報により、現地を確認しながら対応をしております。これまで浸水を考慮した車両配置等の体制は取っておりません。

3番目でございます。

大規模改修を行いながら長寿命化を図ります。その後については、移築も含めた更新を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○7番（山口政夫君）

答弁を頂きました。

まず、1問目の1項目、鹿児島県消防学校施設は市の指定避難所とすることは難しいという回答があったということですが、これハザードマップ等には書き入れるとか、そういうことはできないのかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

消防学校を避難所として利用不可能と表示をすることについては、他の類似施設との兼ね合いから、現時点では消極的に考えております。

○7番（山口政夫君）

現実的には他の施設との関係で無理だということであれば、防災関係の通知等広報等でやはりここも周知されてもいいのかなと思っております。今後また検討していただければと思います。

2項目めですが、すみません、ちょっと2項目、この原子力防災の関係で関連があり

ますので、ちょっと質問をさせていただきます。

同じく原子力災害対策の第14節の2項目めに行政機能の移転及び事業継続計画の策定という項目がありまして、庁舎が避難対象区域に該当するなど、使用できない場合に備えて行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとするという項目があります。本庁舎、消防署がちょうどUPZ30km圏の境界辺りだと思います。このUPZ圏内でいきますと東市来支所、同時に支所にあります消防北分遣所が避難区域に相当した場合の、ここの定めてあります移転先をあらかじめ定めておくという項目がありますが、これはどのような状況なのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

UPZ圏内でありまして東市来支所が使用できない場合、東市来支所の機能については本庁及びほかの支所で業務継続を行うこととしております。

○7番（山口政夫君）

移転は本庁及び他の消防分遣隊で機能できるということは理解できました。先ほど言いましたように、本庁舎、消防署というのはUPZ圏外で避難対象ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

日置市役所の本庁舎及び消防本部の本署については、UPZ圏外と認識しております。しかしながら、おおむね30kmに位置しており、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果によりまして一時移転や避難が全くないとは言いきれないというふうに考えています。

○7番（山口政夫君）

災害が発生した状況では、避難の対象となり得る可能性もあるということです。である

ようであれば、やはり先ほど申しました行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとするという項目があればそこらも検討、今後の課題とするべきと思うんですが、今後そこらはどのように対処されるかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

あらゆる想定をしておくことは有事に非常に有効であると思いますので、様々なケースをできる限り想定して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

しっかり想定をして対応の対策を講じていただきたいと申し述べて、2項目めに入らせていただきます。

答弁で、23自治会から26施設の申請があり、現在20自治会、22施設で登録をしているということでございます。それと実績はそこまで今回は今年度は大きな台風もなく開設は少なかつたかなと思いますが、実は私が想定した以上に20自治会、3つの自治会が審査した結果、ちょっと危険がありますねという理解だと思います。ただ、20自治会で22施設ということですが、1自治会に1自治公民館があると想定した場合にその2か所、増えているのはどういう施設なのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

1自治会で複数の申請をいただいている施設につきましては、自治会公民館の別館を持っておられたり、あるいは民間の施設を利用されているところでございます。

以上です。

○7番（山口政夫君）

別館及び民間ということでしたが、事業所とか個人のお宅とか、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口

亮君）

民間については事業所になります。

○7番（山口政夫君）

民間の事業所から協力の申出があるということはすばらしいことかなと思います。今後も届出避難所への申込みが増えて、市民の安心していただける避難ということに努めていただきたいと。

これに合わせてですが、ちょうど防災担当者のほうから私どもの所属する自治会も曾於市、鹿屋市が鹿児島県内で最初に取り組んだ届出避難所制度の視察にお見えになって、実際申請をして開設経験のある自治会ということで視察にお見えになりました。そういうのを踏まえてやはりすばらしい制度だと、それをいち早く取り組んだということは非常にうれしく思います。今後ともますます届出避難所が増えますように努力をしていただきたいと申し上げて、次に3項目めに移らさせていただきます。

現在、ハザードマップの件でございます、これは以前、平成28年4月、指定避難所の見直しがなされて昨年の9月議会でも一般質問をさせていただきまして、そのときにハザードマップの情報が更新されていないなど課題があるという答弁がございました。それに基づいて速やかに作り替えるという答弁がございました。それから現在1年2か月経過しております。最新の注意でチェックをする必要があると思いますが、答弁では、本年度中にホームページで公開できるように進めているということですが、一応ホームページは年度内に更新するということです。ちょっと議長に許可をもらってハザードマップをお持ちしたんですが、こういう紙媒体の配付というのは、大まかで結構です。やはり業者の関係、予算の関係あると思います。手続論があります。そこは理解できますので、大まかいつ頃までには配付できるか、お伝え

いただきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

紙媒体のハザードマップにつきましては、令和3年度中に配付をできるように関係当局等とも調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

そのようにできるだけ早く安心していただけるようなハザードマップを配付していただきたいと思います。

次の4項目めです。

要するにハザードマップの浸水域というのがおおむね30年、先ほど言いましたように56mmの雨量を想定した浸水域でございます。ただ、昨年度と一昨年度の、私、すみません、これ気象庁の東市来のデータ資料しか収集できなかったんですが、50mm以上が今年度の7月の3日、これでも2回、21時と22時に発生しております。それと昨年の7月にも同様に時間雨量50mm以上が降っております。おおむね30年という数値だと思いますが、近年、全国あちこちで時間雨量100mm以上でしかも小さい域じゃなくて、広域災害が非常に多く発生しています。そこを勘案したときにこの56mm云々も確かに大事でしょうけど、答弁で述べられたように最大値が78.8mmとそこでも市役所・消防署は浸水しないという想定ですが、このハザードマップは雨量78.8mmの浸水想定域という理解でよろしいのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

浸水想定につきましては、流域の面積等を考慮しまして、雨の降り方を波形に戻して計算をしたときに78.8mmということでございますので、単純に78.8mmだということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○7番（山口政夫君）

この想定域の算定というのは非常に難しいとは思いますが、しかし、安心をするといえますか、市民の皆さんが避難計画とかそういうのを立てる場合に、安心するためには危険度がこれだけありますねというのが大事だと思います。そこらもハザードマップの見直し、その基準、そういうのも検討できないかお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

新しいハザードマップにつきましては、氾濫解析における1時間雨量最大値214.1mmという試算結果が現在、鹿児島県のほうがもう公表しておりますので、紙媒体のものにここまで載せるかどうかということは、見やすさということもございますので検討する必要があると思いますけども、少なくともホームページのほうでは確認ができるようにしたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。なぜかといいますと、次の消防の項目でも関連がありますので、次の2問目の消防に移りたいと思います。

この消防の問題は3項目に分けましたが、関連がありますのでもうまとめて質問させていただきます。

一応3か所とも昭和57年建築、38年経過ということでございます。先ほど防災のほうでもハザードマップで言いました100mm、それ以上の雨量があったときの浸水域はどうですかといった場合に、今の時点でちょうど消防署の前の道路、ちょうどある店舗の裏辺りまでが浸水域と、ハザードマップを見ますとちょうどその周辺が浸水しますねとしたときに、消防の場合は、救急・救命・救助、これの最後のとりでという私個人的な認識を持っております。そうしたときに浸水によって

消防が出動、今まではそういう事例はなかったと認識しております。車両の配置、浸水に備えて車両の配置もすることもなかったということですが、今後、先ほど申しましたように、大きな災害が発生しています。そういうことを想定しますと、やはり3項目めで申し上げました、本庁舎はいいと思います。消防署に関しましては、やはり答弁にありましたように、大規模改修を行い、長寿命化を図りながら移築も含めて更新を検討していくという答弁がありますが、これをしっかりと市民の安心、安全という意味で現在の消防署の位置に造り直すのか、移築をするのかというのはもうこの十数年後には耐用年数が来るわけですので、そこを検討していただきたいと思うんですが、そこらを答弁お願いします。

○消防本部消防長（柿内和浩君）

お答え申し上げます。

先ほどの市長の答弁のとおりですけれども、今後の対応としましては、豪雨時には引き続き水位監視をしながら、浸水時には車両を高台待機等の対応も取っていきたいと考えております。

庁舎の件につきましては、公共施設活用計画に基づきまして、当面、継続活用しながら大規模修繕を行い、移築も含めた検討協議を近いうちに行いたいと考えております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、移築ありきではなくてもいいです。今の場所が安全を担保できればそれに越したことはないと思っています。そこらを慎重に今後、検討協議進めていただくよう再度、市長の見解をお伺いして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ築38年が経過しておりまして、特に今の段階におきまして長寿命化というのがございますけれども、これと関連して、この神之川水系の改修、これが一番大きな要因

になってくるというふうに思っておりますので、こういう進捗率を含めてそれぞれに移築するか、また十分な検討をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

今年は、新型コロナの猛威にさらされ、あらゆる面でいまだかつてない厳しい年でありました。親の葬儀にも参列できない人、結婚式の延期など、普通の生活がどれほどありがたいものであったか身にしみて感じる年でありました。引き続きコロナ対策を緩めずに気をつけてまいりたいと思います。

また、昨日、ご勇退の決意を述べられた宮路高光市長には、最後までご健康で、日置市のトップリーダーとして有終の美を飾っていかれたいと期待いたしております。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

1番目に、スクールバス・スクールタクシー活用は、公平に運行されるべきではといった点でお尋ねします。これは以前にも質問したものです。現在、統合していない小中学校では、国の示す通学距離よりも遠距離から通う子どもたちへの支援は全くありません。

そこで1点目に、スクールバス・スクールタクシーが運行されている小中学校での利用者で、一番近い距離は各学校で何kmですか。

2点目に、運行されている小中学校で小学校4km以下、中学校5km以下の利用者は各学校で何人ですか。

3点目に、スクールバス・スクールタクシーの運行がない小学校で、4km以上の距離を通学する児童は各学校何人ですか。

4点目に、不審者情報がたびたび流れる昨今、子どもの安全を心配してバス等の運行がない遠距離の保護者が、下校時にタクシー会社と契約をしているケースもあると聞きますが、全ての児童生徒への公平なサービスをすべきではとお尋ねいたします。

2番目に、コロナ禍対策についてお尋ねします。

1点目に、以前、ロタウイルスワクチンへの助成を提案した際に、ロタ、おたふく、インフルエンザの助成をしないと答弁されました。今、定期接種化も含めて助成されていますが、コロナ禍において受験を控える中学生へのコロナとインフルエンザ同時罹患を避けるためにも、中学1年生から3年生へのインフルエンザの予防接種助成ができないのかお尋ねします。

2点目に、来年度以降の収入増対策について、4点お尋ねします。

市は収入増対策をどう考えていますか。

ごみ収集袋への広告を実施できませんか。

公共施設の利用料免除を有料にすると幾らになりますか。

コロナ禍の間だけでも利用料免除を有料化できないものか提案しますが、いかがでしょうか。

3点目に、女性相談体制の充実についてお尋ねします。

警察庁は8月1か月の自殺者が前年度比で16%増加、女性は40%増加、そのうち30代以下が78%増加したと報告しています。

そこで1点目に、市の現状と日置市いのち支える自殺対策推進計画にのっとり実施した手だてはどのようなものでしょうか。

2点目に、性暴力被害者支援の全国共通ダイヤル#8891、早くワンストップの周知はできていますかとお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のスクールバス・スクールタクシーの活用を公平に運行されるべきというご質問については、教育長のほうでトータルして答弁させます。

2番目のコロナ禍対策のその1のアでございますけど、今期については、中学1年から3年生に対する接種費用の助成は考えておりませんが、来期については、コロナウイルスワクチンの接種状況やインフルエンザの流行の状況、また国の交付金事業の動向を踏まえて接種費用の助成については検討してまいりたいと考えております。

次に、その2のアでございます。

増収対策につきましては、引き続き市税の収納率の向上、未利用財産の売却や有効活用、ふるさと納税制度の推進を柱に、財源確保を図ってまいりたいと考えております。

また、使用料及び手数料の見直し等にも取り組んでまいります。

次にイでございます。

平成20年度、21年度にそれぞれ2社の広告掲載の申込みがあり、実施しています。

平成22年度以降、申込みがなく、現在のところ、積極的にごみの収集袋への広告募集を行う予定は、今のところしておりません。

次に2のウです。

公共施設の使用料につきましては、全額免除及び一部免除を含めまして、令和元年度実績で約2,170万円、使用料収入全体の約6.7%になっております。

次にエです。

公共施設の使用料については、市が主催する行事や市内の学校関係、障がい者の方々を使用する場合については、全額免除または一部免除としているところでございます。

市といたしまして、その施設の目的や効果などを考慮して使用料を設定しているところ

で、これらの有料化については、今のところは考えておりません。

3番目のアでございます。

本市の自殺者の現状については、近年、減少傾向にありましたが、今年の上殺者数は、市消防本部からの報告によりますと、10月末現在で男女合わせて昨年の上殺者数の6名に並んでおります。

本市における女性への対策といたしまして、自殺対策推進計画に基づき、母子保健や子育て支援における相談事業のほか、関係各課の各種事業の推進を図りながら、生きることの包括的支援と相談しやすい環境づくりを図っているところでございます。

そのイでございます。

さきに策定されました日置市男女共同参画基本計画でも、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶が重点目標の一つでございます。潜在化した性暴力に対する相談窓口を多様に準備しておくことは、婦人相談体制の構築とともに大変重要と認識しております。

ワンストップ支援センターにおける「早くワンストップ」を広報紙やホームページ、LINE等を通じて早急に啓発していきたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目のスクールバス・スクールタクシー活用は公平に運行されるべきではについて、お答えをいたします。

その1でございます。

一番短い距離ということでございますけれども、東市来地域が湯田小学校2.2km、日吉地域が日吉小学校1.4km、吹上地域が伊作小学校6.5km、永吉小学校2.3km、吹上中学校が7.5km、6.5と書いておりましたが、7.5に訂正をいたします。

2番目でございます。

運行されている小中学校で4km以下、中学校5km以下の利用者についてでございます。湯田小学校12人、日吉小学校71人、永吉小学校2人、合計で85人となっております。その3でございます。

スクールバス等がない学校で4km以上というところでございます。4km以上を通学する児童は、上市来小学校2人、伊集院北小学校1人となっております。

4番目でございます。

日吉小学校としての開校の際に、日置市スクールバス運行規則の改正を行い、距離の規定を廃止し、再編に係る通学区域の変更による別表の改正と目的外使用について改正を行っております。

現時点では、全ての学校を対象にしたスクールバス等の運用は考えておりません。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

吹上中学校では、自転車購入補助を受けた生徒が、自転車通学していると思いますが、通学バスに乗車することは基本的にないと前回の答弁がありましたが、乗車する場合は本当にないのでしょうか。お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

自転車通学の補助を受けました生徒については、バスの利用はないと認識しております。

○12番（黒田澄子さん）

平成29年6月議会で私の質問に教育長は次のようにお答えになりました。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律同法施行令第4条第1項第2号に示された通学距離に習い、日置市スクールバス使用規則を定め運用を行っている。この通学距離を見ますと小学校が4km以内、中学校6km以内とされておりますと。

日置市では中学校が5 km以上と当時は定められていたと思います。そこでこの改正が日吉小学校ができたということで、30年4月に改正されて自治会を指定されたものになっています。4 km・5 kmと国の法律に基づいてやっていますと言われたものが自治会に変わっています。これはなぜかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

ただいま議員がおっしゃいました改正前の規則では、利用対象となる児童生徒の通学距離によるスクールバス・スクールタクシーの利用としておりました。改正後の規則によりましては、吹上地域での運行されている自治会と再編される日置小学校以外の児童が通っている自治会について、この合併の際にスクールバスの運行についての要望があり、それに伴ってその小学校に通う自治会を明確にするために自治会指定として変更をしております。

○12番（黒田澄子さん）

平成29年には国の法律を大義名分として掲げられて、4 km未満が適当だ、また国は6 km未満、中学生は適当だとおっしゃっていることに準じているというふうにおっしゃっていました。本日の答弁書を見ますと2.2 kmとか1.4 km、2.3 km、そういった地域の子どもたちもバスで通学をしているとあります。全く理解ができません。これ、子どもたちは理解できないと思います。その点で私は今回質問にもう一度、もう一度というか、もう3度ですけども、以前から一貫して申し上げている日置市内に住んでいる子どもたち、親はしっかり税金も払っています。そういった下で育てている子どもたちに学校が統合したとか、統合しないとかという理由がバスと乗り合いタクシーでもいいんですけども、かなわないということを教育長はその児童に対してどのようにお話をして理解していただ

くおつもりでしょうか。お尋ねします。

○教育長（奥善一君）

29年度の議会で説明したのは、通行規則にある4 km・5 kmについての根拠を説明をいたしましたけれども、先ほどおっしゃいました、いわゆる施設負担法と言われる法律の施行令の中で学校の適正規模の基準を、通学距離でいいますと、小学校は4 km、中学校は6 kmというのを国が定めております。これを参考に以前は定めておりましたけれども、学校再編によりましてこの規定ではスクールバスが運行できないという状況もございます。スクールバスを運行するに当たりましては、距離だけではなくて、子どもたちがそれまでの学校の校区から出て通学をするという状況が生じてまいります。そういたしますと、距離のみではなくて、その通学路の安全面、そういったことも考慮して設定をする必要がございましたので、スクールバスを運行するために規則を改正したというところがございます。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

その点は致し方ないと思っています。私は決してスクールバスやスクールタクシーで統合された学校がバスやタクシーで通学されていることに反対しているわけでもありません。そこはご理解いただきたいと思います。しかしながら、統合していない伊集院の地域では誰一人そのような恩恵を受けていない。今日も出ていました北小校区とそれから上市来ですかね、その子たちはたった3名恩恵を受けないということがおかしいんじゃないんですかということを言っているわけです。統合をしていない学校はどうしてタクシーにも乗れないのか、その根拠をお尋ねします。

○教育長（奥善一君）

ただいまの点についてお答えをいたします。先ほど統合をした学校についてご説明をい

たしましたけれども、それ以外の学校につきましても、それぞれ校区の広さも違います。通学距離もまちまちでございます。したがって、子どもたちの通学を考えると私たちは距離だけではなくて、その通学路の安全面、そういったことも含めて、いろんな立場で考えていかなければいけないというふうに思っております。一律に例えば小学校4km、中学校4kmで境にしてバスを利用する、タクシーを利用するというにはならないというふうに考えております。

ただ、議員がご指摘のような例えば特別なご事情があるのであれば、そういう事情をお伺いした上でまた考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

今回は本当に今からも暗くなってまいっておりますので、子どもが少ない地域で遠距離を歩く小学生の親がもう帰りに歩かせるわけにはいかない、危ない。本当に不審者情報がしょっちゅうメールでやってきます。とても心配で仕方なく、お金があるわけではないんですけど、個人でタクシー会社と契約をして通学を補っている、そういった話を聞いて、私は大変心が痛かったです。税金もしっかり払っていて、今見ますと統合された地域というだけで本当に1.何kmでもそういった安全が確保されている子ども、統合されていない学校ではこの安全すら親が全額見なければならぬというこの現状、同じ日置市に住んでいるわけでございます。

1点お尋ねします。日置市から鹿児島市の松元小学校に入学許可を出されております。その理由をお尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

ただいまおっしゃったケースにつきましては、旧町時代からの経緯もございますけれども、通学路の安全が確保できないということ

で許可をしているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

それはちょっと変だと思えます。松元小学校もうすぐそこに見えるんです。伊集院小学校、とっても遠いです、あそこから見ると。境目のところの子どもたちですね。あれで松元小学校が本当に5km、6km先にあったら、日置市の学校においでと言われて許可はされないんだと思えます。私は距離だと思っております。もう一度答弁を求めます。

○教育長（奥 善一君）

私は、確かに子どもたちにとって到底通えないような距離であれば、それは当然考慮しなければいけないというふうに思っております。基本的には、今私ども、スクールバス・スクールタクシーを出しておりますけれども、子どもたちの通学というのは徒歩が基本だというふうに思っております。ただ、それができないような特別な事情がある場合は、先ほども申し上げましたけれども、個別に事情をお聞きして対応を検討することはあるというふうに思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

統合していない学校でスクールタクシーを出せない根拠はまだ聞いていないような気がします。しっかりと理解できません。もう一度そこをお尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

基本的に通学は徒歩だと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

それが答弁なんです。はい。しっかりと議事録に残ると思っておりますので、この上市来や伊集院の子どもたちにどう思われるのか、またしっかりと話を聞いていきたいと思っております。

続きまして、コロナ禍対策について中学校でのインフルエンザ助成、今回はできないが、今後やっていくということですが、来年度は

ぜひやっていただきたいと求めますけれども、いかがでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

今年度につきましては、見送らせていただきますが、先ほど市長からの答弁もありましたように、来年度につきましては、インフルエンザの流行の状況、コロナワクチンの接種の状況等見ながら十分検討してまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、県内において中学生へのインフルエンザワクチン助成を本年度行っている行政をお尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

鹿屋市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、志布志市の8つの市、それとさつま町、長島町、東串良町、肝付町、屋久島町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町の10の町と把握しております。

○12番（黒田澄子さん）

それらの18の市町は、やはり子どもたちのことを考えて県が小学校までは入れてきましたので、義務教育においては市町村が頑張っているのだなということを理解をするところでもあります。ぜひともしっかりと情勢を見る見ないではなくて、そこに倣ってぜひ頑張っていたいただきたいと考えます。

次に、市の収入増についてお尋ねいたします。

答弁の中では未利用財産等ふるさと納税などということで書いてあります。なかなかこの未利用財産の売却、これまでもそんなにたくさんはできていないのかなというふうに考えます。手数料の見直しも取り組んでいくとありますが、見直しというのは上げるということになるのでしょうか。お尋ねします。

○企画課長（内山良弘君）

使用料・手数料という部分で上げるという

部分を前提には考えていないところであります。当然歳出の部分、経費の部分、それから利用者の部分、総合的に勘案して見直していきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

手数料を上げないで見直すというところがちょっと分かりにくいのですが、もうちょっと詳細にお尋ねをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

まずは、受益者負担の公平性という部分でやはり考えていかないといけないというふうに考えております。あとはその経費という部分も含めて、あと利用者と同隣の市町村の同様の類似施設等の使用料・手数料、そこも含めて見直すということを考えております。

○12番（黒田澄子さん）

では次にごみ収集袋、何か以前、会社の広告が載っていたような気もしたのですが、えらい早い時代にもうなくなっていたんだなというふうに思います。これ、当時2社からの広告掲載料って幾らぐらいの収益があったんでしょうか。お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

可燃袋のあのほう、これに広告を出していただきました。その基準が、1社20万円ということでございます。そういったことで20年度が40万円、21年度が同様に40万円ということになります。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今はなかなか申込みがなくということでございますけれども、そもそも申し込んでいただきたいというアプローチはあっているのかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

市長の答弁にありましたように、アプローチとして積極的にごみの広告掲載の依頼はしていないところです。その理由につきましては、20年度・21年度していただきました

会社のほうから、途中で広告を取りやめるということになったところですが、その依頼主のご意見として伺ったことが、ごみ袋への広告を出す、広告媒体として効果という点から疑問を持っているというようなご意見を伺いました。そういったことを受けまして積極的に募集をしていないところがございます。ただ、申込みがあれば受付をいたしますというスタンスであります。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

これはたまたま北九州市が、うちは大のごみ袋と言われましたけれども、どこの市町村も全てのごみ袋、種類に対しても大きさに対しても出しておられて、北九州は大きな町ですけれども、年間300万円の広告料が入るといふに役所の方がおっしゃっておいしたので、今若干でも収入が入ってくる、そういったことを市当局もいろいろ考えていただきたいということで提案をしたところがございます。

この免除制度については、ほとんどが必要なものだということではなかなか二千何百万円が一斉に入ってくるかという、そういうことではないというふうに理解します。そこで若干お尋ねをしますが、今いろんな審議会やいろんな町内の会議とかいろんな会議を中央公民館等でやっておられる、それも多分免除になっていると思うんですけども、ほかにもあると思います。これまでだったら国体の会議だったりとか、いろいろあったと思います。そういったことを各支所にちょっとお部屋がありますので、そこを使っていただくと、市民は今使っていない部分でその時間帯が合えば使えるんじゃないかな、そういった部分でも若干収入はアップするかなと。微妙ではありますけれども、ゼロよりかはいいのかなと思って提案しますが、その辺努力はどうされていますでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

いろんな各種審議会等について業務の効率とあと本庁舎のほうにやっぱり会議室がなくて手狭であったりというようなことで、よく中央公民館のほうを活用しているような状況でございますけれども、ご指摘のとおり業務等が効率的にいくのであれば、支所の空きスペースを活用するということも必要などころではないかというふうに思うところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

以前、日吉、新しい庁舎になって2階に結構広いスペースもありますし、東市来は私ちょっとスペースがあるところをしっかりと見ておりませんが、本庁のそばでなくてもそういったところを利用するということは大事じゃないかな。また審議会のメンバーは、伊集院の人たちだけではなく、市内各地からおいでになるし、こっちの横じゃないといけない、役所の横じゃないといけないということではないと思いますので、今後、ぜひそういったこともこのコロナ禍の収入増に関わって、積極的にやっつけていられるお考えを再度お尋ねをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

業務等に支障のない範囲でそういった空きスペースの有効活用、そういうのも十分図っていかないといけないというふうに思います。

○12番（黒田澄子さん）

少しでもという思いで、大きな何百万円、何千万円の税収にはならないと思いますが、自分たちが若干ちょっと遠いところに走っていくことで、少しでもと思って提案をしたところでございます。

次に、女性相談体制について、私はこれまで相談体制についても、今世間は一挙にオンライン化が進んでおりますので、そういった体制もしっかりすべきだということも提案してきました。この日置市のいのちを支える自

自殺対策推進計画が31年3月につくられています。そこでこの計画に基づいてお尋ねをしたいと思います。コロナ禍において大変心配されるのが自殺であります。計画を見ると市内の連絡協議会や自殺対策推進協議会など、年1回の開催となっておりますが、いつどのような会議となったのか、どのような対策に今年度は力を注いでいかねばならないのかといった協議がなされているのか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

市内連絡会議は今年度11月2日に開催し、日置市の状況や今年度行う事業などにつきまして確認を行いました。また、コロナ禍における自殺対策と市職員に求められるものという協議では、議員が先ほどおっしゃったように、全国では8月に入り30代以下の女性の自殺者が急増しているという報告がありました。このことを受けまして、特に女性に対する事業を展開する部署におきましては、危機感を持つとともに、自殺のサインにいち早く気づき、不安を取り除いてあげるため、慎重かつ丁寧な事業を展開していくという必要性を強く感じたところでございます。

なお、自殺対策推進協議会につきましては、委員の意向により書面決議となっております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

私は、この自殺対策基本法、国が平成18年に策定をいたしておりまして、21年にこの議会に上がってまいりました。それまで自殺は食い止められるものという考え方を

持っていなかったのですが、実際に、この法律ができて、自殺対策に積極的に取り組んでいる、そういった行政があることを知って、いち早く、まだ1期生の最初の頃だったと思いますけれども、富士市のほうに行っていました。たまたまそのとき当局側も自殺対策、しっかりやろうという流れができつつある頃で、たまたまでしたけれども、一緒に、市の職員も共々に富士市バージョンを学んできた経験があります。

そのときに、やはりこの、自分のまちの、市の政策などをつくるときに、自殺対策に情熱的に取り組まなくてはならないという、熱い熱い思いの方が一人いなくては、なかなかうまく回らないということを実感して帰ってまいりました。

当時はまだ議員成り立てで、いろんなことがまだよく分からない現状で、ただ単純に思ったのは、うちの市でこういったことができるというがなということと、実際、そういう熱い思いの職員の方がどこかにいてほしいなという、そういう思いで帰ってきたことを思い出します。

しかしながら、GPネットワーク、いわゆる普通の精神科医ではない病院に行かれた市民の方に対して、この人は若干厳しい傾向にあるのでということで、精神科医のほうにつないでいくシステムが、既に富士市ではできておりました。そのことを前保健所長さんがしっかり作り上げて、この町を出ていかれたとお伺いしたときには、本当に感動したことを覚えています。

残された、このGPネットワーク、これについて現状はどうか、またどのような活用で、どのような自殺対策になっているのかの点について、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

今、議員からお話がありましたように、GPネットワーク、これにつきましては、内科

などの一般診療と精神科との連携をスムーズにすることを目的として立ち上げられた、一般医・精神医科ネットワークの通称で、鬱病患者の早期発見・早期対応の体制整備を図ることを目的としております。平成22年度より、鹿児島県におきましても、県保健所を中心に、このネットワーク構築に向けまして、医師会、保健所、行政間で協議をしてまいりました。

今から10年ほど前は、鬱等の症状があってもなかなか精神科を受診することへの敷居が高く、このネットワークの運用が効果的ではございましたが、現在は精神科受診への抵抗感も低くなっているのかどうか、そういった傾向があるのか、必要な方は精神科、メンタルクリニックを含む受診につながっている状況でございまして、現在のところ、このネットワークの利用率は低い状況にあるというのが現状でございます。

○12番（黒田澄子さん）

GPネットワークがうまく活用されていなくても、市民がやはり周りの人に勧められて、そういった専門医さんに足を運ぶということがあるということは、大切なことだと考えます。今後も、やっぱり、そういう流れもしっかりまたつくっていきながら、自殺対策、取り組んでいただければと思います。

この計画を見ますと、先ほどの自殺対策連絡協議会とか、推進協議会は年に1回の開催となっております。今、コロナ禍において非常に自殺が心配される時期に入っておりますが、11月にはされたということですが、この厳しい、平時でない、そういったときに1回で本当にいいのかなどいうのを心配しますけれども、これ、せめて半期に1回ぐらいやるべきではないかと提案しますが、ここは年1回とだけ書いてありますが、1回以上はできるというふうに捉えていいのかどうか、その点をお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

自殺対策推進協議会につきましては、外部委員による会議のため、再度の開催は考えておりませんが、必要な情報につきましては、市民へ与える影響などを考慮しながら、お知らせしていきたいと考えております。

庁内連絡会議におきましては、11月に開催した中で、参加した職員に対して、コロナ禍における情報提供と課題共有は、幾らかできたと考えております。

また、昨年度、各課が行った事業に対する振り返りと評価もそれぞれ行っていただいております。必要な情報は随時お知らせすることとしておりますので、庁内連絡会議としての再度の開催は、今のところは考えておりません。

○12番（黒田澄子さん）

ゲートキーパー研修のその後について、私は日置市ではなくて、ほかの町でこのゲートキーパー研修、早い時期に受けました。どうやって周りの人が対応してあげればいいのか、言葉かけなど、丁寧に勉強しました。これ、1回受けてもなかなか身につけにくいというか、忘れてしまうというか、やっぱりステップアップの事業があったほうがいいのだというふうに考えてますけれども、人の命に関わる、すぐ目の前にいる人が次の日には亡くなってしまった、そういったことも考えられますので、誰かが止めていけるのではないかと、この視点からいくと、ゲートキーパーの研修も大事ですし、その後のステップアップ研修など、考えられないか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

ゲートキーパー研修は、市職員をはじめ、相談業務に携わる方や一般市民の方などを対象に、順次受講していただいているところでございますが、次の段階としてのステップアップ研修につきましても、講師の先生と十分協議して、実施できればと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

自殺未遂者へ相談窓口カード配布、2019年度までの実施となっています。この状況をお尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

現在、日置市消防本部と連携しまして、自損された本人または家族、遺族の方に対して、消防本部が相談支援事業について紹介し、カードを配布しております。

配布数につきましては、数は控えさせていただきますが、カードを渡せなかった方に対しましても、電話等でフォローを続けている状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

日置市の自殺をめぐる現状が5つのポイントで出ています。その中で、気になる1点目、高齢者の自殺割合が多い、若年者の自殺死亡率が全国より高いと出ております。

そこで、この2つパターンについての対策を取り組むべきだと考えます。123事業がこの中には盛り込まれていますが、これほどの事業辺りで食い止められるというふうに、丁寧に取り組んでいかれるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

自殺対策につきましては、様々な悩みや生活上の困難を抱えた方が行き場をなくし、最終的な手段を取ることがないよう、周りの人がサポートしていくことが重要と考えております。

本市におきましても、各課で実施している様々な事業については、どれも重要なものと捉えておりますが、若年層や高齢者はもとより、各年代の自殺対策については、ゲートキーパー養成講座やSOSの出し方教育などを通して、周囲の方が適切な対応や支援につなげることができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

次に、#8891に電話すると、どのようなサービスが受けられるのかお尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

#8891、「早くワンストップ」にダイヤルすることによりまして、最寄りの各都道府県に設置をしてあります、ワンストップ支援センターにつながるようになっております。

センターにおきましては、相談内容に応じて、産婦人科医療をはじめ、各種カウンセリングや法律相談などの専門機関とつながりながら、性被害者の心と体の回復を総合的に支援する仕組みがつくられております。

○12番（黒田澄子さん）

このポスターやチラシ、また「早くワンストップ」という言葉など、全然見かけないのですが、市内ではこういったの、貼ってあるんでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご指摘の点については、現在、市内、庁舎内を含めて、一切まだ掲示はしてございません。

○12番（黒田澄子さん）

性被害者といっても本当に氷山の一角であって、なかなか皆さんが相談することはないと思いますので、ぜひ、そういったチラシなど、しっかりと目に見えるところに、市内各所に貼っていただいて、本当に苦しんでいる人のところにその番号が届くように、若い世代はもうそういうホームページは見ませんので、ググってみたりすると思います。ぜひ、そういった周知をいち早くしてほしいと思います。

以上で、私の質問を終わりますが、最後にお尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

被害者は、もうもちろんのことですけれども、幅広い広報・啓発というものが必要だと考えておりますので、市が発行する紙媒体の広報紙ですとか、福祉課が所管をしておりま

すチャイまる通信、それから企画課の女性センターだより、そういったもので啓発を行いながら、高齢者クラブの活動と地域の活動の機会等も活用した周知ができないかも含めて、検討してまいりたいと思います。

○議長（漆島政人君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して、一般質問を行います。

コロナ禍のもと、今回も質問時間が20分に短縮されておりますが、私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その声をその願いを実現するために、今回も大きな項目で、4つのことについて質問をいたします。

まず、1問目は、脱原発についてです。

川内原発1号機の特重施設が完成し、検査に合格したとして再稼働されました。私たちは再び、万一の事故を恐れながら、心配しながら暮らさなければならなくなりました。

特重施設が完成したのだとしても、市民の目が届かない、完全マル秘施設である以上、原発の安全性が高まるとか、危険性が緩和されるなどは全く考えられません。事故が絶対に起きないという保障はどこにもありません。2011年の福島第一原発事故が示すとおりです。想定外だったと見苦しい言い訳を繰り返したのが東京電力と政府であり、そのとき出された原子力緊急事態宣言は、あれからもう10年もたつというのに、解除されないうままです。人々の暮らしも家庭もなりわいも地域社会もずたずたにされ、海や山は放射能まみれとなりました。私たちは、この福島の原発事故を忘れることはできません。それなのに、川内原発1号機が再び動き始めました。この間、稼働していたのは九州電力の玄海原発4号機1基だけでした。それでも電気

は足りていました。

今、再生エネルギーによる電気の供給は伸び続け、原発コストも下がり続けています。本市の再生可能エネルギーの供給も増えていると思いますが、日置市は今のような活用の状況かを、まず伺います。

さて、原子力再開時の避難計画は未完了のままですが、コロナ禍のもとでは避難所も密になることを避けなければなりませんし、換気も必要です。これまでは原子力災害時、できるだけ屋内で、換気扇も使ったら駄目ですよと、窓も開けないでという、こういう、今までの対応とは違った対応が、今のコロナ禍のもとでは必要です。また、地震などと原発事故が重なりますと、熊本地震のときは屋内にいることも危険でしたので、屋内にとどまることも難しかったです。ですから、人の手に負えない原発をなくすことが一番安全だと考えます。

そこで、本市の避難計画や訓練の今後の進め方については、どのようになさるのかを伺います。

次、2問目は、日置市民歌の活用についてです。

公共の行事などでどれくらい歌われているのでしょうか。市長と教育長に伺います。市民の皆さんに歌われてこそその市民歌だと思います。現状について、つかんでおられる範囲内でお答えいただければいいですので、お願いいたします。

さて、市民歌体操というのを運動推進員の方々が考えて、市民歌を歌いながらの体操に、筋ちゃん広場などで取り組んでおられるようです。皆さんの、議場の皆さんのお手元にも、議長のお許しを頂いて、プリントを配らせていただいておりますが、この市民歌体操、なかなかいい体操だと、評判もよろしいようです。市長も教育長もぜひ覚えていただいて、体操していただけたらと思います。

また、市役所内で働いておられる皆さんにも、ぜひ市民歌体操、歌いながら、週1回でもいいですので、いかがでしょうか。

また、小中学校の子どもたちも一度体験してもらったらどうでしょうか。子どもたちも気に入ってもらえたら、大人も子どももみんな体操できるかもしれません。市民歌体操の普及に取り組まないか、市長、教育長に伺います。

さて、日置市民歌のできた当初の頃、CDの作製のときに、高校生の皆さんやコーラスグループなど、合同で練習したりしました。伊集院文化ホールのステージいっぱいの人たちで取り組んだことを懐かしく思い出します。

日置市民歌は実に芸術的でスケールも大きく、格調高く、優雅な感じがします。お昼12時に市民歌のメロディーが市内全体に響き、流れておりますが、このメロディーを市民歌とは知らない方もおられるようです。せっかく市民歌があるのに、行事などではあまり歌われてないんじゃないかという声も聞こえてきました。市民が身近に感じ、市民の誰もが口ずさむ市民歌にしたいと、そうなればいいのになと思いつつながら、今回、ご提案させていただきます。

間奏を省くなど、簡易伴奏にして弾きやすく、歌いやすくしてほしいという声もありますが、できないでしょうか。市長と教育長に伺って、3問目に移ります。

3問目は、南薩地区クリーンセンターについてです。

9月議会でも取り上げましたが、南さつま市、南九州市、枕崎市と日置市、4つの自治体で合同のごみ焼却場を建設する計画が進められているわけですが、建設予定地の南さつま市金峰町高橋地区にあります。南さつま市所有の保安林ですが、この高橋地区の皆さんは保安林の伐採をしないでと言っているらしいです。事務組合は、保安林指定解除の申

請を県に出しておりましたが、それが認められたということで、予定どおりに建設が今後進められていくことになると思いますが、今、進んだ自治体では、焼却、ごみの焼却施設を持たずに、徹底した分別でゴミを資源として生かしているところもあります。

4つの自治体それぞれの自治体の負担額を減らすためと、保安林の伐採をできるだけ縮小するために、もう一度立ち止まって自治体ごとに施設建設完成予定のときまでの燃やすごみの減量目標を持って、減量に取り組むことを提案いたします。施設の規模を小さくすること、市長に提案していただけないか、組合議会の中で市長の見解を伺います。

4問目は、吹上浜沖洋上風力発電建設計画についてです。

これも9月議会で取り上げた問題です。漁民の方々が実際に船を出して漁をしてもらわれる海域に、102基もの風力発電というのはあまりにも巨大過ぎる計画で、漁ができなくなるなどの不安があることや自然や生態系を壊す問題、低周波音による健康被害の問題、景観を壊すことなど、多くの問題があり、私たちが求める安心・安全な自然エネルギー、再生可能エネルギーではないということなどを、私は指摘申し上げまして、市長もこの計画には、個人的には反対であることを答弁で表明されました。

翌日の南日本新聞にこのことが載りまして、私のところにもいろいろな方から反響がありました。市長のところにも、いろんな意見が寄せられたのではないのでしょうか。9月議会後、市民やほかの関係自治体などから、どのような意見が寄せられたか伺います。

また、市民の皆さんからは、住民説明会を開いてほしいという声がたくさんあります。市が直接やる仕事ではありませんが、市が責任を持って、業者との情報をキャッチし、間に立って、市民が知らないうちに事が進むよ

うなことがないようにしていただきたい。住民への説明会はいつ頃、どのような形で開催される予定なのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の脱原発について、その1でございます。

令和2年3月末現在の1日当たりの発電量は、計算上では11万3,114kwとなっており、これを年間の一般家庭世帯で換算いたしますと、3万4,235世帯であり、発電された電力は九州電力に買い取られ、家庭で活用されているものと考えております。

2番目でございます。

原子力災害は五感で感じられないため、有事の際に直感的に行動できず、住民の不安も大きいと思います。UPZでは、原子力災害時に予防的な措置として屋内退避を行い、その後、放射線物質が環境へ放出された場合に、緊急時にモニタリングの結果を踏まえて、避難や一時移転が示されることなど、正しく理解し、正しく恐れることができるようにしてまいりたいと考えております。

2番目の市民歌について、その1でございます。

市民歌の活用については、全ては把握しておりませんが、地域運動会の体操への活用や女性大会、文化祭のオープニングで曲を流すなど、活用をされております。

2番目でございます。市民歌体操につきましては、これまで運動普及推進員を中心に、元気まつりや筋ちゃん広場、地域の健康体操などで取り入れられております。また、自治会のサロンでも取り入れていただくようお願いしており、要請があれば、運動普及推進員を派遣しております。

3番目でございます。市民歌の間奏を省くなど、簡易伴奏を作成することは今のところ

考えてはおりません。現在、市のホームページにも、市民歌の二部合唱、吹奏楽、ピアノ伴奏の音源データを公開しております。

市民歌の活用方法は、各団体で様々であることから、各団体の使用状況に応じて活用してもらうことを考えております。

3番目の南薩地区新クリーンセンターについてということで、施設の規模については、平成28年度に作成した、南薩地区衛生管理組合の一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づきまして、平成30年に決定がされ、現在、施設の事業者決定の段階であり、提案する状況ではないと考えております。

4番目の吹上浜沖洋上風力発電建設計画について、その1でございます。

9月議会で市民から、吹上浜沖洋上風力発電事業計画の景観や漁業への影響に対する内容の手紙が1通届いております。各関係自治体からは特に意見が寄せられていないところでございます。

2番目でございます。環境影響評価法では、配慮書の手続終了後に環境アセスメントの方法を確定する方法書の中で、住民への説明会を実施することとなっておりますが、事業所においては、県下内の地元への説明をしっかりとさせていただきたいとの意見を踏まえ、方法書の手続前に説明会を実施したいとの意向を伺っております。時期や開催内容については、まだ示せてないところでございます。

以上です。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

回答書には書いてございません。ただいま市長がお答えになったとおりで、市民歌についてでございますけれども、一つつけ加えますと、ジュニアオーケストラの定期演奏会の中で、毎年、プログラムとして入れさせていただいております。

また、各地域の女性団体等の会合では、必

ず声高らかに歌っていただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

本市の再生可能エネルギーの活用状況を伺いましたが、これだけで本市の電気は十分足りていると判断をできます。そこまでもう来ているということは、これまでも何回か確認をされておりますが、それを再確認いたしました。

避難訓練、避難計画、このことは正しく理解し、正しく恐れるということができるようになっていきたいということなんですが、これ、ちょっと本当に漠然としていて、どういうことなのかなというふうに私は考えるわけですが、今の原子力避難計画では、結局、最初は屋内にじっとしていて、放射性物質が環境へ放出された場合に避難や一時移転が指示されるというようなことが書かれておりますので、この今の原子力避難計画では、原発事故がもし起きたら、逃げるときに被曝は避けられないというふうに考えます。この点についての市長のお考えを伺いたいんですが、避難計画は本当にこの自治体任せになっていて、原発は住民が安全に避難できようができまいが、お構いなしに稼働している現状です。そして、もし事故が起きて、原子力規制委員会も電力会社も政府も誰も責任を取らない、福島の現状が示すとおりです。福島で起きている、こんなことを絶対に繰り返させてはいけないというふうに思いますが、市長はどうしたらいいとお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、福島の事故からもう10年がたとうとしております。その中で、特に相馬市の立谷市長という、全国市長会会長がおりますけど、その方はお医者さんでございます。この、私ども日置市のほうにもおいでいただき、ご講演いただきました。

そのときも、お話のとおり、やはり正しく理解していく、また恐れるといたしますか、今ありますとおおり、一時避難して、またその放射線の放出量等をモニタリング、そういうものをきちっとした中で行動していくということが一番大事であるということでございますので、私どもやはりそういうことの中で、市民の皆様方にも呼びかけしていきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

今回、完成しました特重施設というのは、テロ対策施設ということですが、テロに狙われたら大変だ、テロに狙われる可能性があるということを経済委員会が判断をしたから、多額の投資をして特重施設の工事を行ったのだと思うんですが、11月の19日、木曜日でした、午後2時から日置市議会、5人希望があつて、5人で川内原子力発電所の現地調査、見学をさせていただきました。

質問の時間がありましたので、私がちょっと意地悪な質問をしたんですが、特重施設の工事を九州電力が行ったということは、原発がテロに狙われるような危険な施設だということを経済委員会が認めたこととなりますよねと、私が電力会社の方に伺ったところ、テロに狙われるなんて我々は考えていませんとおっしゃいました。それなら、何で工事をしたのかということになるわけなので、この答えは矛盾しているわけです。

先ほど本市の再生エネルギー活用状況について伺いましたが、九州電力は日本国内で唯一再生エネルギーの活用を妨害しています。原発を優先して使うために、自然エネルギーの太陽光発電などによる電気を停止させ、出力制御を行ってきました。これはまさに、再生エネルギーの活用をしっかりと進めて、原発を早くなくしてほしいという、私たちの民意を妨害する行為だと言わなければなりません。こんなことが許されていいのでしょうか。市

長もできるだけ安全な自然エネルギーの活用を進めて、近い将来、原発をなくしていこうというお考えでしたよね。確認の意味で、これを再度伺っておきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今までも述べましたけども、基本的には、原子力というのは止めていかなきゃならない、その間、やはり経済的なことも考えながら、また再生エネルギーの問題、特に、今、太陽光で一番大きなのは蓄電なんです。この蓄電の技術がまだまだ開発されていかなければ、そのように放出している部分もいっぱいございますので、私ども市としても、この蓄電の技術というのを学びながら、また日置市に対しましても、そのような施設整備というのもやっていく必要があるというふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

分かりました。九州電力、川内原発の安全性について検証する鹿児島県の専門委員会について、川内原発の20年延長運転に反対する市民団体が、12月3日、塩田康一知事宛てに今月の委員改選期に原子力政策に批判的な委員を加えるように申し入れました。要請を行ったのは、反原発・かごしまネットと原発ゼロをめざす鹿児島県民の会、2団体、会のメンバー16人が県庁を訪れて、担当者に要望書を渡し、県の担当者は上司に伝えるというふうに答えております。

塩田知事、新知事、知事選のときのマニフェストで、原発の20年運転延長を議論するために、専門委員会に原子力政策に批判的な専門家を入れると公約していたものです。現在の12月の任期が切れるときには、メンバーの入れ替えをせずに、次の任期に当たる2022年に、12月に入れ替えを行うという考えを12月議会の中で示しているわけですが、塩田知事は自ら県民に約束したことを守れない、そういう、県民の期待を裏切るよ

うなことになってしまうというふうに思うんですが、市長からも塩田知事にがつんと、一言でいいですが、公約を守るように言っていただけませんかでしょうか。

○市長（宮路高光君）

知事は知事の立場であられるというふうに思っております。そのようにして、また次の任期中の中において、そのように、入れ替えると言っておりますので、私は知事の、そういう、配慮といいますか、そういうものを尊重して、がつんと言えような立場ではございませんので、そこ辺りは知事の判断にお任せしたいと思っております。

○14番（山口初美さん）

さて、関西電力大井原発3・4号機について、大阪地裁は原子力規制委員会の判断に誤りがあったとして設置許可を取り消す判決を出しました。規制委員会が耐震性について自ら定めた審査基準を踏まえた検討をしていないことを違法としました。地震が多く発生するこの国で、原発を動かす危険はますます明白です。このことに対する市長の見解を最後に伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについても、司法のほう判断したことでございますので、私がこのこと一々言う必要はないというふうに感じております。

○14番（山口初美さん）

市民歌のほうなんですけど、小中学校などでは、この日置市民歌は、どのように位置づけられているのかなというふうに思うんですが、特に位置づけされていないのかもしれませんが、市民歌というのは、やはり兼ねて歌っていなければ、いざというときに歌えないと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。教育長に伺います。

○教育長（奥善一君）

確かに、ご指摘のように、学校で特に取り

上げて、これを指導しているというところは現状ではないのではないかと考えております。

体操としては、学校では体育学習の中で、準備運動、整理運動等、それから独自の、学校独自の体操で子どもたちに合ったものを工夫しておりますので、しかし、市民歌になじませるといことはやはり大事なことだと思いますので、例えば、地域の方々の交流の中でとか、そういうところで工夫できたらいいのではないかなと今考えています。

○14番（山口初美さん）

分かりました。そのような機会を積極的に、お互いにつくっていったらなというふうに思いますが、南さつま市とか南九州市などに聞いてみましたら、市役所で市民歌体操に取り組んでいるようなんです。日置市では、それは考えられませんか。

○健康保険課長（山下和彦君）

市民歌体操につきましては、ラジオ体操などと比較しますと、比較的ゆっくり、ゆったりした体操ということで、まさに筋ちゃん広場とか健康教室などではうってつけの体操だと思います。

日置市におきましても、今回、緊急事態宣言が発令されて、その後、市のホームページでPR 武将隊による市民歌体操を、動画をアップしております。そういったところへの視聴というところから始めてはみたいと考えております。

○14番（山口初美さん）

私も体操をしてみて、ああ、いい体操だなというふうに思いましたので、ぜひ、このプリントなども参考にさせていただいて、皆さんでこの体操を体験してもらえたらなと思います。

簡易伴奏のことは、作曲をされた方が、もし簡易伴奏の譜面を書いていただければ、それが一番いいのかなと思うんですが、ちょっとお願いしてみただけだったらいいん

じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

市民歌の作曲につきましては、藤島昌壽さん、これは滋賀県にお住まいで日置市出身の方でございましたけども、実は、令和2年の4月の17日にお亡くなりになっているという状況でございます。

○14番（山口初美さん）

分かりました。市内でもピアノ熟達された方とかいらっしゃいますので、そういう方たちにちょっとこう、どうだろうかと声をかけていただけたらと思います。

いろんなところで活用されている状況は分かりましたので、ぜひ本当にみんながすぐにご利用さうざんだり、運動ができたり、そういうことが今後進んでいったらいいと思いますが、この、今、コロナ禍の今だからこそ、市民歌と体操で元気な心と体で仕事や勉強に取り組んでいけたらと思って、取り上げさせていただきました。

あと、クリーンセンターの問題ですが、ごみを減らすということを目標にやはり今後も取り組んでいかななくてはいけないと思うんですが、本市の、もっと、ごみを減らす努力をもっとしなければと思ったときに、日置市のごみのこの家庭系、事業系に分けて、さらにそれを細分化して現状を把握する必要があると思いますが、そうしたことで今のそのリサイクルの提起などしないといけないというときに、その事業系のごみと家庭系のごみの、その本市の割合と、それからこの現状、何か問題はないのか、その点について伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

クリーンセンターが受入れました総量の部分でいきますと、事業系のごみが3割程度を占めております。事業系ごみへの指導という観点だと思うんですが、28年度、29年度におきましては、抽出・分析をしております。

令和2年度から事業系ごみの抽出・分析、これを毎年度、継続してやっていこうというふうに行っているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

ごみの減量、本市は生ごみの堆肥化など取り組んでまして、ほかの3つのまちとは違うことを、努力をしているわけですが、ほかの自治体でこの生ごみの堆肥化を検討しているところはないのでしょうか。市長、ご存じですか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

すみません。4市においては把握をして、南薩地区衛生管理組合を構成する4市については、日置市だけだというふうに認識しております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

広域化でやっていくわけで、それぞれの自治体が努力をするということだとは思いますが、この広域化ということではやっぱり住民との距離があって、なかなかごみの分別やリサイクルの仕方などに、本当に住民が協力していくということは難しいのかなというふうに思いますが、今後またごみを減らす目標なども、きちんと本市でも取り組んでいかれたらと思います。

最後の質問です。この洋上風力発電、この事業主は東京にありますが、この計画のために多額の投資を行って、一步一步、前に進めてきていると思いますが、私はこの自然エネルギーの本来の在り方としては、本当に電力需要に答え得るもの、自然や人間の生活を脅かさずに、電気利用の、財布を痛めずに、税金に頼らずに導入するものでなくてはいけません。この点を、自然エネルギーへの本来の在り方について、市長の見解を最後に伺って、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

再生エネルギーといいますが、自然エネルギーは大事なことでございます。今回のこの吹上沖における海上の風力でございますけど、これはいろいろと漁業の問題、また景観の問題、いろんな課題を残しておりますので、ここ辺りは十分慎重に論議をし、また、私どもも、事業者のほうにも適切な指導もしていきたいというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、大きく3項目を、市長と教育長に質問いたします。

まずは、令和元年度、児童生徒の問題行動、不登校等の状況について、10月に県の公表がありましたので、それに基づき、本市の状況をお聞きいたします。

1、本市の小中学校いじめ認知実態調査はいつ行われ、その調査結果といじめ等問題発見によるその後の教育指導の取組状況を伺います。

2、県内では、いじめの重大事態が4件報告されています。本市においては、そのような事例はないか伺います。

3、教育委員会では、いじめ問題に対し、学校の取組の支援や点検をどのように行っているのかを伺います。

4、不登校児童生徒のうち、100日以上欠席がある者、また1年を通して継続的に欠席している児童生徒の数を伺います。

5、県では、悩みを独りで抱えず、まずは相談してみようと、ホームページ上でも様々な相談機関を紹介しております。教育委員会では、学校へどのように紹介しているのか、お伺いいたします。

次に、国は2020年までに、市区町村に子ども家庭総合支援拠点を設置する方針を掲

げ、設置運営要綱を通知しています。そのことから、子ども家庭総合支援について、本市のお考えをお聞きいたします。

1、子育て世代包括支援センターの設置により、各課の連携やサポート会議が行われるなど、体制が整ってきていますが、虐待、精神障害、生活困窮、家庭環境、発達障害など、本市の状況はどうか伺います。

2、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置について、本市の考えを伺います。

最後に、現在、菅政権が掲げる不妊治療対策の一環である不育症について、本市の考えをお聞きします。

1、妊娠はするものの、流産、死産、新生児の1週間以内の死亡など、赤ちゃんを得られない不育症の相談体制の充実や経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の助成を行わないか、以上、お伺いいたします。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の児童生徒の問題行動、不登校等については、教育長のほうにご報告、答弁させます。

2番目の、子ども家庭総合支援についてでございますけど、本市の子育て世代包括支援センターは、子ども支援センターと連携して取り組むことにより、要保護児童対策地域協議会とも円滑につながり、ケース会議や実務者会議において、綿密な情報の共有や方向づけが行われます。

世帯状況や家庭環境等により要因は異なり

ますが、ワンストップによる相談窓口の開設で、潜在化していた虐待や生活困窮、発達障害など、複雑に絡んだ相談事が寄せられており、今後、一層の専門性が求められる現状にあります。

2番目でございます。子ども家庭総合支援拠点の設置は、子どもとその家庭、妊産婦の福祉の向上を目的に、児童福祉法に定められています。今後、長期的な視点で支援を要する世帯の増加も懸念されることを踏まえ、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会などとの一層の連携を図る仕組みとして、令和4年度の拠点設置を目標に、第2期子ども・子育て支援事業計画に記載したところでございます。

3番目の、不育症についてでございます。本市においても、不妊治療助成事業を実施しておりますが、助成金申請の際、不妊治療の相談だけでなく、不育症に関する相談対応も行うこととしております。

また、不育症に関する医療費助成についての相談は、現在のところ寄せられていませんが、他市の状況も踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、1番目の児童生徒の問題行動、不登校等についてお答えをいたします。

その1でございます。市内の小中学校では、いじめに関する調査を年間5回以上行っています。その結果、令和元年度のいじめの認知件数は、小学校で75件、中学校では73件でした。

いじめを認知した場合、学校は当事者等に対して慎重かつ丁寧に事実確認や指導を行うなど、いじめの解消に向けた根気強い取組を行っています。

2番目でございます。本市においては、い

じめの重大事態は発生をしておりませんが、今後もいじめの未然防止や早期発見に努めてまいります。

3番目でございます。教育委員会の支援等についてでございます。

各学校に対しては、校内研修での指導や管理職等の研修会の中で、いじめの未然防止や早期発見等の適切な対応について指導を行っています。また、毎月1回の学校からの報告や市の教育相談員等からの情報をもとに、指導の経過や解消に向けた学校の取組、児童生徒の様子などを把握しています。

4番目です。令和元年度、不登校のため年間100日以上欠席をした児童生徒は、小学生が4人、中学生は24人の合計28人です。そのうち年間の登校すべき日数のほとんどを欠席している児童生徒は小学生が1人で、中学生が4人です。

5番目でございます。県の悩み相談ホットラインや教育相談の窓口等については、通知分野、県作成のカードを学校や各家庭に配布しています。また、子ども支援センターでは、ホームページに掲載したり、リーフレットの配布などにより周知を図っています。

続きまして、2番目の、子ども家庭総合支援についての教育委員会の部分でございます。

1番目です。子ども支援センターにおいては、子どもの発達障害や家庭でのしつけなど、様々な相談が寄せられており、年々その数が増加し、相談内容も複雑化しています。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、市長、教育長よりご答弁を頂きましたので、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま（1）の答弁におきまして、年間5回以上のアンケートを実施しているとの答弁を頂きました。しかし、先般、ある中学校の生徒から、このようなことを言われました。

いじめアンケートをもっと取るなどして、いじめをなくしてほしい、苦しんでいる人がいるので助けてほしいというものです。一人の生徒の発言でしたが、学校ではいじめに対してもっとしっかり取り組んでほしいという気持ちがあったと受け止めて、今回の質問をしております。

先ほどいじめの認知件数、小学校が75件、中学校が73件という数字、答弁ありましたが、この数字は、昨年より増えているのかお尋ねします。また、学校により認知件数の偏りはないのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

いじめの件数については、昨年度、そしてその前ですね、ほぼ同数です。

それと、市内には全校児童生徒の数が800人を超える学校から全体で10人ほどの学校まで、学校規模が様々であります。ですので、学校によって認知件数に違いが出てくるのは致し方ない部分もあるのかなと思っています。しかしながら、学校規模によっていじめの認知件数が多い少ないはあったとしても、教職員のいじめに対する認識、意識、そういったものは学校の規模に関係なく、どこも等しく高いものと捉えています。

○3番（是枝みゆきさん）

大きな学校、大規模な学校、それから小規模な学校、いろんな条件があって、いじめの数、率というか、パーセントというか、その辺も変わってくるのかなと、一律には言えないのかなという部分もありますが、先生方の日頃よりのご指導をしっかりとお願いしたいと思えます。

いじめ問題というのは、そういったことをはじめ、子どもを育てていく、守っていく、そうしていくには学校、教育委員会とか家庭、地域の連携が欠かせないわけですが、学校での活動を公開するホームページの在り方について、教育委員会ではどのようにお考えです

か、お尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校がホームページを使って、いじめ等の取組について、保護者や地域の方々に情報を発信するというのは、保護者や地域からの協力も得られ、問題解決につながるものと考えますので、大変大事なことだと思っています。

教育委員会としては、学校に対して今後も個人情報等に十分配慮しながら学校だより、PTAの会合、また議員がおっしゃいます、ホームページ等を使って広く必要な情報を発信できるように、また今後も指導していきたいと思っています。

○3番（是枝みゆきさん）

ホームページについては、実は昨年も質問させていただきました。

その中で、教育長から学校の取組を率直に伝えることが信頼につながっていき、教育効果を高めていく上で重要なことだとの答弁を頂いておりますが、再度、お尋ねしたところです。

オンラインの時代になって、保護者のみならず、今後もそのほかの方々であっても、検索をする方が増えてくると思われまます。開いてみますと、昨年より充実してきている学校が増えているとは感じております。しかしながら、片やホームページを開設しながら更新されていない学校もあり、そういった姿勢に一市民として不満も感じております。誰でもが開くことのできるホームページから学校のありようも見えてきますので、ぜひそのところは充実していただきたい、どの学校も充実していただきたいと考えておるところです。

それでは、（2）の重大事態について2回目の質問をいたします。

いじめの重大事態、本市にはないという回答を頂きました。かねてよりの指導に感謝いたしますが、この、いじめ重大事態というのはどのようなことを指すのか、説明を求めま

す。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

いじめの重大事態とは、いじめを理由に、児童生徒が自ら命を絶とうとしたり、また心や体、またその家庭の財産等に重大な被害を及ぼすものというふうに捉えています。また、定義づけもされています。

また、いじめによって、その被害に遭った子どもが相当の日数、相当の期間、学校に行けない、欠席を余儀なくされている、そういう事態も含めております。

○3番（是枝みゆきさん）

全国的には非常に自殺、子どもの自殺というのも増えているというような報告がなされております。もう、そういった事態はもう最悪の事態となりますが、そういったことのないような、そういったことを望むわけですが、1年の授業日数がおよそ200日としたときに、その半数を、相当の期間数を欠席している児童生徒、先ほど述べていただきました。実際にいるわけなんです、100日以上出てこれなかった、だから、半分は出てきてないというのが28人、また1年間ほとんど出てこなかった、中には全く出てこない児童生徒もいると思っておりますが、4人もいる、上げていただきました。

実際に、この児童生徒は適応教室、いわゆるふれあい教室にも行っておらず、学校の別室登校にも行っていないと、いわゆる、家から全く出られていないと、学校に行くためにですね、登校できていないという、欠席を続ける子どもたちの数なんです、この子どもたちは、先ほど述べられた、その5回以上のアンケートに回答しているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

1年間のうち大半を学校に登校できていない状況ですので、こういった子どもさんの場合は、担任が週末など、課題を届ける折にア

ンケート用紙も届けて、そして回答できないかどうか、話をするケースはあります。しかしながら、学校からの報告によりますと、残念ながら、アンケート用紙への回答というのはなかったようです。

しかし、やはり子どもとできるだけ面会をして、アンケートへの回答はなくても、口頭で何か苦しみ、悩み、友達からの誹謗中傷等、そういうものがないかどうかは聞き取りに努めているところであります。

○3番（是枝みゆきさん）

もう本当に、今、その、学校に行けなくなった子どもたちのことを一番、その声を一番聞きたいわけです。

中には、何かのきっかけで、子どもだけでなく、その親さえも学校に対して心を閉ざすという場合もあるというふうにお聞きいたしました。もちろん、担任の先生をはじめ、放課後空いている時間等を利用して、今、家庭に行って話を聞いている、努力をしているということでありましたが、そういった、先生方のほかにもいろんな力、支援も必要だと思われませんが、また、ほかの方々、学校の先生方を含め、どのような努力とか支援を行われているのか、それをお聞きいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校の先生が非常に努力していただいているところですが、他方では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員といった方々の力を借りて、学校の会議に出席をして助言をしたり、また家庭に出向いて行って、お父さん、お母さん方の家庭での困り事を聞き取ったりしながら、いろいろとできる支援をしているところです。

また、これまでもいろいろご意見頂いた、本市の通級指導教室、ふれあい教室ですが、そちらについても市民に周知が随分図られたと思っています。また、新しい施設も提供していただきました。そちらでの、また学校復

帰に向けた取組といったものも、今後、充実をさせていきたいと思っています。

○3番（是枝みゆきさん）

不登校の理由としては、複合的な、複雑な理由が重なって、簡単には解決というわけにはいかない現状だと察しております。

ある学校では、昼の学校には行けないけれども、夜、校長室に来て勉強をする子どももいるというふうなことをお聞きいたしました。もう体当たりで取り組まれている校長先生もおられますことを、大変、そのことに対して敬意を表したいと思います。

誰かとつながっている信頼関係は、次に立ち上がる力になるかもしれないと思うところです。ぜひ、学校の教職員の皆様、ソーシャルワーカーなど携わる方々に、これからもつながりを止めずに頑張っていただきたいという思いがしております。

それでは、次に移ります。

各学校への指導状況、把握状況を回答頂きました。県の発表によりますと、いじめの発見のきっかけは、アンケート調査などが54.5%、学級担任が10.4%となっております。一番近くにいる担任の発見が10.4%、そういう、ちょっと低さに若干ショックを受けておりますが、その見えづらさの原因は何だとお考えでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

そもそもいじめは、担任や周りの大人に気づかれないように、察知されないように、陰湿に行われるものでありますし、また、周りで気づいていたお友達がいたとしても、今度は自分がいじめられるんじゃないかという、そういう恐怖心を少なからず持っているというものだと私は思っています。ですので、なかなか担任が気づきにくい、見つけにくいという部分があるのかなと思っています。

○3番（是枝みゆきさん）

確かに、いじめには非常に微妙な境界線が

ありまして、からかいとか冗談とか、見せかけたものもあり、そういったことが日常的な積み重ねになっていくと、必ず心身を痛めます。ぜひそこを、担任をはじめ、教職員の皆様、学校教育に携わる皆様、きちんと、確かな目で見ていただきたいと思います。

今おっしゃいましたように、中には、先生に言うと次に自分がいじめられるかもとか、親が心配するからちょっと言えないとか、いろんな子どもたちがいると思います。中には、本当につらさを誰にも伝えられない子どもたちもいると思います。

県では電話相談、ライン相談など、窓口一覧を公開しておりますが、幾つかの窓口にお聞きしましたところ、そのほとんどが保護者からの相談でした。その中にある子ども専用のSNS相談とか通報窓口がラインやウェブでつながり、悩みを一緒に考えてもらう窓口になっているものもございます。

ちょっと私も少し入ってみましたところ、QRコードから入って進みやすい内容でした。しかし、現在、低学年でもスマホを使える時代になってきましたので、漢字に振り仮名があったらなと思ったりはしたところですが、書き込みはしやすいなと感じました。これからは、子どもの相談の在り方の選択肢、その辺を広げてあげる必要があると考えますが、教育委員会としてはどのように考えていますか。お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

SNS相談、SNS通報といったものは、直接面会をせず、短い文章でのメール、チャットといったもので、自分が好きなタイミング、自分のできるタイミングで相談ができるよさがあると思います。

また、調べてみると重大な事案、相談事については、事務局のほうからその子どもが在籍する学校に連絡が行くとも聞いております。

ですので、そういう、いいシステムですの

で、ぜひ今後も活用できればと思うんですが、一方で、議員がおっしゃったように、自分専用のスマホであるとかパソコンといったものを所有していないという子どももやはりおりますので、まずは学校での教育相談を柱にしながら、電話での相談、通所相談、またこのSNS相談といったものも選択肢の一つとして、子どもたち、保護者に周知をしていきたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

お願いいたします。

それでは、子ども家庭総合支援について伺います。

昨年スタートいたしました、子育て世代包括支援センターと家庭総合支援拠点の役割の違いの説明を求めます。

○福祉課長（有村弘貴君）

子育て世代包括支援センターにつきましては、まず法律として母子保健法からスタートして、児童福祉法と両方で完了する形になっておりますので、観点といたしまして、生み育てるというものがテーマとなっております。

妊産婦や乳幼児とその保護者を対象に、母子保健と子育て支援の施策を切れ目なく提供いたしまして、その相談に応じるというような窓口が大きなお仕事になります。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、全ての子どもとその家庭、さらには妊産婦に関して福祉的な支援をすることが役割となっておりますので、これは児童福祉法に基づいて、立ち上がりを言われております。特に、対象といたしましては、要支援児童や要保護児童への支援の強化というものが強く求められるものがございます。

○3番（是枝みゆきさん）

コロナ禍の中で、子どもを取り巻く家庭の問題、そういったところに本市では変化がありましたでしょうか。コロナはまだ収束が見えませんが、今後どのように予測しているか、

お尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

私どもといたしましても、コロナによりまして、社会経済情勢が、弱含みがあるというところで、雇い止めですとか、在宅勤務が始まったりしておりますので、そういったところで家庭環境が変化をして、そのことによって多様な相談が寄せられるということをご想定していますけれども、現在のところ、感染症に直接起因をするような相談というのは、頻発をしているという状況にはないようでございます。

しかしながら、緊急性の高い深刻な相談は増加の一途でございます。専門的対応の必要性を実感しております。年末以降の社会経済情勢等の変化にも注視をしながら、緊張感を持って準備をしていく必要があるというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

全国では、児童虐待の対応件数が29年連続で過去最多となり、加害者として父親が占める割合が年々上昇しているとの厚労省の発表がありました。子どもの前で家族に暴力を振るうドメスティックバイオレンスの占める割合も高く、問題となっております。本市でも、虐待相談というのはあるわけですが、父親に対する相談体制、それから支援はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

近年、家事や子育てに参加をされるお父さんというのは増えてきている状況でございますけれども、子育てやDV、それから児童虐待といったような相談のほとんどは女性から寄せられるというのが現状でございます。

特に、ご夫婦において、お互いが置かれている現状を理解し合っていなかったり、子育てへの意思が伝わっていなかったことに起因しているケースが垣間見える相談が多いようでございますので、双方の考えを総合的に伺

いながら、お父さんに対する対応や支援にも、今後もっと積極的に言及をしていく必要もあるというふうに感じております。

○3番（是枝みゆきさん）

今後、支援拠点の整備によって、父親の相談体制も含めて、より専門的知見に基づく支援対応が必要になります。国は、上乘せ配置の補助も行っているようですが、ソーシャルワーカーの職員配置はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

現在、子育て世代包括支援センターに会計年度職員としてのソーシャルワーカーを一人配置をしております。子育てを支援するために様々な相談に応じておりまして、多様な社会資源を調整する専門職として、大きな役割を果たしていただいております。

拠点が取り扱うケースは、そこから一層深刻で多角的な支援も必要になります。専門性を持った人材として、子ども家庭支援員というソーシャルワーカーになりますけれども、そういう専門職として、なるべき人材の配置、確保につきまして、関係機関等を十分検討してまいりたいと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

支援拠点としての機能を効果的に発揮するために、一定の独立したスペースを確保することが望ましいと言われておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご指摘を頂きましたように、相談拠点というのがスペースとして必要ということはあるかと思いますが、できれば、市役所の中ということではなく、独立して人目につきやすいスペースが望ましいというふうには考えているところでございますが、先ほど市長も答弁をいたしましたように、まず仕組みとしての拠点設置から取組を進めまして、断らない、包括的な相談支援体制の構築と併せ

て、場の在り方についても協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

昨日、同僚議員からもありましたけれども、子ども支援センターの設置場所というのが、成功例だなと感じております。相談件数が伸びているのも、独立したスペースが一つの要因になっているのかなと感じるところです。

家庭総合支援拠点も、そういった、子ども支援センターと連携して、周囲に設置できないのかと、改修しながらできないのかなと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほども申し上げましたように、拠点につきましては、現在の取扱いのケースよりもさらに重たくて深刻化するような事例が増えてくるのではないかと考えておりますので、現在のところでのいいのかどうか、被害者がおれば加害者もいたりいたしますので、拠点のスペースということにつきましては、ちょっと熟慮を要するのかなというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

今後、そういった子育てとか、家庭支援が充実するに従って、乳幼児を抱えた保護者の皆様が市役所を訪れる機会も多くなると思いますが、市役所に今、車椅子が設置してございます。それと併せて、市役所玄関にベビーカーを置いていただけないかと提案いたしますが、どうでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

私どもも窓口で子どもさんを抱きかかえて、相談や手続をしている親御さんをお見かけいたします。これはもう最近ではお父さんも抱きかかえていらっしゃる姿もよく見かけます。直接抱っこされている方もいらっしゃる方もいますし、最近では抱っこひもも増えているようでございます。

ベビーカーの配置についてのご提案でございますけれども、そのニーズや稼働率、さらには感染症予防の観点ということも含めまして、ほかの市町村の情報も得ながら、必要性を今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○3番（是枝みゆきさん）

実はニュースで、そういった、ベビーカーを置いてある市役所の様子を見たものですから、提案させていただきました。

玄関口での思いやりが、我がまちは子育てをされる皆さんを大切に思っているのですよという気持ちとして伝わるのではないのかなというふうに感じております。

それでは、最後の不育症について、2回目の質問をいたします。

菅総理大臣が、不妊治療の保険適用を拡大する方針を示して、にわかには妊娠はするものの、胎児が育たず、流産や死産を2回以上繰り返す不育症の治療や検査に対する支援を求める声が出てまいりました。

私が通告書を提出した後に、国では、不妊症や不育症に対する支援をめぐり、新たな動きが出てきており、日々注視しているところですが、現在、不育症に対して政府の動きをどのように把握しているか、お聞きいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

現在、国のほうで不妊症と同時に不育症についての検討というのをされておるようでございます。

内容につきましては、自治体が不育症に対する助成を行うことに対して、その一部を助成するといった内容で検討が進んでいるようでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

また、そのほかに心のケアの強化、そういったところも新聞報道がありました。サポーターの要請なども今後進めていかれるのかな

と思っております。

現在、本市では特定不妊治療の助成を平成23年から、一般不妊治療を平成25年から行っていますが、不育症については助成は行っていません。

本市において、妊娠はしても流産等で無事な出産をできなかった方の数は把握しているのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

その実数については、把握できておりません。

○3番（是枝みゆきさん）

そこが問題なんだと思っております。既に不育症の助成に取り組んでいる自治体に、なぜ取り組み始めたのですかとお聞きしたところ、不妊症の助成を通して、妊娠したものの出産に至らないケースがあったからということのお返事を頂いております。

本市は、不妊治療の助成を始めて10年たちますが、そのような考えに至らなかったのは残念な気がしております。

県内では、国の支援を待たずに既に助成を行っている自治体もあります。先ほどの回答に、他市の状況を踏まえてとありますが、どのような自治体に取り組んでいるのかお聞きします。

○健康保険課長（山下和彦君）

現在、県内では、鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、奄美市、長島町、瀬戸内町の5市2町と把握しております。

○3番（是枝みゆきさん）

助成を行っている自治体にちょっと実際にお尋ねいたしますと、例えば、鹿児島市では昨年度14件の申請がありました。無事に出産を迎えた数は4件でございます。

川内市では、年によってばらつきはありますが、ない年は全くないのですが、多い年は4件の申請があったということを伺っております。専門の病院にもお聞きしましたが、何

万円という支払いを妊娠が継続する間は払い続ける現実があり、経済的負担は大きいと話されました。助成制度のない自治体に住む人は、これからも経済的負担が続くこととなります。

市長にお尋ねいたします。

我がまちの母子保健事業は、まず我がまちで手を差し伸べる、そんな気持ちで不育症の助成にも、そして不育症の助成が75.7%、鬱や不安障害に陥っているという、そういった心のサポートの相談業務にも取り組んでほしいと思います。

本市として、今後どのように考えるのかお聞きしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に子育てする環境を整えていく、やはりこれが一番大きな課題であるというふうに思っております。その中で、今、不育症の相談、またその助成の問題、こういうものをマクロ的な意味の中で考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後1時39分散会

第 5 号 (1 2 月 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（2番、20番）
日程第 2	議案第74号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）
日程第 3	議案第75号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 4	議案第78号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第79号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第76号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第77号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第80号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第81号 令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第84号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
日程第11	議案第85号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）

本会議（12月9日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

おはようございます。12月議会の一般質問も最終日となりました。

さて、通告に従い一般質問をいたします。ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて分かりやすい答弁がいただければと思います。

市長は、先日、次期市長選には出馬しないと表明されました。これまでの政策をどう評価し、次へどうつなごうとされるのかを問います。

コロナ禍で厳しい社会情勢を迎える中、市民の安心・安全・暮らしやすいまちづくりの観点に、市民の幸福度を上げるために、今後それぞれどう考え、何に重きを置き、市民にどう理解を求めていき、どうあるべきなのかを市長の考えをそれぞれお示してください。

1点目は、吹上人工芝サッカー場の運営維持管理は。

2点目は、公共施設の健全な維持管理策は。

3点目は、オリーブ事業の見通し・採算性は。

4点目は、子育て・子ども支援や高齢者福祉、障がい福祉の支援など、市民福祉サービスに関わる事業等の仕組み・体制充実度は。

次に、コロナ禍において市財政及び施策・事業への今後の影響について。

1点目は、現在の財政状況、基金や債務など今後の見通し、また、ふるさと納税、企業・一般の歳入有無等による事業の今後の状況は。

2点目は、現在の市税の納税状況と今後の見通しは。

3点目は、子育て・子ども支援及び高齢者福祉サービス、障がい福祉の支援など、事業の継続維持・方向性は。

4点目は、各地区の振興計画事業への影響は。

以上、お尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市長がこれまで進めてきた政策の評価について、その1については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目でございます。

公共施設の健全な維持管理策につきましては、公共施設等総合管理計画と現在策定中の個別施設計画に基づき、施設の劣化度・利用度等に応じて、優先的に整備する施設と縮減する施設の判断を行いながら、適正に管理していきたいと考えております。

3番目でございます。

現在のオリーブ事業につきましては、植栽本数で7,300本、面積で18.3haとなっております。今後も、栽培希望者への説明会や日置市オリーブ部会、鹿児島オリーブと連携して産地拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、栽培者の採算性につきましては、最初に植樹されてから4年が経過しておりますが、永年性の果樹であることから、今後樹齢を重ねていくことと栽培管理の徹底により、収益は徐々に向上していくものと考えております。

4番目でございます。

平成12年度の介護保険法施行を契機に、高齢者や障がい者、子どもに対する福祉支援策は措置から給付へと大きく転換が図られる中、日置市においても法律に準じながら、単独経費による重点的な支援策や負担の軽減も図ってまいりました。

また、市民ニーズの多様性に対応するための窓口も整えつつ、地域福祉計画をはじめ、計画ごとの実態調査に基づいた各種の福祉施策に丁寧に取り組んでまいりました。

2番目のコロナ禍において市財政及び施策・事業への今後の影響についてという、その1番目でございます。

現在、財政状況につきましては、令和2年度末の市債残高は331億円と増加傾向にあり、財政調整基金残高は18億円と減少傾向にあります。

今後、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減、普通交付税の一本算定移行に伴う減収、歳出では、これまで大規模事業実施による公債費の増、南薩地区新クリーンセンターの施設整備に伴う負担金の増など、引き続き厳しい財政状況が予想されております。

ふるさと納税につきましても、貴重な財源として、本市の様々な事業に活用させていただいているところでございます。今年度も約17億円を見込んでおり、今後も同程度で推移するものと見ております。

2番目でございます。

国民健康保険税を含めた市税等の10月末の収納状況は59.54%、昨年同月比較でマイナス0.13%となっております。マイナスであります。コロナ禍においてこのような高い数値を維持できるのも、市民の皆様方の納税意識の高さと考えております。

コロナ禍において、猶予申請を受けておりますが、10月末現在で50件、4,683万5,700円となっております、今後も市税等の

納期が発生しますので、猶予申請が増える見通しであります。

3番目でございます。

サービスの対象となる市民は、周辺地域を中心に減少していくことが想定されますが、福祉に係るコストの割合は当面、高止まりをすると考えております。

地域共生社会づくりを進めるには、市民の皆様とともに地域福祉の一層の充実に取り組み、8050やダブルケアなど複合化した課題に迅速かつ包括的に対応し、各種支援機関と連携して、総合的な相談体制を構築していく必要があると認識しております。

4番目でございます。

各地区の事業実施状況については、不特定多数の方が参加する夏祭りなどのイベントや密を避けなければならない活動は、中止や規模縮小となりましたが、徐々に新しい生活様式を踏まえて、活動は再開されております。

ソフト事業の交付金についても、年度当初、交付済みであります。実施できなかった事業分の返納は出てくると考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の吹上人工芝サッカー場の運営維持管理策についてお答えをいたします。

吹上人工芝サッカー場は、本年度10月から運用を開始いたしました。県サッカー協会及び他のスポーツを含めた地元関係団体等の協力を得ながら、引き続き、宿泊等を伴う合宿や大会の誘致を図っていきたくと考えております。

維持管理については、天然芝の管理、施設周辺の除草を行い、景観管理にも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

市長の政策について、1点目のサッカー場に関する質問をしております。

まず、サッカー場は結果、当初の計画予算より1億5,000万円ほどのオーバーだと理解しております。多額な予算を費やした社会教育施設、その運営の役割は重大であります。

サッカー場の必要性和運営計画を見通して建設し、その必要性が市民に理解される運営計画が強いられます。先ほどの回答で天然芝等の維持管理費が言われていましたが、これも容易ではないと思います。十分担当課も分かっているはずで。

不幸にも建設後、コロナ禍で社会情勢は変わってきております。今後、どうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

当初、サッカー場の建設に当たり、県のサッカー協会及び地域のサッカー関係者からも、建設に対し強く要望が出されておりました。

市としましても、県内はもちろんのこと、県外からも多くの利用者が見込まれ、地域活性化の起爆剤としての役割を担っていただける施設と期待しているところです。

おかげさまで、10月からの供用開始以来、当初の予想を上回る利用が図られ、11月末現在で16の大会、1件の合宿、延べ51日の練習等で利用されております。

今後とも関係団体の協力を得ながら、健全運営に努めてまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

サッカー場建設後、現在、その周りの施設、吹上砂丘荘やゆーぷる吹上は、様々な課題や問題を抱えています。そのような不安定な環境の中で、サッカー場の利用頻度を高めていくおつもりですか、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

吹上浜公園施設を含め、日置市内体育施設

の利用促進については、日置市施設利用促進協会や地元宿泊施設等の努力により、宿泊を伴う施設利用が現在も図られております。

サッカー場を建設し、完成し、さらなる滞在型のスポーツの交流を拡充を期待しているところでございます。

サッカー場利用においては、今月末、また3月までの間に合宿の予約が入っております。引き続き、施設の利用促進につきましては、関係団体と連携し、進めてまいりたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

地域活性の起爆剤としての役割なら、市民が利用する頻度を高める運営策も必要じゃないでしょうか、お尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

市民利用については、現在、地元高校等のサッカーの練習として多く使用されております。今後、グラウンドゴルフ大会など、サッカー以外の利用等で市民の皆様楽しく利用いただけるよう、周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

今、グラウンドゴルフなどのということのお言葉が出ましたが、グラウンドゴルフなどサッカー競技以外でも利用できることは市民は知っていますか、お尋ねします。

○社会教育課長（横枕広幸君）

地域の団体等に周知を図りながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

早急に積極的に周知し、ぜひ市民が親しめる施設にしていきたい、どうでしょうか。

○社会教育課長（横枕広幸君）

はい、そのように努めてまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

次に、市長の政策2点目の公共施設に関する

る質問をしてみたいです。

公共施設総合管理計画を策定し、平成28年から令和7年までの10年間に、市内公共施設の10%削減を目標にしています。これまで一般質問でも議論されたところでございます。

ランニングコスト等の経費削減はもちろんのことでしょう。また、現在、長寿命化策として60年を70年に引き延ばし、修繕にとどめ、建て替え費用を抑える努力もしておりますが、先を考えると、長寿命化もさらに考えると、老体にむちを打って頑張らせても、子どもたちが大人になった頃には壊さなければならない時期が来ることになるのではないのでしょうか。

市民の利用頻度、市民に供するもの、また、逆に市民の利用頻度にかかわらず必要なもの、何に重きを置いて市民に理解を得ながら施設の削減を行っていくおつもりでしょうか、お尋ねします。

○財政管財課長（上 秀人君）

何に重きを置いて削減するのかというご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、なぜ公共施設を見直す必要があるのかということ、あと削減しないと今後どのようなことが想定されるのかということ、それとどのような形で見直していくのかという、その3点について利用者にも十分説明して、合意形成に努めてまいりたいというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、合併しまして用途が同じ種類の類似施設を持ち寄りまして、建築後30年以上経過した施設、これは6割程度でございます。更新費用の試算をいたしますと、毎年30億円かかるという試算が出ております。

今後の財政計画等でも道路とインフラを含めまして建設費用は30億円という計画でございます。そうしますと、全ての施設を更新

できる財源がないということになります。

次に、現在、財源が不足しているような状況なんですけれども、厳しい状況で施設の修繕、これはかなりの量を毎年度やってまいります。今のところ緊急のものを優先する形で、ほとんどの修繕についても先送りをしている状況であるということですね。

このまま行きますと維持費が重くのしかかるということになります。そうなりますと、通常のサービスが維持できなくなりますという、これが削減しないとどのようなことが想定されるかという内容でございます。

あと、見直しの進め方につきましては、今後40年間の短期——10年ですけれども、中期を20年、長期を30年、40年というようなことで、40年間の施設活用計画、これをロードマップと呼んでいますけれども、これを計画策定いたしまして、建物の状況、利用度、利用度については、福祉のバリアフリーとか、利用の件数、稼働状況もなんですけど、それと維持管理費の予測、今後の修繕をしないといけない予測と、そういったものを総合的に判断いたしまして、段階的に縮減を考えています。

今申し上げましたようなことを市民の皆様にもご理解いただきながら、機能、統廃合による施設の削減というのを進めてまいりたいというふうに考えています。

○2番（佐多申至君）

これまでも公共施設については多く語られた議題ではございます。担当課も大変気苦労はあると思うんですが、この公共施設の10年間、もう今中間点にあると思いますが、私はこれまでの5年間については実行力に乏しいと考えております。

今後、この5年間に対して今お話のあったことを即実行に伴って進めていただきたい。今年度末にそういった公共施設の中間機能判断が下されると思いますが、とにかくこの削

減については実行力が伴わないと進みません。机の上で計算しても、事は始まらないわけです。どうか積極的にこの後の5年間を進めていただきたいと考えております。

市長の政策3点目のオリーブ事業に関する質問をしてまいります。

先ほどオリーブ事業について、収益は徐々に向上していくものと考えておりますという永年性の果樹ということで市長の答弁を頂きましたが、永年性の果樹に関して、徐々に向上していくというこの確信はどこから来るのでしょうか。徐々に向上していくものというものはどこから、確信があつてこういう表現になっているのでしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

果樹の性格上、樹齢が大きくなりますと木の母体が大きくなりますので、それだけそれぞれ収量も上がってくるという理解してほしいことと、やはり基本的に天気にといいますか、今回も台風等いろんなのに自然災害に左右されますので、ここ辺りも十分承知の上の中で、今後進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○2番（佐多申至君）

それでは、今後、これまで市民を巻き込んで第6次産業の確立を目標にしている事業であるわけです。産業とは、人々が生活する上で必要とされるものを生み出したり、提供したりする経済活動であります。

産業として確立を目指すのであるならば、さきに結成されたオリーブ部会等を活用し、体験談や失敗談、成功談、共用する場をつくり、事業から産業へ至る過程や障害、課題、もっと共通認識及び理解をして、やるからには市独自の補償や補助制度体制も検討していくべきと考えるが、先の見えない公共事業は市民の負担にもなると考えます。市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

議員もおっしゃいますとおり、特にオリーブ部会等もございますので、きちっと先を見据えた中で進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○2番（佐多申至君）

せんだって結成されたオリーブ部会をぜひとも経験者、そして体験をされている方々の集まり——125の栽培者の方々の団体と聞いております。どうかうまく活用され、うまく共通認識が取れる会として、していただきたいと考えております。

市長の政策について、4点目の福祉に関する質問をしてまいります。

子ども・子育て支援事業計画においては、虐待であれば関係機関が連携する虐待防止ネットワーク等の相談窓口や相談体制など、きめ細かな体制整備、DVであれば緊急一時保護体制、配偶者暴力相談支援センターなど、その施策の取組状況はどうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

児童虐待につきましては、要保護児童対策地域協議会を基軸といたしまして、昨年設置をいたしました子育て世代包括支援センター、それから子ども支援センター等それぞれが関係機関とまた調整をしまして、さらに児童相談所や警察と連携をして対応しているところでございます。

また、配偶者暴力につきましては、配偶者暴力相談支援センターが面前DVの虐待案件も含めて相談に対応いたしておりまして、必要に応じて一時保護や母子寮等への入所の措置を講じております。

いずれも暴力というものから迅速に回避をすることによって、命を守るという活動から取り組んでいるところでございます。

○2番（佐多申至君）

福祉に関しては、後ほどまた質問してまいります。

さて次は、コロナ禍において市の財政及び

施策や事業への今後の影響について、1点目に関する質問をしてみたいです。

ふるさと応援基金と企業版ふるさと納税で頂いた寄附金は、どのように使われているんですか、お尋ねいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

ふるさと納税につきましては、保健医療、あるいは教育文化とか5つの項目に活用させていただいております。

具体的には、生ごみの回収事業、あるいは子ども医療費助成事業、観光振興に関する補助金とか、小中学校の施設整備に関するものに財源を充当しているところでございます。

あと企業版ふるさと納税につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられている事業が対象ということになっています。その中で、賛同いただいた、総合戦略の中から賛同いただいた事業に活用しているということでございます。

令和2年度におきましては、オリーブ産業のプロジェクト、それとマタニティーボックスの配布とか、観光PR武将隊、こういったプロジェクトの事業に充当させていただいているところでございます。

○2番（佐多申至君）

後ほどの質問とちょっと重なるところがありますが、企業版ふるさと納税による寄附金は、先ほどのお話の中でマタニティーボックス配布事業や、子育てワンストップサービス推進事業を支えているんですが、コロナ禍等で寄附がない場合は、その事業は継続できないということでしょうか、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

子育て支援策は日置市第2次総合計画の基本計画にも位置づけられております。出産後の育児支援の充実や今後の健やかな成長を願っている事業でありますので、担当課としましては、継続をする方向で考えてはおります。

○2番（佐多申至君）

それでは、先ほど現在17億円の同程度の寄附があるわけですが、今後、その17億円が推移するというのを考えれば、今回行っている今事業は、平穩に維持できていかれるという考えでよろしいでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

今年度17億円ということで、来年度以降横ばい傾向で財源を確保できるということでございますので、今継続している事業等には充当、活用させていただけるというふうに考えております。

ただ、寄附はあくまでも申込みがあった場合ということでございますので、そこ寄附金だけに偏った形での考え方でいきますと、やっぱり事業の実施が危ぶまれるところもございますので、しっかりした財政計画で運営していかないといけないというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

市長、今のマタニティーの件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、課長もお話ししたとおり、マタニティーボックスにつきましては、それに代わるものがまだ今のところございませんので、こういうものを今後やはり考えていくべきであるというふうに思っています。

○2番（佐多申至君）

寄附がない場合は、ひおきっ子支援事業を継続するために、一般財源での事業継続を考えていると考えてよろしいでしょうか。

また、それに代わる新規事業も今のところは市長のほうで検討はしていないということですが、安泰して一般財源で事業継続できると、こちらのほうで考えてよろしいでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

一般財源での事業継続となりますと、基金を取り崩すなどが必要となるため、十分な検

討は必要になってくると考えますが、先ほど答弁しましたとおり、担当課としましては事業を継続する方向では考えております。

なお、マタニティーボックスに代わる新規事業につきましては、今のところは考えておりません。

○2番（佐多申至君）

マタニティーボックス事業は利用者の9割がよい評価ということで、ワンストップサービス事業については利用者の立場から考慮した窓口サービスであります。ぜひ継続していただき、市民に安心を与えていただきたいと思います。

次は、2点目の市の財政の要である市税について質問いたします。

コロナ禍でも延滞等が特に増えていない、先ほどの内容からすると、市民はこの社会情勢の中で頑張っていると判断いたします。

さて、行政は、市民の頑張りに応える意味でも、当然ながら健全で安定した財政計画を立て、運営をしていかなければなりません。財政全般的な話となりますが、合併自治体のみが利用できる合併特例債は、これまでに公共施設の建設に使われてきていますが、国への返済する額の割合がほかに比べ有利とはいえども、借金を増やすことには変わりはありません。

平成17年度以降、日置市はその限度額251億円のうち幾ら利用して、どう返済し、残り額はどうか考えているのか、お尋ねします。

○財政管財課長（上 秀人君）

ご指摘の合併特例債の取扱いでございます。

借入限度額251億円に対しまして、令和元年度までに地域づくりの推進費の基金の造成とか、道整備交付金の事業などの普通建設事業など187億円、74.5%を借入れをしております。残り利用可能額ですが、64億円ということで、あと25%ほどでございます。令和7年まで活用していこうと、

今の時点では考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

他の自治体では合併特例債を7割に抑えたり、いろいろと策があるようです。合併特例債をほとんど利用するという方針はどこでどの段階で方向づけられたんでしょうか、お尋ねします。

○財政管財課長（上 秀人君）

合併特例債の利用に関しましては、まちづくり計画という計画が合併後定めたものがございます。そのまちづくり計画に沿った形で合併特例債を活用しています。

また、現行のまちづくり計画が令和2年度までとなっておることから、今後、まちづくり計画の変更というのをまたお願いいたしまして、令和7年度まで最大限有利な起債を活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

市民の視点から質問しますが、仮に今後、公債を利用せずに、いわゆる借金せずに財政運営を行おうとするならばどのような状況になるんでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

市債を借りずにとということでございますけれども、市債につきましては、歳入の約10%を占めているところでございますけれども、もし借入れしない場合には、やっぱりそれに代わる財源を確保しないといけない。例えば財政調整基金を取り崩したりとかというところなんです、今のところ繰入れできる財源が非常に厳しい状況でございますということ。

一方、歳出面を今度は考えますと、市債が財源になっている事業、これはほとんどが建設事業でございます。その部分を削減することになりますけれども、ただ道路橋梁の老朽化、インフラの老朽化というのが非常に進んでおります。防災の面を考えますと、

やっぱり日常生活に影響を及ぼすおそれがあるということでございます。

一定の行政サービスを今後維持していくためには、地方債あるいは国県補助金等を活用いたしまして、必要な対策は取っていかないといけないというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

今担当課のほうから必要な措置という言葉が出ましたが、その前に市民に必要なものであるもの、それを皆、市民が理解しなければなりません。それをどのように今後、市民に理解を得るように努力するのか、どのような机の上で計算するだけじゃなく、市民に理解してもらわないといけないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

財政状況の厳しさについては、やっぱり広報紙等を通じまして、当初予算の状況、途中の補正予算の状況、あるいは決算の状況、ここを十分どういう事業に活用しているんだと、財源はどういうふうになっているんだということを、今見える化ということでございますので、市民に分かりやすい形でお伝えしていかないといけない、広報紙等を通じまして、また分かりやすいものを伝えていきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

市民は見えておりません。ぜひ市民が分かりやすい今後の市の財政状況を周知していく努めが、まずはあると思います。そうでないと、市民も考える要素がございません。ぜひその辺を今後重点的に考えていただきたい。

次は、3点目の福祉について質問いたします。

京都大学レジリエンス実践ユニットの論説から引用しますと、今後、経済低迷が起きれば、確実に予想されるのが失業率の上昇であります。確実に想定できるのが自殺者の増加であると説いています。

新型コロナ禍において、今後の実績成長率の長期推移の想定として、悲観的シナリオ、つまり事態収束まで2年を想定すると、実質成長率は2020年度でマイナス14.2%、2021年度マイナス5.2%、オークンの法則係数でデータ分析すると、今回の状況で実質成長率が1%悪化すると、失業率が0.11%悪化する関係があるとの結果を基に、2021年度末ピークを迎え、失業率8%を超える可能性があると示されています。

何が言いたいかと申しますと、統計的に失業率が1%上昇すると、約2,400人の年間自殺者が増えると分析しているわけです。結論は、対策の遅れは自殺者の数を必ず増やすということです。

ちなみに、この京都レジリエンス実践ユニットは、多面的な研究を推進し、研究成果をシンポジウムや学術論文、書籍などを踏まえ、政策提言によって内閣レジリエンス、いわゆる強靱さに関する学術的・実務的成果をもたらしています。

さて、前置きが長くなりましたが、自殺については健康管理所管課ではございますが、今回はその事前防止策の一つと考えています。家庭総合支援等の観点からの質問になります。

今年3月に策定された子ども・子育て支援事業計画において、虐待やDV、ドメスティックバイオレンスは、夫婦関係の不和などの家庭環境上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や配偶者の健康問題、近隣からの孤立など多くの問題が複合的に作用して発生するために、関係機関が家庭に抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切だと記しています。

今回、コロナ禍において、その虐待やDVや、また事例があったのか。あったのであれば何件の相談及び事例があったのかをお尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ご指摘を頂きました感染症によります生活様式の変化を直接の要因とした虐待ですとか、配偶者暴力の相談ということについては、現在のところ来てはおりません。

ただ、相談件数は増加の傾向にございまして、その内容も複合的で1件1件が複雑になってきております。

また、さらには関わっているケースがなかなか終結をすることがないのが多いため、案件としては累積をしいている状況でございまして、今後、より専門的な体制が必要になってきているというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

先ほど市長の施策の質問の中で述べました相談体制は機能しているのでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

子育て包括支援センターや配偶者暴力相談支援センターの設置、稼働によりまして、子育て支援施設、いわゆる保育所等、それから学校、医療機関など市内の関係機関のほか、児童相談所や警察といったような多様な連携が可能になりました。

その身近なつながりから支援が得られるということも、市民の皆様になしずつ浸透していることもございまして、埋もれていた課題が顕在化してきているというふうに認識しておりますので、それもあって相談件数は増えてきていると思いますし、それに対する相談体制も機能しているというふうに認識をいたしております。

○2番（佐多申至君）

DV被害に遭った配偶者や虐待を受けた児童等の保護または心のケアを図る体制はどうなんでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

虐待児童につきましては、要保護児童対策地域協議会の機能を生かしまして、学校や児

童相談所、それから主任児童委員等の関係者を交えて、個々の今後の方向性について協議をして、対応をいたしております。

DVの被害者につきましては、住居や就労、保育、それから資格の取得等につきましても、当事者のそれぞれの生活環境ですとか、背景に応じた立ち直りを支援センターで支えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

次に、4点目の地区公民館の地区振興計画事業について質問いたします。

新型コロナ感染拡大を機に、地区公民館事業において、これまで推し進めてきたふれあいあふれるまち、市民参加型、協働のまちづくり、その市民が集う施設として、新しい生活様式を基本に、今後何に重きを置いて市民への参加を呼びかけていくおつもりでしょうか、しっかりとの方針を示してください。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

各地区公民館では、現在、第5期の地区振興計画の策定作業を進めているところでございます。

そういった中で、これまでのそれぞれの地区の実施内容等を振り返っていただいて、評価をした上で、このコロナ禍の中で今後どういった取組ができるのか、どういった形で事業を行うのか、それぞれの地区のほうでしっかりと話し合いを進めていただく必要があるというふうに考えております。

市といたしましては、各地区公民館の事業のヒアリング等を通しまして、それぞれの地区で実施可能なものとなるよう、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

地区振興計画事業の来年度の私が耳にしたところを見ると、大方来年度の予算が10%削減されて、その中でこのコロナ禍においての活動を強いられるというか、やっつけなければならぬという方針が出されていると

聞いておりますが、そのことについてはどうでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほど財政面からも話がありましたけれども、このソフト事業に関しては、合併特例債を基にした地域づくり推進基金を活用しております。

先ほど先があまりないという話もありましたけれども、そこら辺りも各地区にもしっかりと説明を今進めてきているところです。そういったことで、今回は基本的に交付金のほう——それぞれの交付金のほうを10%ほど削減をされた上で、また別な新たな事業等もつけ加えた中で、大きく減額というところはないのかなというふうに考えてはおります。

○2番（佐多申至君）

地域活動が、地域活動の中心となる市民が不安を抱くような政策は避け、そしてまた理由があればしっかりと市民に伝え、そして行政を運営していただきたいと考えております。

最後に、市長にお尋ねします。

本市の総合計画の将来都市像の重点テーマの一つ、「安心・やすらぎ」創造プランを示していますが、その中で持続可能な行財政を積極的に推進するとあります。コロナ禍において、今後、本市の持続可能な行政はどう安定させ、どこへ向いていけばよろしいでしょうか。

これまで合併当初から市長として、日置総合計画の責任者として、第1次、第2次と長い時間の経験を通して政策を進めてこられました。そのことを踏まえて、お答えください。

○市長（宮路高光君）

基本的に今、人口減少、高齢化、これはもう本当に止めることのできない部分でございます。

その中で、財政状況は逼迫している。そういう中におきまして、やはり市民とともに共生・協働していく、こういうことを含めて、

合併して16年間に過ぎるわけでございますけど、これを契機として、また、新たな気持ちの中で皆さん方と一緒にやっていくべきであるというふうに思っております。

○議長（漆島政人君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、市政、最高レベルの日置施政方針を引き出すため、2項目の一般質問をいたします。これが今回、12月議会最後の一般質問となります。

1番目、新型コロナウイルスの国内新規感染者数に歯止めがかからない中で、まず、本市の観光振興策について質問いたします。

1番目、新型コロナウイルス発生後の本市の観光の現状と課題は何でしょうか。

2番目、新型コロナウイルス禍で、本市内の宿泊、飲食、バス事業者等にも大きな影響がありましたが、国・県の支援策や本市独自の支援策によって改善されているのでしょうか。

3番目、いちき串木野市は、市民限定の体験型観光プランを地元企業と連携して提供しております。本市においても、市内業者と連携して体験型観光はできないでしょうか。

4番目、本市の観光振興の中で戦国島津体験館「よしとし軍議場」が、日吉町吉利に開設されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中で、今後の本市の観光事業の中でどう生かしていきますか。

5番目、東市来の美山地区には、県内外から多くの観光客が来ておりますが、この美山観光をより充実させ、市内各地にある本市独自の貴重な焼酎工場、日本酒工場、ウイスキー工場等を巡回させるような本市の観光の目玉となるような取組はできないでしょうか、

伺います。

2番目の女性が活躍できる社会について。

まず、1問目で、次の5点について質問いたします。

1番目、女性の活躍は、少子高齢化、人口減少に直面する日本社会にとっても欠かせない課題で、地方自治体も着実に対策を進めなければなりません。

市長は、本市内での働く女性や女性活躍社会の現状をどう捉え、本市の女性政策をどう進め、今後女性がますます活躍できる日置市を、市長はどう創造していくつもりでしょうか、教えてください。

2番目、伊集院駅前から歩いて5分以内のところに、日置市女性センター銀天街があります。女性活躍社会の中でこの日置市女性センター銀天街の役割と相談件数、内容と事業内容はどのようなのでしょうか。

3番目、多くの子どもが依然、貧困の中で苦しんでおり、新政権は対策を抜本的に強化すべきだと主張する人もおります。このような状況下で、最近の新型コロナウイルス感染拡大により、女性の独り親世帯に経済的に影響があったと指摘されていますが、本市の状況はどうでしょうか。

4番目、国も不妊治療の保険適用拡大や体外受精の助成拡充を検討しています。本市も平成25年度からひおきベビカムサポート事業、すなわち不妊治療費助成事業を実施しております。この事業の拡充はできないか、伺います。

5番目、内閣府は、11月20日、地方公務員に占める女性の役職登用の割合を発表しました。市区町村の女性役職割合は、部局長・次長級10.1%、課長級17.8%、課長補佐級29.2%で、係長級の35%のみが政府目標の30%を上回っております。

日置市職員の女性の役職登用の現状と今後の登用予定及び女性消防職員の採用について、

今後どう進めていきますか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時53分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の観光政策、その1でございます。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症による移動制限や外出自粛等により、スポーツ合宿等のキャンセルが相次ぎ、また、市内イベントもほとんど中止になるなど、観光全体への影響は大きなものとなっております。

その中で、長引く影響に対する支援や誘客回復策など、官民一体となって取り組む必要があるものと考えております。

2番目でございます。

本市の観光業の支援策については、業種別に段階的に実施し、順調に申込みを頂いておりますので、地域経済波及への一助となっているものと考えております。

3番目でございます。

コロナ禍におけるマイクロツーリズムへの高まりによる近場観光への需要増加に伴い、地域に根差した着地型観光の開発、磨き上げが必要であると認識しており、観光協会や関係団体とも連携した着地型観光の開発を推進していきたいと考えております。

4番目でございます。

引き続き、戦国島津ゆかりの地として、認知度向上を図り、新たな観光スポットとしての誘客と体験型観光施設としての利用促進を図りながら、地域と地域をつなぐハブ的役割

を担った施設として運用してまいりたいと考えております。

5番目です。

先ほどの着地型観光も含め、観光協会や関係団体と協議してまいりたいというふうに思っております。

2番目の女性が活躍できる社会について、その1でございます。

本市の女性活躍社会の現状として、社会制度や慣行等を背景とした性別による男女間の格差が依然として存在しております。

今後においても、性別に関わりなく、一人一人の生き方、働き方の多様な選択が尊重されるよう、就業環境の整備促進を図りながら、制度の周知・啓発が必要であると考えております。

2番目でございます。

日置市女性センターでは、子育てや就労支援に関する講座のほか、夫婦関係等、家庭や仕事の両立に関する相談業務や情報提供を行い、地元の人材を起用した運営により、女性の雇用の場になっています。

また、女性センターでの相談件数は、令和元年度は44件、主な相談内容ではDVや虐待などとなっております。

事業内容は、各種講座や相談業務を行い、男女を問わず、大人から子どもまで幅広い年代で多様な市民が利用しやすい男女共同参画の拠点施設として運営しています。

3番目でございます。

感染拡大に関する独り親に対する国の支援策として「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給されており、児童扶養手当受給世帯等が受給しております。

その中で、家計急変等、収入が減少した世帯に対する追加給付の申請者が現在126人となっております。非正規雇用の割合が高い傾向にあるため、学校休業や自粛等により賃金の減少や生活費の増加が要因の一つになっ

ていると考えております。

4番目でございます。

国の不妊治療費助成の動向次第により、今後検討していく予定でございます。

5番目でございます。

令和2年4月の一般行政職の女性管理職の割合は3.3%となっております。

今後におきましては、日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げている10%以上の目標達成に努めてまいりたいと考えております。

女性消防職員の採用については、令和8年度当初まで複数人数採用する計画になっております。

以上で終わります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って、なお一層詳しく再質問していきます。

本市の観光振興策についてで、市長より答弁をいただきましたが、総括的、総合的な観点からもさらに詳しく質問します。

1番目、本市の観光産業の振興と特産品の宣伝、紹介等を通して、交流人口の創出と地域活性化を図るべきですが、市長の考え方と今後具体的にどう実行していくつもりかお答えください。

○市長（宮路高光君）

コロナ禍における近場観光といいますか、そういうことを高めていく必要があるのかな

というふうを考えております。そのためにも、新しい商品の開発を含め、多角的な誘客をしていくことが大事であるというふうを考えております。

○20番（田畑純二君）

次に、本市の観光事業には、多額の税金も投入されておりますが、本市において観光業の振興と将来ビジョンについてどのような考えを持っているか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

コロナ禍におきます観光、大変難しい部分もいっぱいございます。私ども日置市におきますやはり自然との結びつきの観光といえますか、そういうものを見つけていかなきゃならないというふうに思っておりますので、以上に人の連携を図りながら、観光事業に進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

そういう方向で進めていただきたいと思います。それから、東市来のえぐち家が3月に閉店しましたが、それ以外の本市内の小規模宿泊施設も後継者不足等で廃業に追い込まれるケースも多いのが実情です。市長はこの市内宿泊施設の現状をどう認識し、どう対応していきますか。

また、本市ではスポーツ合宿に力を入れており、ビジネスホテルが少ないですが、この現状を具体的にどう改善していきますか。

これに関連して、本市観光協会の宿泊施設のホームページを充実させていくべきと思いますが、どうされていくでしょうか、教えてください。

○市長（宮路高光君）

特にえぐち家が休業したのは大きな痛手であったというふうには思っておりますけど、コロナ禍の中におきまして、会社としても苦渋の選択だったというふうには思っております。今、11月から昼間だけの営業もしてお

りまして、今後特に合宿等もありますので、それに合わせて徐々に事業を展開していくというふうにはお伺いしております。ほかにもいろいろとこういうコロナ時期におきまして、廃業せざるを得なくなっているところもあるやには聞いておりますので、今後、詳しい実態調査等もやっていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

これからは、1問目の答弁に対してさらに詳しく突っ込んで質問していきます。

まず、新型コロナウイルス発生後の本市の観光振興の課題については、長引く影響に対する支援や誘客回復策など官民一体となって取り組む必要があるものと考えておりますとの答弁でした。本市としては、官民一体となって、この点にどのように取り組んでいくつもりなのか、具体的にわかりやすく教えてください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

観光業は幅広い業種であります。業種別に細やかな対策を講じてきたところでありますけれども、まだまだ収束のめどが立たない状況でございますので、今後も関係機関等と連携して、事業者の声を聴きながら、支援や対策を講じる必要があるというふうに考えているところです。

○20番（田畑純二君）

そのように努めていただきたいと思います。

それで、2番目なんですけども、いちき串木野市のように、本市においても市内業者と連携して体験型観光はできないかという質問に対しては、観光協会や関係団体等と連携した着地型観光の開発を推進したいと考えておりますとの答弁でした。

いちき串木野市では、体験プログラム一覧表をつくっております。そして、議長の許可も得たんで、こういう、「そうだ、地元泊まろう、地元ときめく旅キャンペーン体験プ

プログラム一覧」ということで、これで体験名とか、予約とか、いろんな体験の進め方ポイントとかいうのをやっております。その中で、マグロ冷凍庫体験、あなたもマグロの気持ちになってマイナス60℃の世界を体験してみよう、みなとまち風景、巨大クレーンのある造船所見学、見学記念品プレゼント、亀崎染工、ミニ大漁旗染色とか、ちりめんじゃこ、あっ！という間におせんべい、花ちりめんプレス体験、こういうのをやっております。それで、本市においても、こういう独自のこのことも参考にしながら、本市独自の地域に根差した着地型観光の開発を観光協会や関係団体等とも連携して推進していくべきですが、今後具体的にどのように進めていくのか答弁願います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほども申し上げましたとおり、近場観光への需要がますます高まる中、地域資源の磨き上げ、それから新たな商品開発等を行いながら、多角的な誘客促進につなげ、着地型の観光の推進を強化したいというふうに考えているところです。

○20番（田畑純二君）

そのように進めていただきたいと思います。

それから、3番目の戦国島津体験館「よしとし軍議場」については12月3日の南日本新聞に次のような記事がありました。こういう記事がありまして、写真付きの「戦国武者になろう」日吉に体験施設、日置市日吉町吉利に11月29日、市の戦国武者体験館「よしとし軍議場」がオープンした。旧吉利地区公民館を昨夏、住民らが戦国時代風に改装。甲冑40着を用意、来場者は着用して近隣を散策し、撮影などを楽しめる。地域おこし協力隊の山崎将也さん（30）が常駐する。初日は記念式典があり、住民ら約50人が参加した。

こういう記事が載っておったんですけども、

こういうあれに対して、先ほどの答弁も新たな観光スポットとしての誘客と体験型観光施設としての利用促進を図りながら、地域と地域をつなぐハブ的役割を担った施設として運用してまいりたいと考えているとの答弁でした。せっかく開設されたこのよしとし軍議場が本市の観光振興と地域の活性化にも大きく役立つことを期待いたしますが、市長の認識と見解、支援体制を伺います。

○市長（宮路高光君）

先般オープンをさせていただき、地域の皆様方と一緒に開所式をさせていただきました。その中におきまして、特に今着地型体験といえますか、そういうことを含めて、このよしとし軍議場もその一角になるというふうに思っておりますので、今後とも地元と一緒に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

5番目の質問に対しては、着地型観光も含め、観光協会や関係団体とも協議してまいりたいと考えておるとの答弁でした。私は、11月27日、東市来東郷茂徳記念館近くの美山商店を訪問し、地域おこし協力隊員の伊藤明子様と面談しました。45歳の彼女はそこに県外から来て一年半たつとのことで、毎日懸命に観光業に取り組んでおられることに敬意を表したいと思います。

美山観光をより充実させ、提案しましたような観光ルートや着地型観光を実現するためにも、本市の商工観光課や観光協会、本市商工会等関係団体が集まって一つにつながるような機会と場所をつくってうまく連携されていくことを強く希望いたします。これに対する市長の見解と認識、方針をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今まで以上に連携しながら、特に協力隊員の方と地域とまたコラボしながら進めさせて

いければいいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

これからは、今までの質問とは違った別の視点からお伺いいたします。議長の許可を得ておるんですが、このようなひおき時間を楽しもうキャンペーン、日置市宿泊業者応援企画、鹿児島県民対象、対象期間は8月17日から12月30日までとなっておりますが、この利用状況と効果はどう出ておりますか。わかりやすく詳細に教えてください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

本キャンペーンにつきましては、運用開始当初から県内各地からお申込みいただいております。12月4日現在では3,473名のお申し込みをいただいているところです。国のGoToトラベル等の相乗効果もあるというふうに認識しているところです。

○20番（田畑純二君）

それと、今度は、皆様よくご存じだと思うんですけども、ひおき武将隊の今後の取組はどうしていきますか。また、その掲げる観光、ひおき時間を楽しもうの効果は具体的にどのように出ておりますか、教えてください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

このひおき観光PR武将隊プロジェクトにつきましては、武将隊を活用しながら、今後も横断的な取組を行うとともに、戦国島津ゆかりの地であることを内外に発信することで、関係人口の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

えぐち家の閉店で影響があると思われる、大型宿泊施設の吹上砂丘荘の今後と、2023年の国体時の本市の受入れ、宿泊施設の見通しをお尋ねいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほども述べましたように、長引く新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続くと思われるので、厳しい経営状況になると予測

しているところです。また、国体開催時の受入れにつきましては、関係部署とも連携を密にしまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

政府は観光支援事業、GoToトラベルで全国の観光事業者を喚起しようとしております。それで、本市ではこのような支援事業による効果はどう出ているのでしょうか。また、政府はこの支援事業を当初予定の来年1月から6月まで延長する方針のようですが、これに対する本市の対処方法も合わせて教えてください。

○商工観光課長（久木崎勇君）

本市といたしましては、GoToトラベル等の併用ができることから、多くの申し込みをいただいております。宿泊事業者だけではなく、仕入れやお土産等、地域経済への一助となっていると考えておりまして、また、新型コロナウイルス感染症の拡大も考慮しまして、この利用期間を延長することを検討しているところでございます。

○20番（田畑純二君）

せつかくのこういう支援事業ですから、これをうまく活用して、日置市の観光業界にとっても何らかのメリットがあるように、ますます努力していただきたいと思っております。

それから、ちょっと別の観点から申しませども、ワーケーションという言葉がございまして、ワークとバケーションを組み合わせた事業であります。それでこのワーケーションを含むリモート勤務の形態は、コロナと共生するウィズコロナの時流にも沿うと言われております。また、農村地域の魅力を発揮するグリーンツーリズムにも最近注目が集まっております。本市でもこのようなワーケーションの誘客を国民一体となって推進し、グリーンツーリズムを取り入れて、新しい観光地めぐりも検討していくべきだと私は思いま

す。市長はこれらをどう認識し、本市行政の中で今後この2つの方法をどう進めていくか、市長の見解と方針を伺います。

○市長（宮路高光君）

コロナ禍におきます都市部からの新しい受入れ方法でございますので、市といたしましてもこのことは推進していきたいと思っています。

○20番（田畑純二君）

今度は、女性が活躍できる社会について、答弁をいただきましたので、その答弁についてさらに突っ込んで質問していきます。先ほどの答弁の中で、諸制度の周知、啓発を今後具体的に誰に対してどう実行するつもりなのか、わかりやすく教えてください。

○企画課長（内山良弘君）

男女共同参画につきましては、昨年条例施行に伴いまして、それぞれ制度の周知を行ってきております。中でも各地域の自治会長連絡会でも説明をさせていただいてきたところでございます。あと、就業環境の整備促進という面では、やはり事業所、企業という部分への周知も必要だという部分からも、企業の方が集まる異業種交流懇話会でも、国の女性活躍推進法に基づきますえるばし認定制度などの制度の周知も行ってきましたので、今後も引き続きこのような形で周知を図っていきながら、広報紙、それからホームページ等でも、理解を図っていただくよう意識の啓発を行っていきたいと考えております。

○20番（田畑純二君）

じゃあ、そういうのにますます進めていただきたいと思います。

それで、今度は、日置市女性センター銀天街のことについてお伺いいたします。私は11月25日に訪問して、パート職員の2名の女性の方と面談しました。この南日本銀行の空き店舗を利用して5年目で、利用者は月単位で100人ぐらいとのことでした。この

問題で私が聞いたことと感じましたこと、現時点でいろいろ問題点はあるんですけども、もう時間が来ますので、その詳細は省きますが、ここのパート職員と本庁企画課の担当者が毎月定例の会合を持っているので、問題点解決の仕方も話し合われたと思います。市長はこれらの問題点、課題解決のためにも、この女性センターを他の場所に移すことを今後検討し、市としてこの機能をますます充実させていく考えはないでしょうか。市長の見解と今後の方針対策を伺います。

○市長（宮路高光君）

特に女性センターの銀天街におきましては、空き店舗の活用という部分の中で務めさせていただきました。今後いろいろと不便が生じているのか、また、それぞれ担当とそれぞれの方と話し合いをして進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

女性の独り親世帯に対しての答弁はありましたんですけども、厚生労働省の調査によりますと、子ども7人に1人程度が貧困状況で暮らしていることになっており、特に深刻なのは、母子家庭などの独り親世帯の貧困であります。

本市での母子家庭での独り親世帯の貧困の実態はどうでしょうか。また、市として今後この実態にどう対処していくつもりなのか、今後の方針方策を具体的に示してください。

○福祉課長（有村弘貴君）

生活保護を現在受けております350世帯ほどのうち、1割が独り親世帯に分類をされております。市といたしましては、児童扶養手当の給付を初め、母子家庭自立支援給付金による国家資格取得の支援のほか、子育て世代包括センター等によります相談で引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○20番（田畑純二君）

今度は消防本部のことなんですけども、私

は11月25日に消防本部を訪問して、消防庁と担当者と面談しました。それで、その回答は、ありましたように、今後、令和7年度に女性消防職員の採用試験を行い、答弁にありましたように、令和8年度当初まで複数採用する計画になっているとのことでした。このような計画は予定どおり進むことを私は強く期待しておりますが、もしできれば、この採用時期をもっと早めるようなことはできないのか、もっと早めてもいいんじゃないかと要望しますが、市長の見解と方針をお示しください。

○市長（宮路高光君）

特に消防署の改築といいますが、そういうものを基本的にしながら、そういう改築は済んだものというふうに考えておりますので、年度的にその改築を早く済めば採用のほうも並行しながら進めていきたいというふうには思っております。

○20番（田畑純二君）

今度は、時間が来ているんですけども、女性が活躍できる日置市をつくるために、今までとは違った角度、観点から質問いたします。本市では、子育て支援と保育サービスをどう評価し、待機児童問題に終止符を打ち、児童相談所を設置したりして、子どもを生むハードルをどのようにして下げていくつもりでしょうか。子育てしやすい環境整備について、具体的詳細でわかりやすい答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

○福祉課長（有村弘貴君）

子育ての相談に総合的に対応する窓口といたしまして、健康保険課と福祉課に設置しております子育て世代包括支援センターチャイまるを中心に、地域子育て支援センターや子ども支援センター、各種子育て支援施設、鹿児島中央児童相談所等との連携を一層深めて対応してまいりたいと考えております。

△日程第2 議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は11月24日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、11月25日に委員会を開催し、総務企画部長及び担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ18億3,784万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ369億578万8,000円とするものであります。

今回の予算の当委員会に関する歳入の主なものの概要を申し上げます。

15款国庫支出金は、消防費国庫補助金で、消防団設備整備費補助金の減額に伴う26万1,000円の減額、16款県支出金の商工費県補助金151万2,000円は小松帯刀没後150年記念事業中止に伴う減。

総務費県委託金の255万8,000円は鹿児島県知事選挙委託金の交付見込に伴う減。

18款寄附金は一般寄附金5億1,500万円、指定寄附金4億8,600万円、企業版ふるさと納税250万円が実績見込みに伴う増額であります。

19款繰入金金は調整のための財政調整基金

の繰入金 8 億 1,679 万 3,000 円の増、地域づくり推進基金 171 万 5,000 円は地区公民館ロードミラーなど設置による組替えに伴う減額であります。

21 款諸収入の 58 万円の減は、海水浴場開設中止に伴う利用料収入の減と、消防団福祉共済加入者減少に伴う減であります。

22 款市債の 8,100 万円の減は、事業確定に伴う減であります。

次に歳出の主なものを申し上げます。

総務課・選挙管理委員会関係では、県知事選挙実績に伴う減額補正等であります。

財政管財課所管では、積立金の預金利子実績見込みに伴う 37 万 8,000 円の減であります。

企画課所管では、姉妹友好国際交流事業費の韓国南原市訪問、マレーシア親善大使派遣事業中止及びオリンピック聖火リレー延期に伴う減額補正と、地域情報化推進事業費の高度無線環境整備推進事業費一部負担金確定に伴う減額補正でありました。これは、中川・永吉交換局の事業費確定によるものであります。

地域づくり課所管では、地区公民館管理費で、扇尾地区公民館の消防立入り検査指摘事項に伴う施設維持修繕料 127 万 7,000 円及び、日新地区公民館簡易トイレリース料等 31 万 4,000 円の増。振興計画推進費では、ハード事業の組替えなどであります。

税務課関係では、賦課徴収費で、還付金増に伴う 265 万円の増額でありました。これは、市税等の更正により発生した過誤納金を返納するため計上したものであります。

商工観光課所管では、商工業振興費で、ふるさと納税関連の経費が各科目において大幅に追加されましたが、ふるさと納税寄附金の見込みが 10 億円余り伸びたことで、これにかかわる所要の経費が合計で 6 億 2,471 万 4,000 円計上したものであります。

また、観光費では、新型コロナウイルス感染拡大により、小松帯刀没後 150 年記念事業や、その他イベントの中止、江口浜海水浴場の開設中止を余儀なくされたため、それぞれの経費を減額計上したものであります。

また、国民宿舎及び健康交流館の特別会計への繰り出し金では、新型コロナウイルス感染拡大が利用者減少に大きく影響しており、国民宿舎事業特別会計で、3,816 万 2,000 円、健康交流館特別会計で 1,366 万 3,000 円を計上したものであります。

次に消防費では、常備消防費、非常備消防費及び消防施設費は行事の中止並びに計画された事業費の執行額確定により減額するものであります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

財政管財課関係では、借入れ利子の減額について、63 件が低金利で借入れができたとのことであったが、利率の設定はどうだったのか。との問いに、今年度 39 億円借り入れて、当初予算では 0.5% から 1.0% の間の設定であったが、0.003% から 0.22% の間で借入れができたとの答弁。

また、9 月補正で、令和 2 年度末の財政調整基金残高は、災害などが発生しなければ、約 29 億円になる予定であると説明されたが、今回の補正では、基金残高が 17 億 9,000 万円である。29 億円という予定は変わっていないのかとの問いに、今回の補正で、約 8 億円取り崩しているが、内容はふるさと納税の関連経費であり、令和 2 年度末の財政調整基金残高は約 20 億円と見込んでいる。9 月補正時点での見込みより 9 億円少なくなるが、いっぽうで、まちづくり応援基金の残高は約 10 億円増えることとなるとの答弁。

企画課関係では、国際交流について、このような事態だからこそ、できる交流があると思われるが、日置市として取り組んでいるこ

とはないのかとの問いに、交流先とは、開催について調整したが、断念した。国際交流員を通して、学校に対して国際交流の文化の周知をしていくといった活動をしているところであるとの答弁。

地域づくり課関係では、平鹿倉の3自治会が統合したわけであるが、補助金を支出して、自治会の人たちはどの様に使用するのか。地域づくり課は自治会と今後について協議したのか。また、自治会統合の際は吹上支所地域振興課との連携はとっていたのかとの問いに、今回の自治会統合については、吹上支所地域振興課が主に支援している。交付金の要綱等の考え方については、協議したところである。交付金の使い道については、今後検証していきたいと考えているとの答弁。

商工観光課関係では、国民宿舎、健康交流館の繰り出し金の計上があるが、現在の利用状況はとの問いに、影響が大きかったのは、緊急事態宣言の間である。休館にしたり、食事については、テイクアウトを行う等の手立てを行ってきたが、8月以降については、「Go To キャンペーン」や「ひおき時間を楽しもう」という事業を行うことで、徐々に回復傾向にあるとの答弁。

消防本部関係では、最近枯草火災が多いのだが、農村部の野焼きの指導等はどのように行っているのかとの問いに、指導については、防災無線による啓発、広報紙、車両広報を行っている。自治会で防災訓練、防火訓練が増えているので、その際には必ず届出の呼びかけを行っている。ただ、農作業に係る枯草の焼却は認められているので、消火準備の徹底や、風の吹く日は燃やさないということなどを指導している。啓発の手法などについては今後また協議していきたいとの答弁。

他にも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。自由討議を行ったところ、国際交流事業などにおいては、リ

モートなどの手法を取り入れて、新しい生活様式に対応していく事業展開も必要なのではないかという指摘も出されました。

その後討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）の総務企画常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま、議題となっております議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、11月25日、26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要について、総括説明いたします。

市民福祉部所管に係る2款、総務費では、戸籍住民基本台帳費で21万9,000円を増額し、総額1億5,641万6,000円に。

3款、民生費では、社会福祉費で1億5,088万6,000円、児童福祉費で1億1,375万7,000円、生活保護費で1,312万4,000円、合計2億7,776万7,000円を増額し、総額88億5,203万2,000円に。

4款、衛生費では、保健衛生費で2,009万

4,000円を増額、清掃費では131万5,000円を減額し、計1,877万9,000円の増額で、総額37億7,940万3,000円となっております。

なお、追加補正後の予算額には、水道事業等への補助金等2億4,034万2,000円が含まれており、市民福祉部の所管する補正額は、総額35億3,906万1,000円となっております。

次に、教育委員会所管に係る10款、教育費では、1,654万5,000円を減額し、総額31億863万9,000円に。

11款、文教施設災害復旧費では、319万3,000円を増額し、総額1,803万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて、ご報告いたします。

市民生活課所管分では、衛生費国庫補助金の浄化槽設置整備事業国庫補助金1,475万6,000円の増額は、年間147基の浄化槽設置を見込んでいたが、155基へと増加設置が見込まれ、また、単独槽からの転換基数も大幅な増加が見込まれることから、補助率を3分の1から2分の1へ見直しを行ったことに伴うものであります。

福祉課所管分では、民生費国庫負担金の社会福祉費国庫負担金6,583万8,000円の増額は、障がい者自立支援給付金3,076万1,000円、障がい児通所給付費3,490万7,000円などの増額計上で、補助率は2分の1であります。

同じく、児童福祉費国庫補助金108万1,000円の増額は、独り親世帯臨時特別給付金事業費で歳出見込み増額に伴う106万円などの増額計上で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出の主なものについて、ご報告いたします。

市民生活課所管分では、環境衛生費の負担

金、補助及び交付金で投資的経費のものに1,736万1,000円を増額計上。内容は、さきに述べた浄化槽設置整備事業費で単独槽からの転換基数の増加に伴うものであります。

福祉課所管分では、社会福祉総務費の扶助費の障がい児通所給付費では、8,025万6,000円を増額計上。発達障がい等の児童に対する児童発達支援や放課後デイサービスへの給付費が、令和元年度実績比で対象児童が年間1割以上増加する傾向にあり、さらには、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休業時の受入れ等も重なり、給付費の伸びが予想されるためであります。

また、障がい者自立支援給付費では、6,152万2,000円を増額計上。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、在宅福祉が減少傾向にある一方、障がい程度の重症化とも相まった施設での生活介護のほか、精神等の地域移行支援施策により、就労支援や共同生活支援が増加したことや、給付単価の引き上げ等が要因であります。

さらに、児童措置費では、扶助費の保育所運営費で、公定価格の改定に伴う積算見直し等により9,557万7,000円を増額計上。公定価格の引き上げや認定こども園等に対する施設型給付費が見込みより増加したことによるものであります。

健康保険課所管分では、保健センター管理費の需用費の施設維持修繕料で、19万1,000円を増額計上。日吉保健センター浄化槽の漏水修繕に伴うもので、規定予算の15万円と合わせて総額34万1,000円であります。

また、後期高齢者医療費の繰出金では、123万2,000円を増額計上。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、システム改修を行うためのものであります。

次に、教育委員会の教育総務課・学校教育課所管分では、学校管理費の工事請負費では、

伊集院北中学校手摺設置工事及び、花田小学校・吹上中学校プール水用の深井戸ポンプ揚水管の取換え工事に伴い、298万4,000円の増額計上であります。伊集院北中学校の手すり設置工事は、来年度入学する障がいを持つ生徒のための補修工事であります。

社会教育課所管分では、体育施設費の需用費の修繕料及び施設維持修繕料では、計77万4,000円の増額計上。伊集院総合公園陸上競技場内にある走り高跳び用マットカバーの取換えと、野球場のスコアボード操作盤の電源装置取換えに伴うもので、操作盤には主と副の2つがあり、現在、主のほうに故障しており、緊急用の副で対応している状況である。

また、体育施設災害復旧費の工事請負費では319万3,000円を増額計上。吹上浜公園テニスコートの休憩所と野球場ブルベンの天幕が台風10号により被災したため、修繕を行うものであります。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

市民生活課関係では、委員より、浄化槽設置整備事業の補助金が3分の1から2分の1になったのはなぜかとの問いに、単独浄化槽から合併浄化槽への転換基数の割合が増えてきており、事業費の規定の6割を超えると補助率が2分の1になるためであると答弁。

福祉課関係では、委員より、扶助費の給付費が増加しているが、どのような算出根拠かとの問いに、障害者自立支援給付費の報酬改定によるものと、コロナ関連による在宅介護や施設介護サービスの割合が増加したことによるものである。

また、児童通所給付費については、新規対象者として昨年度と比較して25人程度、約1.6倍の申請が見込まれ、1人当たり約20万円の給付が見込まれるため増額計上したものであると答弁。

委員より、独り親世帯の臨時特別給付金の対象条件に入らない方がいるのかとの問いに、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方が対象である。受給者でも所得制限があり、所得制限限度額をオーバーする方は対象外となるとの答弁。

健康保険課関係では、委員より、日吉センター管理費について、現在はどこが維持管理しているのかとの問いに、従来は、日吉保健センターとデイサービスセンターを一本化で管理していたが、令和2年度からデイサービスセンターが休止しており、保健センター部分は保健センター管理費で、その他は指定管理者である社会福祉協議会が維持管理しているとの答弁。

次に、教育総務課・学校教育課関係では、委員より、給食センター配送車の所管替えの理由はとの問いに、伊集院給食センターの配送車が老朽化しており、新規で購入を要望していたが、日吉地域の学校統廃合により配送車に1台空きが出たため、老朽化した配送車を廃車し、利活用したとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております「議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）」につきまして、産業建設常任

委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、11月25日に委員全員出席のもと委員会を開催。農業次世代人材投資事業に関連する2か所の現地調査を行い、産業建設部長及び各担当課長など、当局の説明を求め質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

まず、6款農林水産業費は、総額2,074万7,000円の増額補正。

次に、8款土木費は、総額250万4,000円の減額補正。

11款災害復旧費は、総額348万8,000円の増額補正であります。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

16款農林水産業費県補助金で農地集積協力金事業費県補助金98万8,000円の増額補正。農業次世代人材投資事業費県補助金、150万円の増額補正となっております。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農林水産課に係る農業費で、新産業創出支援事業におけるオリーブ実証圃の台風被害の倒木復旧作業に使用した木杭を補充するもので、37万5,000円の増額補正。農業振興費の市単独で農業振興育成事業費として、焼耐用麴米助成金の作付面積確定と収入保険制度推進事業利用者の増加に伴い1,560万9,000円の増額補正。農業次世代人材投資事業費で2名分の各半期分の追加内示に伴い150万円の増額補正などあります。

また、農地整備課に係る農地費の使用料及び賃借料では、日吉支所の大型プリンター更新などに伴い7万2,000円の増額補正であります。

8款道路維持費の需用費における燃料費で、日吉地域の浜崖浸水防止作業用大型重機燃料

代として13万9,000円の増額補正であります。

工事請負費と負担金補助金及び交付金は、本年度鹿児島県が大里川河川護岸工事を施行しないことにより、負担金が発生しなかったために負担金から工事請負費へ100万円組み替えするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、建設課関係では、委員より、土木総務費の道路維持費の燃料費で13万9,000円が計上されている。大型重機の燃料代として日吉の浜崖浸食防止作業とあるが、どのような作業をするのかとの問いに、市道の流末排水路等が閉塞するのを解消するための重機の燃料代である。吹上地区海岸クリーンアップ事業で重機の借り上げ代は負担されており、今回は冬場に毎年、河口の閉塞が想定されるために燃料費だけを計上したものであるとの答弁。

次に、農林水産課関係では、委員より、農地集積協力金事業費は地域で単価が違うが、理由はどのようなことか。またその基準は県が決めたものかとの問いに、全体に対して何%集積できたかということで単価が違う。4%以上が1万円、30%以上が2万2,000円となっている。これは国が決めた基準となっているとの答弁。

また委員より、農業振興費の需用費で、台風被害による倒木復旧に伴う補正が37万5,000円計上されている。これはオリーブのことであると思うが、市民のオリーブの木も対象となっているのかとの問いに対し、これは市の圃場分の予算であるとの答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、今回、日吉支所の大型プリンター・スキャナーの更新予算が出ているが、これは課ごとに持っているのかとの問いに、本庁は建設課の予算で1台、残りの3支所は産業建設課で1台ずつ持っているとの答弁。

この他にも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行いました。その中で現地調査に関連する意見が出されました。

今回は、現地調査として新規就農者2人のソリダゴ経営の現地を訪れて調査を行いました。千葉県、埼玉県から来られた方々で、お二人とも、これまでは農業に関わる仕事はされていないということでした。

お一人は都会には土地がないということで、両親が日置市出身であり、先祖の土地もあるとのことで3年前に日置市にて農業をしようと来鹿。また、もう一人の方は、鹿児島島の農業公社と縁があり、鹿児島は暖かく、冬場の作業も辛くないとの考えで日置市に来られたようです。

新規就農者に対する支援として、準備型は国庫補助金を県が直接支払うもので年150万円、期限が2年間。おおよそ農業法人での就業か農業の自立をすることが要件。開始型は、国庫補助金を県を通して市が支払うもので、同じく年150万円で期限は5年間、自立経営する事が要件であるというものがあります。

この方々も他県からの移住者であり、移住定住を担当する地域づくり課とは所管は違いますが、今後、課を越えて移住定住の視点に農業をしたい方への情報も、さらに深めてPRできないものかとの意見もあり、その視点で新規の漁業者の調査も加えて、閉会中の所管事務調査で調査を行いたいとの活発な意見が出ました。

自由討議を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わり

ます。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号令和2年度日置市一般会計補正予算（第11号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第4 議案第78号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第5 議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第3、議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第5、議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告

を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま一括議題となっております議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の3件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、翌25日に当委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、健康保険課長及び介護保険課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,165万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億779万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保健給付費等交付金の普通交付金で、1億882万6,000円を増額計上。保健給付費相当分に当たる県交付金の給付見込額を算出しことに伴うものであります。

また、災害等臨時特例補助金では、356万2,000円を増額計上。新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した被保険者等の保険税減免分について、国庫補助金から補助されることに伴うものであります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金の負担金4,759万6,000円及び一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金の負担金6,338万

6,000円の増額補正につきまして、それぞれ年間の給付見込額を算定したことに伴うものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、災害等臨時特例補助金の新型コロナウイルス感染症対応分に伴う国民健康保険税減免の特例措置分356万2,000円は、どのような算出根拠か。また、減免申請された世帯はあるのかとの問いに、災害等臨時特例補助金の積算根拠は、保険税減免予定額の10分の6で積算を行い計上した。残り10分の4は、国の特別調整交付金で対応する。現在、20世帯分の申請があるとの答弁。

委員より、これからインフルエンザの時期になるが、コロナ対策とインフルエンザ対策、両方の対策として特に予算計上はないようだが、対策はどう考えているかとの問いに、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が危惧されるが、現在、県内のインフルエンザ罹患状況は、10月が5件、11月はまだ確認されていない状況である。昨年度は、10月に約1,000件の発生があり、極端に数字が違うが、コロナの衛生対策が効果に働いているのではと予想される。

予算については、現段階では新規に計上していないが、今後、医師会との連携により、市内の医療機関においてPCR検査に伴う検体の採取ができる協力医療機関として、複数の医療機関が手を上げていただいている状況等もあるため、その際は、防護服やフェイスシールドなどの購入をし、配布を予定しているとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第78号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご報告申し上げます。

介護保険特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,236万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険事業費国庫補助金の介護保険システム改修事業補助金で133万1,000円を増額計上。補助率は2分の1であり、残りの2分の1は、その他繰入金より同額の133万1,000円を増額計上しております。これは、介護報酬改定等によるシステム改修に伴うものであります。

また、介護保険保険者努力支援交付金で1,178万1,000円を増額計上。これは、令和2年度に新たに創設された交付金で、介護予防や健康づくり事業の取り組みを促進・増加させる保険者に対し交付される交付金であります。

歳出の主なものは、一般管理費の委託料で、先に述べた介護報酬改定等に係るシステム改修に伴う補正266万2,000円を増額計上であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、新型コロナの関係で、介護支援専門員や相談員等の派遣ができなかったなど、介護保険事業の運営へは影響はなかったかとの問いに、介護サービス相談員等の施設への訪問については、面会制限はあったが、他の事業の実施については、大きな影響はなかった。

また、給付費について特に減ってはいないので、事業所がしっかりと感染予防対策を行いながら、事業運営されている状況であると考える。

なお、介護認定審査会については、市内で感染者が確認された場合は、書面会議に変更

している。会議・研修会等は、感染予防対策を徹底して開催している状況であり、運営について支障はないとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,468万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金123万2,000円を増額計上であります。これは、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、高齢者医療制度の見直し等に係るシステム改修に伴うものであります。

歳出の主なものは、一般管理費の委託料で123万2,000円を増額計上しております。先ほど歳入でありました高齢者医療制度の見直し等に係るシステム改修に伴うものであります。

当局の説明で了承し、特に質疑はなく、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を

一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第76号令和2年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第77号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第6、議案第76号令和2年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第7、議案第77号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第76号日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第2号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る11月24日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、11月25日に委員会を開催し、総務企画部長及び商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1,732万2,000円を減

額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8,340万円とするものであります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大により、宿泊やレストランの利用者減の見込みにより減額するものであります。

歳出に係る主なものを申し上げます。

総務管理費で、報酬及び職員手当3人分の人件費、寝具などの賃借料などで548万1,000円を減額し、一般事業費では食材に係る賄材料費など、1,184万1,000円を減額するものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

雇用人数調整に伴う補正が計上されているが、内容はどうか。また、今後忙しくなってくれば人員が足らなくなってくるのではないかとの問いに、令和元年度中に3名が自主的に退職された。その後補充採用は行っていない。今後も現状の体制で運営していく。業務を兼務して対応しているところであるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万7,000円を減額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ1億2,466万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は国民宿舎と同様、新型コロナウイルス感染症拡大により、合宿のキャンセルや食事、プール、入浴の利用者減の見込みにより減額するものであります。

歳出の主なものをご報告いたします。

経営費において、共済費、消耗品費、賄い材料費など334万7,000円減額するものであります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

9月までの実績で補正を行っているとの説明があったが、9月以降についての見込みはどうかとの問いに、9月以降は合宿の予約も入ってきている。社会人の団体予約も入ってきた。プール利用についても短期スイミング教室開催などで努力しているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承した後、自由討論を行いました。

委員から、このコロナ禍の終息後には、必ず反動も出てくる。イベントや宿泊については、受け入れられる体制づくりが今の段階で必要なことであるという意見が出されました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

先ほど令和元年度と申し上げましたが、令和2年度の間違いでございました。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

76号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第80号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

△日程第9 議案第81号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第8、議案第80号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第9、議案第81号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第80号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催。質疑、討論、採決を行いました。

今回は、来年度に向けた債務負担行為の設定のみの補正予算になっており、特に質疑等はありませんでした。

その後討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）については、全会一致で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第81号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催。質疑、討論、採決を行いました。

こちらも、来年度に向けた債務負担行為の設定のみの補正予算になっており、特に質疑等はありませんでした。

その後討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号令和2年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第84号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（漆島政人君）

日程第10、議案第84号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第84号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてであります。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合の組織をする地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第84号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について補足説明をいたします。

提案内容は、大島農業共済組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したので、提案するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

規約の内容変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2の中の「大島農業共済組合」を削除するものであります。

削除の理由といたしましては、鹿児島県内の7つの農業共済組合と大島農業共済組合が令和3年4月1日に合併することにより、これまで大島農業共済組合が加盟していた鹿児

島縣市町村総合事務組合を脱退することとなったことによります。

なお、合併後の新組合名称は「鹿児島県農業共済組合」となり、改正後の規約は令和3年4月1日からの施行されることとなります。

以上が、議案第84号の補足説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日置市一般会計補正予算
(第12号)

○議長（漆島政人君）

日程第11、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第85号は、令和2年日置市一般会計補正予算(第12号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,914万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億8,492万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う予算措置で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、感染症対策経費のほか、指定寄附金増に伴う図書購入費など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、国庫支出金で国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金増額、商工費の国庫補助金では、誘客多角化等滞在コンテンツ造成事業費補助金の減額により5,616万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、商工費県補助金で、宿泊施設感染防止対策支援事業費県補助金の減額により350万4,000円を減額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金で100万円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により2,547万7,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、民生費で、70歳以上の希望者に対する温泉入浴助成に

伴うひおき健やか憩いの湯事業費や、福祉センター費でタイルカーペット張替え及びトイレ洋式等の増額などにより694万5,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、健康診断時の感染症対策備品購入に伴う保健事業費や各地域保健センターの抗菌量への表替え及びトイレ洋式化への増額など604万6,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、特産品消費拡大推進事業費の増額や農村センター及び農産物直売所のトイレ洋式化への増額など291万2,000円を増額計上いたしました。

商工費では、商工業振興費のプレミアム付商品券事業補助金及び中小企業者等支援事業費などの執行見込みによる減額や、地域経済活動支援事業補助金の増額などにより6,017万1,000円を減額計上いたしました。

消防費では、常備消防費では、消防本部職員の消防活動における備品購入費や災害対策費の災害発生時の避難所における備品購入費の増額など1,898万5,000円を増額計上いたしました。

教育費では、小中学校の感染症対策品購入経費や空調設備及びトイレ洋式化等に伴う学校管理費の増額、歴史民俗資料館の空調設置工事、吹上中央公民館及び吹上浜公園体育館の自動ドア修繕等による増額など1億442万3,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第85号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号

は、各常任委員会に分割付託いたします。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後0時37分散会

第 6 号 (1 2 月 2 1 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第64号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第72号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第 3	議案第85号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）
日程第 4	陳情第 7号 安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書
日程第 5	議案第86号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）
日程第 6	閉会中の継続審査申し出について
日程第 7	閉会中の継続調査申し出について
日程第 8	議員派遣の件について
日程第 9	所管事務調査結果報告について

本会議（12月21日）（月曜）

出席議員 21名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	13番	下御領昭博君
14番	山口初美さん	15番	西蘭典子さん
16番	門松慶一君	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	大園貴文君
20番	田畑純二君	21番	池満渉君
22番	漆島政人君		

欠席議員 1名

12番 黒田澄子さん

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君
社会教育課長 横枕広幸君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第64号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第64号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。ただいま、議題となっております、議案第64号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は、去る11月24日の本会議におきまして、本委員会に付託され、翌25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長、社会教育課長など当局の説明を求め、さらに翌26日に現地調査を行い、質疑・討論・採決を行いました。

指定管理者の候補者団体の名称は、株式会社日本水泳振興会であります。

選定経緯につきましては、合計3回の選定委員会を開催し、今後の施設の方向性及び運営方針、改修整備計画などを示していただき、面接審査の結果、現在の候補者がこれまで堅実な管理運営を継続していることから、引き

続き指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

内容の主なものをご報告いたします。

指定管理候補者の株式会社日本水泳振興会は、昭和54年に法人化し、全国で約60か所の公共・民間のスポーツ施設で、スイミングスクールやフィットネスクラブ等の管理運営業務を行っており、日置市B&G東市来海洋センターの指定管理は、平成20年から現在まで3期13年間にわたり管理運営を行っております。

B&G東市来海洋センター施設の設置時期は、体育館・プールが昭和61年4月、庭球場が61年8月、相撲場が62年7月となっており、設置後35年が経過しております。

年間の平均利用者数は、平成19年度の直営時が約7万6,200人でありましたが、指定管理後の平成23年から27年度の第2期が約10万500人と10万人を超えております。平成28年から令和元年度までの第3期は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響もあり減少しておりますが、それでも約5万6,700人と安定した利用者数を確保しております。令和3年度から7年度までの第4期では12万人の利用者を目標にしております。

指定管理料を除く期別の年間平均収入状況は、平成19年度の直営時1,132万円より期別ごとに増加し、第3期は2,278万円となっております。

また、期別の年間平均収支状況は、直営時のマイナス3,752万円から指定管理料を含めた第3期ではプラス162万円となっております。

施設の大規模修繕等については、これまでプールの温水化改修工事、体育館の屋根や

2回目のプール塗装などを行っていますが、事業費の8,000万円の約2分の1は、B&G財団からの助成金であります。

その他、1件30万円以下の施設修繕については、現在の指定管理者である日本水泳振興会が実施しているところであります。

今後の施設整備計画としては、プールろ過機装置、ポンプ、温水タンク用コンプレッサー等の設備更新が考えられ、事業費は約1,700万円を想定しております。

今後も、B&G財団からの助成金も活用しながら、整備を進めていく予定であります。

指定管理料について、令和3年から7年度までの第4期分が、第3期分から約1,200万円増額し、2,784万円となっている理由として、令和3年度以降の運営方針として利用者ニーズを分析し、気軽に参加できるイベントや教室を展開していく計画であります。新規自主事業の導入による人件費の増額や老朽化している施設の維持管理費の増額が主な要因であります。

新規自主事業では、B&G感謝祭、子どもの長期体験型活動、水中運動会などを計画し、年間を通して利用促進を図る予定であります。

さらに、利便性の向上として、フリーWi-Fi、熱中症対策の指数掲示板、それからスケジュール掲示板等の設置も検討しております。

最後に、指定管理期間5年間の考え方については、非公募や維持管理業務が中心となる施設の場合の3年間とは異なり、文化会館や健康づくり複合施設ゆすいんなどと同様に管理運営内容に専門性が見られ、安定的なサービス提供等のために一定の期間を要する施設として、公募により募集する場合に5年間とするものであります。

指定管理者候補者等選定委員8人により、候補者の選定基準及び視点等に基づき、これまでの管理運営業務実績や今後の計画資料等

も参考にしながら選定したものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今後の大規模修繕について、2分の1の補助とあるが、基準額はあるのかとの問いに、B&G財団の助成金には特に工事規模の基準はないが、全国に455か所のB&G海洋センターがある中で、施設ごとの利用状況や活動状況などに対し、B&G財団が独自の基準を設けて評価を行っており、日置市B&G東市来海洋センターは、特Aの評価を頂いている。その評価によって補助率が決まっており、特Aの施設では補助率が50から60%である。また、体育館、プールなど施設ごとに助成金の上限率が決まっているとの答弁。

また、委員より、公共施設の管理計画において、B&G海洋センター施設は、個別管理計画ではどのように判断されたのかとの問いに、財政管財課による担当課ヒアリングでは、利用人数や収入額の増加、経費削減の努力状況などにより、維持保全・当面継続活用な施設とされ、基本方針としては、引き続き民間によるサービス提供を行いながら、施設管理の効率化によるコスト削減やサービス向上につなげるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

訂正させていただきます。先ほど利用人数のところ、新型コロナ感染防止の影響もあり減少しているところの数字を5万6,700人と申し上げたようですので、約9万6,700人

と安定した利用数を確保しているということでございます。

以上です。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま、議題となっております、議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正についてにつきまして、文教厚生常任委員会にお

ける審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は、去る11月24日の本会議におきまして、本委員会に付託され、翌25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長、学校教育課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の一部改正につきましては、日置市立日吉小学校附属幼稚園を廃止するために、条例の一部を改正したため、提案されたものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、日吉小学校附属幼稚園で雇用されていた教諭は何人いたのか。また、その後の雇用はどの問いに、正規職員が1人、非常勤職員が1人の2人であったが、正規職員1人は配置替えとなった。また、近年では、2人の公立幼稚園教諭が一般事務職への職種変換をしているとの答弁。

委員より、市立幼稚園の入園者が少なくなっているが、経営上の問題はどうかとの問いに、各幼稚園施設の現状もある。老朽化や耐震基準の関係もあるため、立地場所等も含め統合も視野に入れ、在り方検討委員会で協議する必要があるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第72号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案は、出席議員の3分の2以上の同意が必要である特別多数議決が適用されます。本日の出席議員は21人で、出席議員の3分の2以上には14人以上の同意が必要であります。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。特別多数議決賛成21人です。したがって、議案第72号日置市立学校設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）

○議長（漆島政人君）

日程第3、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま、議題となっております、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）につきまして、総務企画常任委

員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、12月9日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、12月10日に委員会を開催し、総務企画部長及び担当課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7,914万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ369億8,492万8,000円とするものであります。

今回の予算の当委員会に係る歳入の主なもの概要を申し上げます。

15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、第3次交付限度額見込みに伴う7,581万2,000円の増及び誘客多角化等滞在コンテンツ造成事業費補助金の事業不採択に伴う1,964万5,000円の減。

16款県支出金は、宿泊施設感染防止対策支援事業費県補助金の事業不採択に伴う350万4,000円の減。

18款寄附金は、指定寄附金個人1件に伴う100万円の増。

19款繰入金は、調整のための財政調整基金の繰入金2,547万7,000円の増であります。

次に、歳出の主なもの申し上げます。

総務課所管では、災害対策費の備品購入費で、感染症対策に係る物資の追加購入で避難所における簡易ベッド300台と、防災倉庫6基の1,174万8,000円の増額であります。

商工観光課所管では、中小企業者等感染症対策支援事業費や飲食店等限定プレミアム付商品券事業補助金などの執行見込みに伴う補正、観光PR武将プロジェクト事業費では、新型コロナウイルス感染拡大による影響での関連イベント中止などによる減額であります。

また、戦国島津体験型観光コンテンツ開発実証事業国庫補助事業不採択に係る1,964万5,000円の減及びこれに代わる地方創生臨時交付金による体験型観光モニター事業等業務委託830万6,000円の増額であります。

補助金及び交付金で、地域経済活動支援事業費の3事業の執行見込みや期限延長に伴う875万円の増額であります。

消防本部所管では、常備消防費の備品購入費で、感染症対策に係る空気呼吸器等の購入で723万7,000円の増額するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課関係では、防災倉庫6基の大きさと、高さや防湿性は確保されているのか。また、何を備蓄し、どこに設置するのかとの問いに、床面積は9.55m²で、高さは約2m38cm、防湿性については、カビなどが出ないような機種を選定している。備蓄は、発電機や投光器、食料やリヤカーなどを整備し、避難所となっている地区公民館等に設置する予定であるとの答弁。

財政管財課関係では、令和3年度予算の見直しはどうかとの問いに、来年度は骨格予算で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費と、通常の維持管理費など経常経費のみが当初予算となるとの答弁。

商工観光課関係では、飲食店等限定プレミアム商品券事業の実績状況はとの問いに、当初1万2,000口を予定しており、販売したのは9,646冊であった。換金実績は9,561冊で約99%を使用しているとの答弁。

消防本部関係では、空気呼吸器などの使用状況と感染症対応地方創生交付金の対応であるが、感染予防との関係はとの問いに、空気呼吸器は建物火災の際は全て使用する。今まで面体、いわゆるマスクを共有していたが、

今回の購入で現場に出る人数分を確保できたので、個人配布し、感染症のリスクが軽減されるとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）の総務企画常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま、議題となっております、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本案は、12月9日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、翌10日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う予算措置で、本市の衛生維持管理推進事業に伴うものであります。

3款民生費では、70歳以上の希望者に対する温泉入浴助成に伴う、ひおき健やか憩いの湯事業費や福祉センター等のタイルカーペット張り替え及びトイレ洋式化等が主で、社会福祉費で1,099万6,000円を増額、児童福祉費では、子育て世帯支給給付金の対象児童数の確定に伴い405万1,000円

を減額、合計694万5,000円の増額となり、総額88億5,897万7,000円に。

4款衛生費では、健康診断時の感染症対策品購入に伴う保健事業費や各地域保健センターの抗菌量への表替え及びトイレの洋式化が主で、保健衛生費で604万6,000円を増額し、総額37億8,544万9,000円に。

なお、補正後予算額には水道事業等への補助金等2億4,034万2,000円が含まれており、衛生費の所管する額は、総額35億4,510万7,000円であります。

10款教育費では、小中学校の感染症対策品購入や空調設置及びトイレ洋式化、歴史民俗資料館の空調工事、吹上中央公民館及び吹上浜公園体育館の自動ドア修繕等によるもので、1億442万3,000円を増額し、総額32億1,306万2,000円とするものであります。

今回の補正予算には、各課において新型コロナウイルス感染症に対する衛生対策として、トイレの洋式化や和室等の抗菌量への表替え、空気清浄機能つき空調機の整備等が計上されております。

分かりやすく種別に分けますと、トイレの洋式化及び自動化を行う施設は、日吉老人福祉センター、日吉保健センター、吹上中央公民館など計15基であります。

小学校においては、鶴丸小学校ほか6校で39基、中学校においては、伊集院中学校ほか2校で29基、計68基を改修予定であります。

空調設置工事を行う施設が、日吉老人福祉センター、吹上歴史民俗資料館、吹上中央公民館、吹上浜公園体育館の4か所。

小学校においては、学級増により、伊集院北小学校、鶴丸小学校の2校。

中学校においては、同じく学級増により、伊集院中学校、東市来中学校、吹上中学校の

3校であります。

また、和室等の抗菌量への表替えを行う施設は、東市来総合福祉センター、日吉老人福祉センター、東市来、日吉、吹上3か所の保健センター及び日置市中央公民館の6か所、計425枚を予定しております。

質疑の主なものをご報告いたします。

総括的に、委員より、今回の新型コロナウイルス感染症対策に関する予算措置において、国からトイレの洋式化など具体的な予算活用等の指示枠が示されているのかとの問いに、国からは具体的な指示枠はないが、コロナ禍における衛生維持管理推進事業としてトイレの洋式化、内装の抗菌化、換気を目的とした空調設備の設置等、本市独自による施策であると答弁。

福祉課では、委員より、温泉入浴助成に伴うひおき憩いの湯事業が追加になる理由は何かとの問いに、想定した以上に反響がよく、当初に見込んでいた数より回数券購入に充てる方が多く、追加するものであるとの答弁。

教育委員会関係では、委員より、今回、各小学校・中学校のトイレの洋式化の設置等の基準は何かとの問いに、学校ごとに児童・生徒数と現在の洋便器数を調査し、1洋便器当たりの児童・生徒数を割り出し、その数値を基に改修後の洋便器率を算出した。県平均の洋便器の設置率は42.6%であり、本市では今回の改修後の設置率は42.4%となり、県平均並みとなる予定であるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任副委員長 樹 治美君登壇〕

○産業建設常任副委員長（樹 治美君）

ただいま、議題となっております、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、12月9日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、12月10日に委員全員出席の下、委員会を開催。産業建設部長兼農林水産課長及び担当職員など当局の説明を求め、質疑・討論・自由討議・採決を行いました。

今回の補正予算につきましては、農林水産課に係るもののみとなっております。

歳入は全て新型コロナウイルス感染症対応としての国の地方創生臨時交付金に伴う補正予算であります。

また、歳出もそれに伴うものがほとんどとなっております。

歳出の主なものは、6款農業振興費の需用費の消耗品費は、農産直売所コミュニティー支援事業として、指定管理直売所と農村センター15施設に設置する手指消毒用のハンドスプレーディスペンサーの購入費4万5,000円。

印刷製本費では、日置市特産品消費拡大推進事業における直売所合同販売会の開催に係る対象商品判別シールや広報用のチラシ、ポスターの作成費で、24万9,000円。

役務費の広告料も、合同販売会への広報のためのリビング新聞掲載料と新聞折り込み広告料18万6,000円。

農業施設管理費の工事請負費は、日吉農産加工センター、日吉農村センター、かめまる館、城の下物産館における感染症対応としてのトイレの洋式化工事費325万9,000円

であります。

水産業振興費の負担金補助及び交付金では、前回の臨時交付金で予算化した水産業活性化推進事業のうち、江口漁協のフォークリフトの事業費確定と吹上町漁協の急速冷凍機の事業取下げに伴う126万7,000円の減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、農業施設管理費工事請負費でトイレの洋式化が予算計上されている。各加工センター、城の下物産館工事が60万3,000円。山神の郷が145万円となっている。今回、学校関係はトイレの洋式化予算が50万円が計上されているが、この金額の違いは何かとの問いに、日吉の加工センターと城の下物産館は、洋式化に伴いウォシュレットも設置することになっている。学校関係の詳細は分からないが、このウォシュレットの分が学校の改修とは違う部分ではないかと考える。山神の郷は、かめまる館の男性用、女性用、多目的トイレの3つのうち、洋式化されていない男性用と女性用の2か所を改修する予算であるとの答弁。

その後、この点を教育委員会にお尋ねし、学校はウォシュレットを設置しないと確認したところであります。

また、委員より、農業振興費で店頭販売用冷凍冷蔵ショーケース5台、11万円のリース代が計上されているが、リースの期間はどれくらいかとの問いに、指定管理施設の5台で、2月7日、2月14日開催予定の市内販売所合同販売会において1店舗1台の1日分のリース料になっているとの答弁。

また、委員より、水産業振興費で吹上漁港の急速冷凍機の取下げによる減額補正が出ているが、取り下げた理由は何か。また、今後、急速冷凍機はどうなるのかとの問いに、台風10号の影響で漁港が停電になり、急遽発電機を購入した。そのため、予算が不足したた

め、急速冷凍機を取り下げたことによるものである。今後については、同じような事業があれば手を上げるかもしれないが、自己資金では困難だと考えているとの答弁。

また、委員より、既に洋式化されているところには、今回の補正ではウォシュレットはつかないということになるのかとの問いに、今回の補正では、洋式化を新たに行うところにはウォシュレットをつけるが、既に洋式化されているところにウォシュレットだけを新たにつける事業は行わない方向となっているとの答弁。

さらに、委員より、今回のトイレの洋式化は感染症対策に対応するためのものと考えますが、大事なのは蓋を閉めてから水を流すことである。各トイレに感染症対策におけるトイレの使い方の周知を徹底するべきと考えるが、そのような貼り紙等を設置する予定はあるのかとの問いに、その点は大事なことであるので、そのような形で指示をしていきたいとの答弁。

このほかにも、多くの質疑がありましたが、当局の説明を了承し、質疑を終了。その後自由討議を行いました。その中で、次のような意見が出されました。

吹上漁港の新規購入予定であった急速冷凍機の予算取下げは、原因が急を要した台風10号による停電の影響での発電機購入のためである。何とか今後、事業を見つけて設置の方向で検討していきたい。

また、感染症対策によるトイレの洋式化では、今回は全庁にわたって洋式化の予算が出ているため、トイレの蓋を閉めてから水を流すということの徹底を、産業建設委員会の所管課以外でもしっかりと徹底されるべき案件であると考えたとの意見が出ました。

自由討議を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）

の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第85号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号令和2年度日置市一般会計補正予算（第12号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第4、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま、議題となっております、陳情第

7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町妙円寺在住の新日本婦人の会伊集院班、帯田美和子氏より提出され、去る11月24日の本会議において、本委員会に付託され、11月26日に委員全員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長、学校教育課長の出席、説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

陳情項目の内容は、1、子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、20人学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのためには、国は標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てることです。

前回の9月議会でも、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充の請願についてにおいて、1クラス35人学級の実現について当局からの学校現状の説明を受け、委員会で議論を行ったところであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、学級でのグループ活動を行うとして、最低何人必要と考えるか。また、そのグループ数は幾つ必要と考えるかとの問いに、グループ活動の意味から考えると、最低3人はいないと活動をなさない。4人から6人は必要と考える。また、グループの数としては、3グループ以上は必要と考えるとの答弁。

他の委員より、少人数学級の場合、例えば30人学級ではグループ活動等はできるのかとの問いに、30人学級を実現するとなると、例えば児童・生徒数が31人の場合、15人と16人に分けた場合、グループ分けの数が少なくなり、議論が交わせない状況や体育授業等の活動でも制限が出てくることもあるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の

説明で了承し、質疑を終了。

自由討議はなく、討論に付しましたところ、新型コロナウイルス感染症対策としての安心・安全な教育環境と、一人一人に丁寧に関わる学びの保障の両立という点では、30人以下学級は理想的で評価できると思う。しかし、1クラス30人以下学級で編成した場合、鹿児島県内では現状より751学級増えるとされ、また、教職員数についても906人の増員が必要と試算されております。

本市においても、小学校で14クラス、中学校では12クラス、計26クラスが増えることになるようであり、教職員の増員、教室の確保に伴う維持管理費など多額の予算も必要となり、人口減少が毎年のように進む中、財政面も大変厳しい状況であるため、いま一度、立ち止まって検討する必要があると考えるので、少人数学級を求める陳情については反対であるとの反対討論がありました。

これに対し、国は子どもたちの命と健康と守り、成長と発達を保障するため、少人数学級を実現することが新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今こそ求められている。安心・安全な教育環境の整備と、一人一人丁寧に関わる学びの保障を両立させることが重要であり、採択すべきであると考えてるので賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、討論は終了。

採決の結果、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書については、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから本件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第7号について、討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書に賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない今、学校でも新しい生活様式を確保してほしい。様々な心身の影響を受ける子どもたち一人一人に目が届き、みんなが健やかに豊かに学び合えるようにしてほしいと、少人数学級を求める世論が高まっています。

政府の教育再生実行会議では、1クラス20人以下でなければ2mのソーシャルディスタンスは取れないことが明らかにされています。

さらに、OECD諸国との比較では、1学級当たりの日本の生徒数は、小学校ではOECD平均21人に対し27人。中学校はOECD平均23人に対し32人と過密であること。

また、GDPに対する教育への支出の額は38か国中、下から2番目の37位ととても少ないことが指摘されています。

これらのことから、国は予算全体を根本的に見直して、少なくともOECD平均並みの教育予算を組んで、早急に少人数学級制にすることが求められます。

教育の目的は、学力の向上だけでなく、子どもたちの人格を形成することにあります。

そのために、国は感染症にも安心・安全な教育環境と、一人一人と丁寧に関わる学びの保障を両立させることが重要です。

子どもたちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、少人数学級を実現することが今求められています。

そのために、国は標準法を改正し、教職員

定数改善計画を立てるべきと考えます。

少人数学級の実現を求めるこの陳情は、鹿児島県議会でも全会一致で採択されました。

また、県内のほとんどの自治体で採択されていることを最後に申し上げ、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、下御領昭博君の反対討論の発言を許可します。

○13番（下御領昭博君）

ただいま、議題となっております、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書に反対の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルス感染が拡大する中においても、安心・安全な教育環境と、一人一人に丁寧に関わる学びの保障を両立させることが重要で、30人以下学級の編成を求めています。30人以下学級は、大変理想的で評価できると思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は、学校現場に限らず各所に現れています。

鹿児島県内の小中学校の児童数の推移と、各自治体の1学級当たりの人数などの状況はこれまでも毎年述べられています。

また、31人となり2クラス編成になると、1クラス16人と15人となりグループ協議も少数のため活発な意見も少なくなり、また、運動にしても競技の種目は少数のため厳しい状況となります。

1クラス30人学級にした場合、鹿児島県内では現状より751学級増えると試算され、また、教職員についても906人の増員が必要としています。

本市においても30人学級にした場合、小学校で14クラス、中学校で12クラス、26クラスが増えることになるようです。

教職員の増員、教室の確保に伴う維持管理

など多額の予算も必要となり、人口減少が毎年のように進む中、財政面も大変厳しい状況であり、いま一度立ち止まって検討する必要があると考えます。

よって、少人数学級を求める陳情書については反対といたします。

以上で終わります。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。陳情第7号に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第7号安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

△日程第5 議案第86号令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）

○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第86号令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第86号令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370億331万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている低所得のひとり親世帯への支援強化に伴う国の補正予算について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、国庫支出金で国庫補助金の民生費国庫補助金で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費国庫補助金の増額により1,838万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、民生費で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の増額により1,838万5,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第86号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号令和2年度日置市一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 閉会中の継続審査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第7 閉会中の継続調査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり

閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第8 議員派遣の件について

○議長（漆島政人君）

日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付いたしましたとおり会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第9 所管事務調査結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第9、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長の所管事務調査結果報告は、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果報告は、市長へ送付することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、令和2年第4回定例会は、11月24日の招集日から本日の最終本会議までの28日間にわたり、日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定、日置市施設整備基金条例の一部改正、日置市国民健康保険税条例の一部改正、日置市学校設置条例の一部改正、日置市職員の給与に関する条例の一部改正、日置市市長等の給与に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬の費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、令和2年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただいたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、審議におきましても、各議員からのご指摘のありました点についても真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、ご自愛の上ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（漆島政人君）

これで、令和2年第4回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 漆島政人

日置市議会議員 西菌典子

日置市議会議員 門松慶一

